

朝倉市地域防災計画

令和 4 年 3 月

朝倉市防災会議

目 次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的及び性格	1
第1節 目的	1
第2節 基本理念	2
第3節 計画の性格	3
第4節 計画の構成	4
第5節 用語	5
第2章 防災面からみた朝倉市の特性	6
第1節 朝倉市の概況	6
第2節 本市における災害の特色	9
第3節 災害の想定	11
第3章 防災関係機関等の業務大綱	16
第1節 実施責任	16
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	17
第3節 市民及び企業等の基本的責務	38
第4章 計画の運用等	39
第1節 平常時の運用	39
第2節 災害時の運用	40
第3節 計画の周知	40
第5章 災害に関する調査研究の推進	41
第6章 重点的に取り組むべき対策	42
第2編 災害予防計画	43
第1章 防災基盤の強化	43
第1節 治水治山の対策	43
第2節 土砂災害の防止	47
第3節 火災の予防	52
第4節 都市構造の防災化	55
第5節 建築物及び文化財等の災害予防	57
第6節 液状化災害の予防対策	62
第7節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害予防	63
第8節 交通施設の災害予防	65
第2章 市民等の防災力の向上	68
第1節 市民が行う防災対策	68

第2節	自主防災体制の整備	70
第3節	企業等防災対策の促進	77
第4節	防災知識の普及	80
第5節	防災訓練の充実	86
第6節	市民の心得	90
第3章	効果的な応急活動のための事前対策	94
第1節	広域応援・受援体制の整備	94
第2節	防災体制・施設・資源等の整備	97
第3節	災害救助法等の運用体制の整備	102
第4節	情報管理体制の整備	103
第5節	広報・広聴体制の整備	107
第6節	二次災害の防止体制の整備	109
第7節	救出・救助体制の整備	111
第8節	避難体制の整備	112
第9節	交通・輸送体制の整備	120
第10節	帰宅困難者支援体制の整備	122
第11節	医療救護体制の整備	126
第12節	要配慮者安全確保体制の整備	128
第13節	災害ボランティアの活動環境等の整備	137
第14節	災害備蓄物資等の整備・供給	139
第15節	住宅の確保体制の整備	144
第16節	保健衛生・防疫体制の整備	145
第17節	ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	146
第18節	農業の災害予防	148
第19節	複合災害の予防	149
第20節	防災関係機関における業務継続計画	150
第4章	大規模事故等の予防対策	151
第1節	安全のための情報の充実	151
第2節	安全の確保	152
第3節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	159
第4節	防災知識の普及	166
第5節	再発防止対策の実施	168
第6節	原子力災害の予防対策	169
第3編	風水害応急対策計画	172
第1章	活動体制の確立	172
第1節	組織体制の確立	172

第2節	自衛隊の災害派遣要請要求	184
第3節	応援要請（受援）	191
第4節	災害救助法の適用	194
第5節	要員の確保	196
第6節	災害ボランティアの受入・支援	197
第2章	災害応急対策活動	200
第1節	防災気象情報等の伝達	200
第2節	被害情報等の収集伝達	208
第3節	広報・広聴	216
第4節	避難対策の実施	219
第5節	水防対策の実施	230
第6節	消防活動	231
第7節	救出活動	232
第8節	医療救護	234
第9節	飲料水の供給	238
第10節	食料の供給	240
第11節	生活必需品等の供給	242
第12節	交通対策の実施	244
第13節	緊急輸送の実施	246
第14節	保健衛生、防疫、環境対策	249
第15節	要配慮者（避難行動要支援者）の支援	252
第16節	安否情報の提供	255
第17節	遺体の搜索、収容及び火葬	257
第18節	障害物の除去	261
第19節	文教対策の実施	263
第20節	住宅の確保	267
第21節	ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理	272
第22節	上水道、下水道及び工業用水道施設災害の応急対策	275
第23節	交通施設災害の応急対策	277
第24節	土砂災害の応急対策	280
第25節	二次災害の防止	281
第26節	農林施設等災害の応急対策	282
第27節	大気汚染による災害応急対策	286
第4編	震災応急対策計画	287
第1章	活動体制の確立	287
第1節	組織動員計画	287

第2節	自衛隊の災害派遣要請要求	293
第3節	応援要請（受援）	294
第4節	災害救助法の適用	295
第5節	要員の確保	296
第6節	災害ボランティアの受入・支援	297
第2章	災害応急対策活動	298
第1節	地震情報等の伝達及び対処	298
第2節	被害情報等の収集伝達	301
第3節	広報・広聴	305
第4節	避難対策の実施	306
第5節	地震水防対策の実施	308
第6節	救出活動	309
第7節	医療救護	311
第8節	飲料水の供給	312
第9節	食料の供給	313
第10節	生活必需品等の供給	314
第11節	交通対策の実施	315
第12節	緊急輸送の実施	316
第13節	保健衛生、防疫、環境対策	317
第14節	要配慮者（避難行動要支援者）の支援	318
第15節	安否情報の提供	319
第16節	遺体の搜索、収容及び火葬	320
第17節	障害物の除去	321
第18節	文教対策の実施	322
第19節	住宅の確保	323
第20節	ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理	324
第21節	上水道、下水道及び工業用水道施設の災害応急対策	326
第22節	交通施設の災害応急対策	327
第23節	二次災害の防止	328
第5編	大規模事故等応急対策計画	331
第1章	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	331
第1節	災害情報の収集・連絡	331
第2節	通信手段の確保	333
第2章	活動体制の確立	337
第1節	市の活動体制	337
第2節	指定地方行政機関等の活動体制	337

第3節	広域的な活動体制	337
第4節	自衛隊の災害派遣	337
第5節	事故別の関係機関の活動体制	338
第3章	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	340
第1節	捜索活動	340
第2節	救助・救急活動	341
第3節	医療活動	343
第4節	消火活動	344
第4章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動、応急対策、避難、応急復旧	345
第1節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	345
第2節	応急対策	346
第3節	避難収容活動	348
第4節	応急復旧活動	351
第5章	関係者等への的確な情報伝達活動	352
第1節	被災者の家族等への情報伝達活動	352
第2節	市民等への的確な情報伝達	353
第3節	関係者等からの問い合わせに対する対応	354
第6章	原子力災害の応急対策	355
第1節	活動体制の確立	355
第2節	応急対策活動の実施	356
第6編	災害復旧・復興計画	362
第1章	災害復旧事業の推進	363
第1節	復旧事業計画	364
第2節	激甚災害の指定	366
第2章	被災者等の生活再建等の支援	368
第1節	罹災証明書等の発行	369
第2節	被災者台帳の整備	370
第3節	生活相談	372
第4節	女性のための相談	373
第5節	雇用機会の確保	374
第6節	義援金品の受付及び配分等	375
第7節	生活資金の確保	377
第8節	郵便事業の特例措置	380
第9節	租税の徴収猶予、減免等	381
第10節	災害弔慰金等の支給等	384
第11節	災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するための啓発	385

第3章 経済復興の支援	386
第1節 金融措置	386
第4章 復興計画	389
第1節 復興計画作成の体制づくり	389
第2節 復興に対する合意形成	389
第3節 復興計画の推進	389
第5章 大規模事故等の災害復旧計画	391
第1節 被災施設の復旧対策	391
第2節 林野火災の復旧対策	391
第3節 放射線災害の復旧対策	391
第4節 原子力災害の復旧対策	392

第1編 総則

第1章 計画の目的及び性格

第1節 目的

(全課)

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、朝倉市の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）対策に関し、朝倉市、福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として朝倉市防災会議が定めたものであり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と住民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

第2節 基本理念

(全課)

この計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして行政の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。

- 一 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大する。

第3節 計画の性格

(全課)

この計画は、朝倉市域の防災に関する基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、福岡県の地域防災計画や、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。

なお、本計画は、災害対策に関し、関係機関の防災業務の実施内容、責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上で基本的な大綱を示すもので、毎年、市防災会議において検討を加え、所要の修正を行っていくべきものであるが、その実施細目等については、関係機関において別途具体的に定めるものである。

この計画は、朝倉市の職員、関係地方行政機関及び関係公共機関その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、計画のうち必要な事項については地域住民にも周知徹底を図るものとする。

第4節 計画の構成

(全課)

この計画の構成は次のとおりとする。

第1編 総則

- 第1章 計画の目的及び性格
- 第2章 防災面からみた朝倉市の特性
- 第3章 防災関係機関等の業務大綱
- 第4章 計画の運用等
- 第5章 災害に関する調査研究の推進
- 第6章 重点的に取り組むべき対策

第2編 災害予防計画

- 第1章 防災基盤の強化
- 第2章 市民等の防災力の向上
- 第3章 効果的な応急活動のための事前対策
- 第4章 大規模事故等の予防対策

第3編 風水害応急対策計画

- 第1章 活動体制の確立
- 第2章 災害応急対策活動

第4編 震災応急対策計画

- 第1章 活動体制の確立
- 第2章 災害応急対策活動

第5編 大規模事故等応急対策計画

- 第1章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- 第2章 活動体制の確立
- 第3章 捜索、救助・救急、医療及び消火活動
- 第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動、応急対策、避難、応急復旧
- 第5章 関係者等への的確な情報伝達活動
- 第6章 原子力災害の応急対策

第6編 災害復旧・復興計画

- 第1章 災害復旧事業の推進
- 第2章 被災者等の生活再建等の支援
- 第3章 経済復興の支援
- 第4章 復興計画
- 第5章 大規模事故等の災害復旧計画

第5節 用語

(全課)

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-------------|---|
| 1 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。 |
| 2 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。 |
| 3 市防災計画 | 災害対策基本法第42条の規定に基づき、朝倉市防災会議が作成する朝倉市地域防災計画をいう。 |
| 4 市災対本部 | 災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、設置する朝倉市災害対策本部を言う。 |
| 5 県防災計画 | 災害対策基本法第40条の規定に基づき、福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画をいう。 |
| 6 県災対本部 | 災害対策基本法第23条の規定に基づき、設置する福岡県災害対策本部をいう。 |
| 7 県地方本部 | 福岡県地域防災計画に基づき、地方に設置する福岡県災害対策地方本部をいう。 |
| 8 県災対本部長 | 福岡県災害対策本部長をいう。 |
| 9 県地方本部長 | 福岡県災害対策地方本部長をいう。 |
| 10 要配慮者 | 高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人、旅行者等の特に配慮を要するもの |
| 11 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの |

第2章 防災面からみた朝倉市の特性

第1節 朝倉市の概況

(全課)

第1 地理的条件

1 位置及び面積等

本市は、福岡県のほぼ中央部に位置（筑後地方北部）し、東は大分県日田市、東峰村に、西は大刀洗町、筑前町に、南は筑後川をほぼ境としてうきは市、久留米市に、北は嘉麻市に接しており、東西約25km南北約15km、総面積246.71km²で、中心地から福岡市までは30km以内の大都市圏内にある。

北部から東北部にかけて古処山、馬見山など800～1,000m級の山々が連なり、豊富な動植物が棲息する自然環境に恵まれている。

南部では、筑後川やその水系の赤谷川、白木谷川、荷原川、北川、桂川、妙見川、新立川、佐田川、小石原川などの河川が流れ、これらの河川によって潤される平野部は、肥沃な水田地帯を形成している。また、小石原川には江川ダム、小石原川ダム、佐田川には寺内ダムがあり、福岡都市圏の水がめとなっている。

2 地勢

(1) 山地等

市域の北部は急峻な古処山地があり西から小富士、白坂峠、古処山、屏山、馬見山、靱岳、白石山～東に土師山、針目山で囲まれ、市域東部に広蔵山及び米山、西部に大平山及び十石山が平地部に突き出すような山塊となっている。

(2) 河川

市域南側を一級河川の筑後川が東の杷木地区から西の蜷城地区の間を流れており、北部の山沿いからこの筑後川に流れ込む中小河川で構成されている。これら中小河川の多くは、勾配が急で筑後川までの河川長が短いため降雨による影響を受けやすく、また、筑後川への排水がうまくいかない場合、内水氾濫のおそれがある。

(3) 平野

市域の南西部には、筑後川及びその支流河川の流域に平野部が開けており、穀倉地帯となっている。

第2 地質

1 平野部

筑後川沿いに発達している平野部は、筑後平野の北東端に当たり主に水田の利用が盛んである。山際では段丘面が発達し、山間部から流出した土砂や砂礫が厚く堆積し、果樹園等の利用がなされている。筑後川にそそぐ支流として、上流側より赤谷川、北

川、桂川、佐田川、小石原川があり、桂川、佐田川、小石原川は流路が長く山間部からの土砂を平野部へ供給している。

2 山地部

朝倉市中央部から北部に広がる山間部は、長谷山～秋月～古処山付近を境に地質構成が大きく異なり、北西側は八丁峠～三箇山にかけて分布する花崗岩類と西側の馬見山～鳥尾山にかけて分布する変成岩類（主に泥質片岩や砂質片岩、一部に石灰質片岩）が見られる。また、朝倉市東部の杷木周辺では花崗閃緑岩の貫入岩体が分布する。

花崗岩類は、糸島型の花崗岩類であり、中生代に形成されたものであるが、片岩類は三郡変成岩に属し、時代は古生代と古い年代のものである。

3 災害との関連

豪雨による災害として、筑後川の氾濫による低地への浸水が最も懸念され、山間部では花崗岩の風化部を巻き込んだ土石流の発生や表層のすべりなどが懸念される。また、片岩類の分布域では、片理面構造の発達により流れ盤構造となる箇所では規模の大きな地すべりの発生が懸念される。

地震時では、小石原川及び佐田川沿いの平野部における液状化の発生の他、山間部の花崗岩類分布域における落石の発生が挙げられ、花崗岩の風化状況によっては大きな岩塊の落石なども懸念される。

第3 気象

年間平均気温は15.6℃（昭和54年～平成26年の平均）で、内陸性気候でありながら温暖である。年間降雨量は、1908.6mm（昭和54年～平成26年の平均）で、同期間の県平均（1674.3mm）を上回っており、山間部は福岡県の重要な水源地となっている。

第4 社会的条件

1 人口の状況

（1）人口

住民基本台帳によると、本市の令和3年11月30日現在の人口は51,520人であり、甘木市、朝倉町、杷木町の合併による本市発足後の平成18年3月31日時点の61,009人に比べて9,489人（15.6%）減少しており、減少傾向にある。

令和3年11月30日現在の世帯数は21,607世帯であり、平成18年時点の19,754世帯と比べて1,853世帯（9.4%）増加している。一方で、世帯当たりの人員は2.4人と、平成18年時点の3.1人に比べて減少しており、世帯分離や単身世帯の増加などが進んでいるとみられる。（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査。）

(2) 高齢化の進行

本市の65歳以上の高齢者人口は、合併後の平成18年3月には15,400人、高齢化率は25.2%であったが、令和3年11月には18,159人、高齢化率35.2%と増加している。75歳以上の後期高齢者も平成18年時点の13.2%から17.8%と増加しており、高齢化が進んでいる。(住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査。)

※高齢者(要配慮者)人口の地域別構成比

甘木地区 12,676人(33.2%)、杷木地区 2,407人(40.8%)
朝倉地区 3,076人(41.5%)

また、高齢化の進行に伴い、「高齢者のいる世帯」も増加している。特に、「高齢者単身世帯」は、合併当時の平成18年度2,265世帯(全世帯の11.4%)であったものが、令和3年11月には4,057世帯(全世帯の18.8%)と増加、「高齢者夫婦世帯」も、平成18年度1,674世帯(全世帯の8.4%)であったものが、令和3年11月には2,690世帯(全世帯の12.5%)と増加している。(住民基本台帳に基づく、世帯数調査)

2 土地利用の状況

本市は総面積が246.71km²であり、山林などが約8割(山林54.7%、田15.4%、畑8.3%)を占め、宅地の割合は6.6%に過ぎない。山林は市域北部に広がり、その中に江川ダム・寺内ダム・小石原川ダムの3つのダムを有し、周辺地区への水資源供給という重要な役割を担っている。市域南部および西部は筑後平野に位置し、河川によって形成された扇状地が広がり、平坦な農地が形成されている。

また、市域南部の西日本鉄道甘木線と甘木鉄道の終着点周辺には市の中心部がある。その南側には東西に大分自動車道が通過しており、市内には西から甘木IC、朝倉IC、杷木ICが設置されている。

合併後は地区によって都市基盤の整備に差がみられ、そのため一つの市としての一体的な整備を行い、防災の観点から重要な役割を担う上下水道や道路、公園・緑地などの充実に努めている。(第2次朝倉市総合計画 基本構想・基本計画 参照)

3 経済・産業の状況

平成30年度の市内総生産は3,411億円で県内総生産の1.7%にあたる。

本市の産業構造としては、第1次産業(2.5%)、第2次産業(58.1%)、第3次産業(38.4%)の総生産額の比率となっており、福岡県の第2次産業の総生産割合(20.5%)と比べて大きい。

また、第1次産業の生産額割合は低い、県内第6位の生産額となっている。(平成30年県民経済計算・市町村民経済計算報告書(令和3年3月発表))

第2節 本市における災害の特色

(全課)

第1 台風及び大雨による風水害

- 1 九州は、台風の上陸する頻度が非常に高く、台風による被害も相当懸念されるが、梅雨前線の活動による大雨、集中豪雨の被害も甚大である。本市における災害には、杷木地区の土石流及び急傾斜地崩壊等や筑後川及び中小河川の氾濫等、多数発生する特性を有している。

本市における大災害は、昭和28年6月の梅雨前線の影響による水害、平成3年9月の台風17、19号による被害であり、さらに最近における災害は、平成24年7月・8月の九州北部豪雨等災害及び平成29年7月九州北部豪雨災害による被害である。

「平成24年7月・8月の九州北部豪雨等災害」は、本市において杷木地域及び蜷城地域を中心に斜面や河川、道路の崩壊、建物の損壊や床上・床下浸水等の被害が発生し、人的被害3人、住家被害185棟など、大きな被害が発生した。

「平成29年7月九州北部豪雨災害」においては、杷木地域、朝倉地域、蜷城地区、高木地区及び三奈木地区を中心に甚大な被害が発生した。

本災害においては、筑後北部から大分県西部にかけて線状降水帯が形成されて猛烈な雨が降り続き、九州・山口県では初めての大雨特別警報が発表された。

朝倉のアメダス雨量計では、1時間に129.5ミリを観測した。

この大雨により、人的被害33人、行方不明2人、住家被害の内全壊260棟、半壊782棟を数えた。

2 原因

風水害の主たる原因は、梅雨、台風、季節風、低気圧前線の活動によるものである。このうち梅雨前線と台風によるものが最も多いが、水害について台風によるものより梅雨時の降雨によるものが最も多く、6月上旬から7月下旬にかけて最も多い点に留意しなければならない。しかも風水害の主たる原因が近年筑後川の氾濫に主眼を置いていたが、平成29年7月九州北部豪雨災害では、中小河川が大量の土砂と流木で氾濫し、被害を拡大したことは特筆すべきである。

また、平成30年7月豪雨においても、人的被害はなかったものの、市内に大きな爪痕を残している。

被害の影響は大きく、わずかな雨でも大きな被害が起きる可能性があり、予断は許されない。

また台風は8月から10月にかけて来襲しているが9月が最も多く、雨よりも風によるものが多い。

第2 地震による災害

平成17年3月20日10時53分頃、地震空白域とされていた福岡県において、福岡市の北西約30km、深さ約9kmの地点を震源とするマグニチュード7.0、最大震度6弱の福岡県西方沖地震が発生し、福岡市を中心に死者1名、負傷者1,186名、建物全壊143棟、建物半壊352棟を数える甚大で深刻な被害をもたらし、本市においても震度5弱を記録した。

第3節 災害の想定

(全課)

この計画の策定にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の状況等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

第1 この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 台風による災害
- 2 集中豪雨等異常降雨及び竜巻による災害
- 3 地震による災害
- 4 大規模事故による災害
 - (1) 航空災害
航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等大規模な航空事故の発生
 - (2) 道路災害
自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災及び道路上における車両の衝突・火災等
 - (3) 鉄道災害
暴風雨、積雪、その他異常な自然現象及び事故による列車の脱線、転覆、大規模な火災等の発生
 - (4) 危険物等災害
危険物の漏洩・流出、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等の発生
 - (5) 大規模な火事災害
近年の住宅の密集化等に伴う市街地火災の大規模化の危険性の増加を踏まえ、大規模な火事の発生
 - (6) 林野火災
火災による広範囲にわたる林野の焼失等
 - (7) 放射線災害
放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設からの、火災その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏洩等の発生

第2 県による想定地震被害

県では、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく「地震に関する防災アセスメント調査 平成24年3月 福岡県」を実施している。

同調査では、県内陸域に存在する主要な6つの活断層、小倉東断層（北九州市小倉

～平尾山)、福智山断層(北九州市八幡～田川市)、西山断層(津屋崎～飯塚市)、警固断層(南東部)(福岡市)、水縄断層(久留米市～浮羽)、宇美断層(福岡市東区青葉～筑紫野市吉木)及び過去に発生した地震に着目し、想定地震を設定している。

これらのうち、特に人口が集中している県内4主要都市(福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市)を中心とする地域に被害を及ぼすと判断される4断層(小倉東断層、西山断層(南東部)、警固断層(南東部)、水縄断層)について想定被害を算出している。

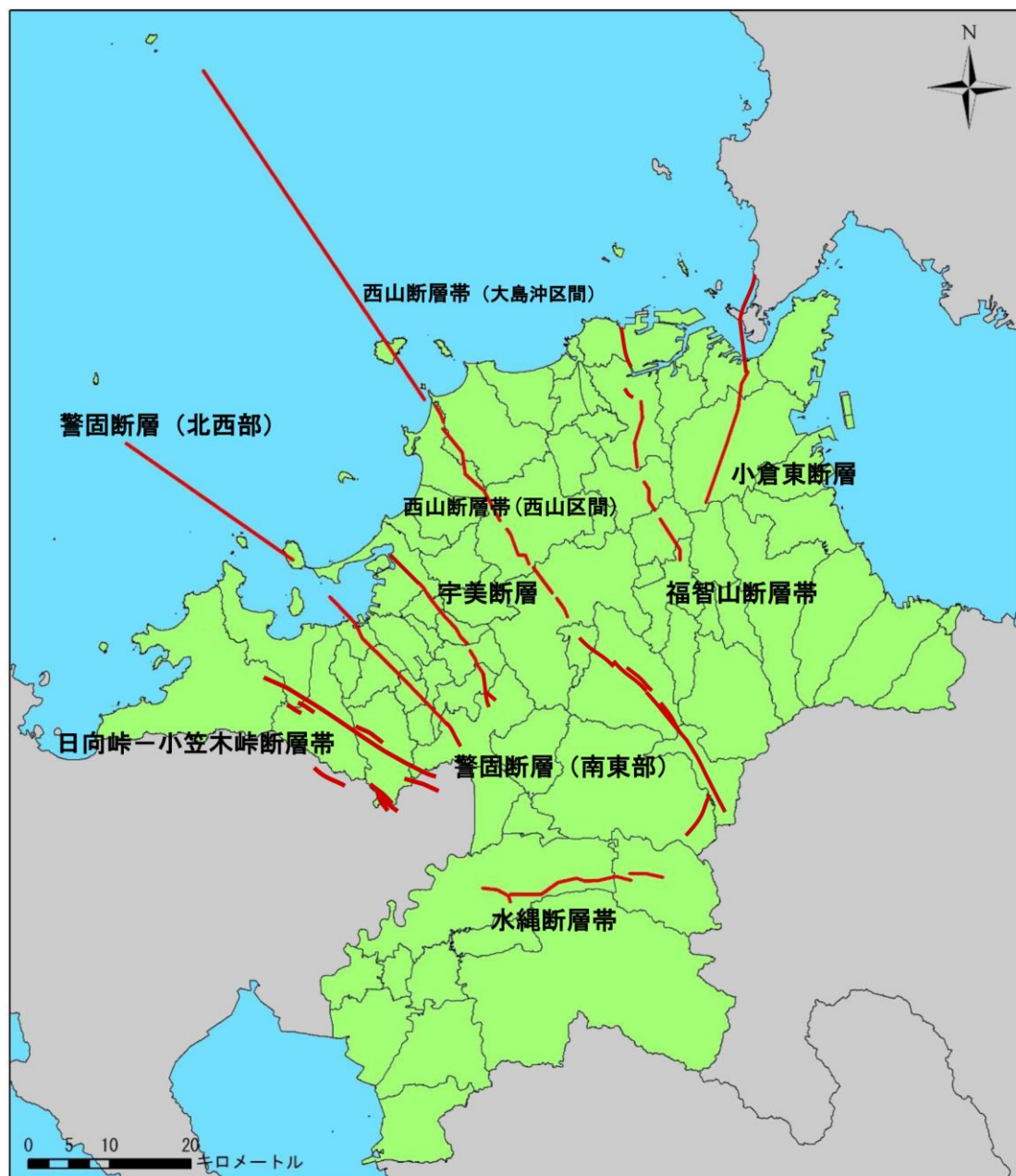
主要な6断層の諸元及び位置、朝倉市における被害想定を以下に示した。

表 各断層の諸元

	小倉東断層	西山断層	警固断層 (南東部)	水縄断層	福智山断層	宇美断層
断 層 長 さ	約 17km	約 31km	27km	約 26km	約 20km	約 18km
断層延長の方向	北北東-南 南西方向	北西-南東 方向	北西-南東 方向	東-西方向	北北西-南南 東方向	北西-南東 方向
断 層 の 型	右横ずれ主 体、西側が 相対的に隆 起	西側上が りの高角 の左横ず れ断層	左横ずれ 断層	北側下が りの正断 層(横ずれ 成分につ いては不 明)	逆断層	逆断層/横 ずれの存 在につい ては確認 されてい ない
活 動 の 規 模	M=6.9	M=7.3	M=7.2	M=7.2	M=7.0	M=6.9
平均的な活動間隔	約 8,500 年	不明	約 3,100 年 ～5,500 年	14,000 年	約 25,000 年	15,000 年 以下
最新の活動時期	約 2,200 年 前	約 12,000 年前以後、 概ね 2,000 年前以前	約 4,300 年 ～3,400 年 前	1,300 年前	約 11,000 年 前から数千年 遡る期間	約 4,300 年 前以降
今後30年以内に地震が発生する確率	0.005%	不明	0.3-6%	ほぼ 0.0%	0.6%	不明

資料:「地震に関する防災アセスメント調査」(平成24年3月、福岡県) をもとに作成

図 想定地震の震源断層位置



出典：「福岡県地域防災計画」（平成30年5月、福岡県防災会議）

表 朝倉市の被害想定

被害想定の実施対象の地震			小倉東断層			西山断層(南東部)			曹田断層(南東部)			水縄断層			基礎一定
地震動(震度6弱以上)			破壊開始	南西下部	中央下部	北東下部	南東下部	中央下部	北西下部	南東下部	中央下部	北西下部	北東下部	中央下部	南西下部
液状化(危険度が高い以上)							震度6弱	震度6弱	震度6弱※	震度6弱	震度6弱※	震度6弱※	震度6弱※	震度6弱※※	震度6弱※※
斜面崩壊	斜面数(箇所)		207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207	207
	A		0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	8	8	4
	危険度別箇所数	B	128	132	141	138	187	198	147	187	198	196	192	193	195
	C		79	75	66	69	20	8	60	20	8	10	7	6	8
被災棟数(棟)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
建物被害	木造被害数(棟)		0	0	0	2	1,194	2,550	57	1,679	3,477	4,614	6,324	6,266	5,103
	半壊		0	0	45	94	923	1,357	361	1,140	1,478	1,789	1,735	1,856	2,010
	SRC造・RC造	大壊	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
		中壊	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	2	3	2
		大壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
		中壊	0	0	0	0	1	5	0	2	18	27	48	60	35
	軽量鉄骨造	大壊	0	0	0	0	51	102	2	71	147	195	243	237	197
		中壊	0	0	1	4	49	72	16	58	92	112	120	123	117
		大壊	0	0	0	0	40	81	2	58	117	161	185	176	148
		中壊	0	0	1	3	34	50	13	40	64	71	67	72	75
	小針	大壊	0	0	0	0	91	183	4	129	265	357	430	415	346
		中壊	0	0	2	7	85	128	29	101	175	211	237	258	229
		大壊	0	0	0	2	1,285	2,733	61	1,808	3,742	4,971	6,754	6,681	5,449
		中壊	0	0	47	101	1,008	1,485	390	1,241	1,653	2,000	1,972	2,114	2,239
	木造建物被害率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	7.3	0.2	4.8	9.9	13.1	18.0	17.8	14.5
	半壊		0.0	0.0	0.1	0.3	2.6	3.9	1.0	3.2	4.2	5.1	4.9	5.3	5.7
	非木造建物被害率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.5	0.0	1.0	2.1	2.9	3.4	3.3	2.8
	半壊		0.0	0.0	0.0	0.1	0.7	1.0	0.2	0.8	1.4	1.7	1.9	2.1	1.8
地震火災被害	全出火		0	0	0	0	6	13	1	9	18	23	31	31	26
	表上出火		0	0	0	0	4	9	0	6	12	16	21	21	17
	消火件数		0	0	0	0	2	4	0	3	6	8	9	9	8
	延焼出火		0	0	0	0	2	5	0	3	6	8	12	12	9
	焼失棟数		0	0	0	0	2	5	0	3	7	9	13	12	10
	死者		0	0	0	0	73	156	3	103	213	283	386	382	310
	負傷者		0	0	0	30	1,467	2,307	236	1,800	2,785	3,303	3,971	3,945	3,490
	要救出者数		0	0	0	1	514	1,093	24	723	1,497	1,988	2,702	2,672	2,180
	要救出者数		0	0	0	1	263	559	12	370	765	1,016	1,384	1,369	1,114
	要後方医療搬送者数		0	0	0	3	147	231	24	180	279	330	397	395	349
人的被害	避難者数		0	0	0	2	1,567	3,333	74	2,204	4,563	6,062	8,237	8,147	6,645
	食料供給対象人口		0	0	0	0	5,029	15,087	629	9,010	21,583	25,136	25,136	25,136	25,136
	給水対象世帯		0	0	0	0	1,777	5,331	222	3,184	7,626	8,881	8,881	8,881	8,881
	生活物資供給対象人口		0	0	0	2	1,567	3,333	74	2,204	4,563	6,062	8,237	8,147	6,645
	被害数(被害数)		0	0	0	0	24	72	3	43	103	124	234	182	143
	被害率(箇所/km)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.10	0.30	0.01	0.18	0.43	0.52	0.98	0.76	0.60
	被害数(被害数)		0	0	0	0	1	9	0	4	20	37	95	56	33
	被害率(箇所/km)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.00	0.01	0.06	0.12	0.30	0.18	0.11
	被害数(被害数)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	被害率(箇所/km)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14	0.00	0.00
ライフライン被害	被害本数(本)		0	0	0	0	4	9	1	5	13	20	26	25	21
	被害率(%)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.07	0.01	0.04	0.10	0.16	0.20	0.20	0.17
	被害本数(本)		0	0	0	0	4	9	1	5	13	20	26	25	21
	被害率(%)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.07	0.01	0.04	0.10	0.15	0.20	0.19	0.16
	災害対策本部	施設数	4	0	0	0	1	1	0	1	2	1	3	3	2
		制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	30.8	0.0	12.5	43.0	32.7	77.8	77.8	55.2
	警察・消防活動拠点	施設数	3	0	0	0	0	1	2	0	2	2	3	2	2
		制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	54.2	0.0	50.0	54.9	55.9	100.0	56.5	56.0
	避難活動拠点	施設数	27	0	0	0	0	7	20	1	12	25	27	27	27
		制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	25.9	73.6	2.5	45.4	91.0	100.0	100.0	100.0	100.0
県民生活支援	居住の制約	世帯数(世帯)	20,462	0	0	0	1	4,651	12,876	544	7,963	17,856	20,462	20,462	20,462
		制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	22.7	62.9	2.7	38.9	87.3	100.0	100.0	100.0	100.0
	食料・飲料水の制約	世帯数(世帯)	20,462	0	0	0	0	4,094	12,282	512	7,335	17,570	20,462	20,462	20,462
		制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	60.0	2.5	35.8	85.9	100.0	100.0	100.0	100.0
	電気の制約	契約口数	40,287	0	0	0	0	0	3,109	0	0	3,536	4,111	4,507	4,182
		制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	8.8	10.2	11.2	11.0	10.4
	情報通信の制約	需要家数(家数)	21,514	0	0	0	0	0	166	0	0	239	368	479	387
		制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	1.1	1.7	2.2	2.1	1.8
	教育の制約	施設数	20	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
		制約率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.5	0.0	1.0	2.1	2.9	3.4	3.3	2.8
その他	エレベーター閉じ込め者数		6	11	17	17	40	113	17	45	124	147	175	175	158
	帰宅困難者数(人)		16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954	16,954
	帰宅困難者数(人)		7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565	7,565

注. 地震動(震度6弱以上)

- ・震度6弱※…震度6弱(一部震度6強)
- ・震度6弱※※…震度6弱(一部震度6強、震度7)

資料:「地震に関する防災アセスメント調査」(平成24年3月、福岡県)をもとに作成

第3 市の想定地震

朝倉市に大きな被害を及ぼすと予測される断層（帯）は、警固断層（南東部）、水縄断層帯、西山断層帯の3つがあるが、想定する地震は、発生の蓋然性が高いと予測されている警固断層（南東部）を震源とする地震とする。

第3章 防災関係機関等の業務大綱

防災関係機関等は、その施策が直接的なものか間接的なものを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練・計画的かつ継続的な研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

各防災関係機関等の防災活動の実施責任者の所在及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

第1節 実施責任

(全課)

第1 朝倉市

朝倉市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

第2 福岡県

福岡県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措

置を取る。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

(全課)

第1 風水害対策、震災対策

1 朝倉市

(災害予防)

- ・市防災会議に係る事務に関すること
- ・市災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- ・防災施設の整備に関すること
- ・防災に係る教育、訓練に関すること
- ・県及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ・他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること
- ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること
- ・給水体制の整備に関すること
- ・管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成及び指導に関すること
- ・住民の自発的な防災活動の促進に関すること
- ・災害危険区域の把握に関すること
- ・各種災害予防事業の推進に関すること
- ・防災知識の普及に関すること
- ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関すること
- ・企業等の防災対策の促進に関すること
- ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関すること
- ・災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること

- ・帰宅困難者対策の推進に関する事

(災害応急対策)

- ・水防・消防等応急対策に関する事
- ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事
- ・避難の準備情報・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事
- ・災害時における文教、保健衛生に関する事
- ・災害広報及び被災者からの相談に関する事
- ・被災者の救難、救助その他の保護に関する事
- ・被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事
- ・復旧資機材の確保に関する事
- ・災害対策要員の確保・動員に関する事
- ・災害時における交通、輸送の確保に関する事
- ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事
- ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事
- ・災害ボランティアの活動支援に関する事
- ・市町村所管施設の被災状況調査に関する事

(災害復旧)

- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事
- ・災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関する事
- ・市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事
- ・義援金品の受領、配分に関する事

2 福岡県

(災害予防)

- ・県防災会議に係る事務に関する事
- ・福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- ・防災施設の整備に関する事
- ・防災に係る教育、訓練に関する事
- ・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- ・他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関する事
- ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
- ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事
- ・危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立ち入り検査に関する事
- ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- ・防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事
- ・防災知識の普及に関する事

- ・要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事
- ・消防応援活動調整本部に関する事
- ・企業等の防災対策の促進に関する事
- ・企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事
- ・災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事
- ・保健衛生・防疫体制の整備に関する事
- ・帰宅困難者対策の推進に関する事

（災害応急対策）

- ・災害予警報等情報の収集・伝達に関する事
- ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事
- ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事
- ・災害救助法に基づく被災者の救助に関する事
- ・災害時の防疫その他保健衛生に関する事
- ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事
- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事
- ・農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事
- ・緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認並びに確認証明書の交付に関する事
- ・自衛隊の災害派遣要請に関する事
- ・県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事
- ・被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事
- ・災害ボランティアの活動支援に関する事
- ・福岡県所管施設の被災状況調査に関する事

（災害復旧）

- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事
- ・物価の安定に関する事
- ・義援金品の受領、配分に関する事
- ・災害復旧資材の確保に関する事
- ・災害融資等に関する事

3 福岡県警察本部

（災害予防）

- ・災害警備計画に関する事
- ・警察通信確保に関する事
- ・関係機関との連絡調整に関する事
- ・災害装備資機材の整備に関する事

- ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
- ・防災知識の普及に関する事

(災害応急対策)

- ・災害情報の収集及び伝達に関する事
- ・被害実態の把握に関する事
- ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事
- ・行方不明者の捜索に関する事
- ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事
- ・不法事案等の予防及び取締りに関する事
- ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事
- ・避難路及び緊急交通路の確保に関する事
- ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事
- ・広報活動に関する事
- ・遺体の死因・身元の調査等に関する事

4 指定地方行政機関

(1) 九州管区警察局

(災害予防)

- ・警備計画等の指導に関する事

(災害応急対策)

- ・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事
- ・広域的な交通規制の指導調整に関する事
- ・他の管区警察局との連携に関する事
- ・管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
- ・災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
- ・警察通信の運用に関する事
- ・津波警報・注意報の伝達に関する事

(2) 福岡財務支局

(災害応急対策)

- ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関する事
- ・国有財産の無償貸付等の措置に関する事

(災害復旧)

- ・地方公共団体に対する災害融資に関する事
- ・災害復旧事業の査定立会等に関する事

(3) 九州厚生局

- ・災害状況の情報収集・通報に関する事

- ・関係職員の現地派遣に関すること
- ・関係機関との連絡調整に関すること

(4) 九州農政局

(災害予防)

- ・米穀の備蓄に関すること
- ・防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること
- ・農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること

(災害応急対策)

- ・応急用食料の調達・供給に関すること
- ・農業関係被害の調査・報告に関すること
- ・災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること
- ・種子及び飼料の調達・供給に関すること
- ・災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること

(災害復旧)

- ・被害農業者等に対する融資等に関すること
- ・農地・施設の復旧対策の指導に関すること
- ・農地・施設の復旧事業費の査定に関すること
- ・土地改良機械の緊急貸付に関すること
- ・被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること
- ・技術者の応援派遣等に関すること

(5) 九州森林管理局（福岡森林管理署）

(災害予防)

- ・国有保安林・治山施設の整備に関すること
- ・林野火災予防体制の整備に関すること

(災害応急対策)

- ・林野火災対策の実施に関すること
- ・災害対策用材の供給に関すること

(災害復旧)

- ・復旧対策用材の供給に関すること

(6) 九州経済産業局

(災害予防)

- ・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること

(災害応急対策)

- ・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
- ・り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること
- ・電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること

(災害復旧)

- ・生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事
- ・被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事

(7) 九州産業保安監督部

(災害予防)

- ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事

(災害応急対策)

- ・鉱山における応急対策の監督指導に関する事
- ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関する事

(8) 九州運輸局（福岡運輸支局）

(災害予防)

- ・交通施設及び設備の整備に関する事
- ・宿泊施設等の防災設備に関する事

(災害応急対策)

- ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事
- ・災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事
- ・災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事
- ・災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調整に関する事
- ・緊急輸送命令に関する事

(9) 大阪航空局（福岡空港事務所及び北九州空港事務所）

(災害予防)

- ・指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事
- ・航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事

(災害応急対策)

- ・災害時における航空機輸送の安全確保に関する事
- ・遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事（自衛隊への災害派遣の要請に係る事）

(10) 第七管区海上保安本部

(災害予防)

- ・海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関する事
- ・流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関する事

(災害応急対策)

- ・避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関する事
- ・海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関する事

- ・ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
- ・ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること
- ・ 海上の流出油等に対する防除措置に関すること

(1 1) 福岡管区気象台

(災害予防)・(災害応急対策)

- ・ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- ・ 気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達すること
- ・ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- ・ 地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言に関すること
- ・ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

(1 2) 九州総合通信局

(災害予防)

- ・ 非常通信体制の整備に関すること
- ・ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
- ・ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること

(災害応急対策)

- ・ 災害時における電気通信の確保に関すること
- ・ 非常通信の統制、管理に関すること
- ・ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること

(1 3) 福岡労働局

(災害予防)

- ・ 事業場における災害防止のための指導監督に関すること
- ・ 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること

(災害応急対策)

- ・ 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること

(災害復旧)

- ・ 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること

(1 4) 九州地方整備局

国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。

(災害予防)

- ・ 気象観測通報についての協力に関すること

- ・防災上必要な教育及び訓練等に関する事
- ・災害危険区域の選定または指導に関する事
- ・防災資機材の備蓄、整備に関する事
- ・雨量、水位等の観測体制の整備に関する事
- ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事
- ・水防警報等の発表及び伝達に関する事
- ・港湾施設の整備と防火管理に関する事

(災害応急対策)

- ・洪水予警報の発表及び伝達に関する事
- ・水防活動の指導に関する事
- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事
- ・災害広報に関する事
- ・港湾区域内における災害対策の技術指導に関する事
- ・緊急物資及び人員輸送活動に関する事
- ・海上の流出油に対する防除措置に関する事
- ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関する事
- ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関する事
- ・国土交通省所管施設の被災状況調査に関する事
- ・通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関する事
- ・市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関する事

(災害復旧)

- ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事
- ・港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関する事

(15) 九州防衛局

(災害応急対策)

- ・災害時における防衛省（本省）との連携調整
- ・災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援

(16) 国土地理院九州地方測量部

(災害応急対策)

- ・災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事

(災害復旧)

- ・復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事

(17) 九州地方環境事務所

(災害予防)

- ・所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整に関すること
- ・環境監視体制の支援に関すること

(災害復旧)

- ・災害廃棄物等の処理対策に関すること

5 陸上自衛隊（陸上自衛隊第5施設団）

(災害予防)

- ・災害派遣計画の作成に関すること
- ・第4師団：北部九州4県（福岡、佐賀、長崎、大分）
- ・第5施設団（小郡駐屯地）：小郡隊区（朝倉市、筑前町、東峰村、小郡市、大刀洗町、うきは市、八女市）
- ・第9施設群：朝倉・東峰分区（朝倉市、東峰村）
- ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること

(災害応急対策)

- ・災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

6 消防団

災害の防護及び災害応急復旧対策に関すること(水防活動を含む)

7 指定公共機関

(1) 九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社

(災害予防)

- ・鉄道施設の防火管理に関すること
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること

(災害応急対策)

- ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること

(災害復旧)

- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

(2) 西日本電信電話株式会社（福岡支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、株式会社NTTドコモ（九州支社）、ソフトバンクモバイル株式会社

(災害予防)

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- ・応急復旧通信施設の整備に関すること

(災害応急対策)

- ・津波警報、気象警報の伝達に関すること

- ・災害時における重要通信に関すること
- ・災害関係電報、電話料金の減免に関すること

(3) 日本銀行（福岡支店、北九州支店）

（災害予防）・（災害応急対策）

- ・銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節に関すること
- ・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること
- ・金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること
- ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること
- ・各種措置に関する広報に関すること

(4) 日本赤十字社（福岡県支部）

（災害予防）

- ・災害医療体制の整備に関すること
- ・災害医療用薬品等の備蓄に関すること

（災害応急対策）

- ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること

(5) 日本放送協会（福岡放送局）

（災害予防）

- ・防災意識の普及に関すること
- ・災害時における放送の確保対策に関すること

（災害応急対策）

- ・気象予警報等の放送周知に関すること
- ・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
- ・災害時における広報に関すること

（災害復旧）

- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

(6) 西日本高速道路株式会社

（災害予防）

- ・管理道路の整備と防災管理に関すること

（災害応急対策）

- ・管理道路の疎通の確保に関すること

（災害復旧）

- ・被災道路の復旧事業の推進に関すること

(7) 日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

(災害予防)

- ・緊急輸送体制の整備に関する事

(災害応急対策)

- ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関する事

(災害復旧)

- ・復旧資材等の輸送協力に関する事

(8) 九州電力株式会社

(災害予防)

- ・電力施設の整備と防災管理に関する事

(災害応急対策)

- ・災害時における電力の供給確保に関する事

(災害復旧)

- ・被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

(9) 西部瓦斯株式会社

(災害予防)

- ・ガス施設の整備と防災管理に関する事

- ・導管の耐震化の確保に関する事

(災害応急対策)

- ・災害時におけるガスの供給確保に関する事

(災害復旧)

- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

(10) 日本郵便株式会社(九州支社)

(災害応急対策)

- ・災害時における郵便事業運営の確保

- ・災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保

8 指定地方公共機関

(1) 西日本鉄道株式会社、甘木鉄道株式会社

(災害予防)

- ・鉄道施設の防火管理に関する事

- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事

- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関する事

(災害応急対策)

- ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難所等の緊急輸送に関する事

- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関する事

(災害復旧)

- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
- (2) 公益社団法人福岡県トラック協会
 - (災害予防)
 - ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関する事
 - (災害応急対策)
 - ・緊急・救援物資の輸送協力に関する事
- (3) 一般社団法人福岡県LPガス協会
 - (災害予防)
 - ・LPガス施設の整備と防災管理に関する事
 - ・LPガス供給設備の耐震化の確保に関する事
 - (災害応急対策)
 - ・災害時におけるLPガスの供給確保に関する事
 - (災害復旧)
 - ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事
- (4) 公益社団法人福岡県医師会、一般社団法人朝倉医師会
 - (災害予防・災害応急対策)
 - ・災害時における医療救護の活動に関する事
 - ・負傷者に対する医療活動に関する事
 - ・県の防災会議における行政機関及び郡市医師会・医療機関間の連絡調整に関する事
 - ・市の災害対策本部活動における市内医療機関間等の連絡調整に関する事
- (5) 一般社団法人福岡県歯科医師会、一般社団法人朝倉歯科医師会
 - (災害予防)
 - ・歯科医療救護活動体制の整備に関する事
 - (災害応急対策)
 - ・災害時の歯科医療救護活動に関する事
- (6) 公益社団法人福岡県看護協会（筑後地区：13地区支部）
 - (災害予防)
 - ・災害看護についての研修や訓練に関する事
 - (災害応急対策)
 - ・要配慮者への支援に関する事
 - ・避難所等における看護活動に関する事
 - ・災害支援看護職の要請・受け入れ等の支援に関する事
- (7) 公益社団法人福岡県薬剤師会、一般社団法人朝倉薬剤師会
 - (災害予防)
 - ・患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関する事

(災害応急対策)

- ・災害医療救護活動に関する事
- ・医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関する事
- ・医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関する事
- ・避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関する事
- ・その他公衆衛生活動に関する事

(8) 株式会社西日本新聞社、株式会社朝日新聞西部本社、株式会社毎日新聞西部本社、株式会社読売新聞西部本社、株式会社時事通信社福岡支社、一般社団法人共同通信社福岡支社、株式会社熊本日日新聞社福岡支社、株式会社日刊工業新聞社西部支社

(災害予防)

- ・防災知識の普及に関する事
- ・災害時における報道の確保対策に関する事

(災害応急対策)

- ・気象予警報等の報道周知に関する事
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- ・災害時における広報に関する事

(災害復旧)

- ・被災報道施設の復旧事業の推進に関する事

(9) RKB毎日放送株式会社（RKB）、株式会社テレビ西日本（TNC）、九州朝日放送株式会社（KBC）、株式会社福岡放送（FBS）、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送（TVQ）、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社

(災害予防)

- ・防災知識の普及に関する事
- ・災害時における放送の確保対策に関する事

(災害応急対策)

- ・気象予警報等の放送周知に関する事
- ・避難所等への受信機の貸与に関する事
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- ・災害時における広報に関する事

(災害復旧)

- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関する事

(10) 公益社団法人福岡県水難救済会

(災害応急対策)

- ・水難等による人命及び船舶の救助に関する事

(11) 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会、朝倉市社会福祉協議会

(災害予防)

- ・ 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関する事
- ・ 職員や住民の災害に対する意識の向上に関する事

(災害応急対策)

- ・ 福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関する事
- ・ 災害ボランティアの活動体制強化に関する事
- ・ 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取り組みに関する事

第2 大規模事故等対策

1 大規模事故等対策共通

(1) 朝倉市

- ・ 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- ・ 被災者、被害者の救出、救護（搬送・収容）
- ・ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- ・ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- ・ 死傷病者の身元確認
- ・ 県又は他の市町村に対する応援要請
- ・ 関係防災機関との調整

[危険物等災害対策]

- ・ 危険物等に関する規制

[大規模な火事災害対策]

- ・ 火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- ・ 火事拡大防止のための消火その他消防活動

[原子力災害対策]

- ・ 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- ・ 教育及び訓練の実施
- ・ 災害状況の把握及び情報提供
- ・ 緊急時モニタリングへの協力
- ・ 糸島市の住民等の避難受入に係る協力
- ・ 住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限
- ・ 住民等への汚染農林水産物等の出荷制限等
- ・ 原子力災害医療への協力
- ・ 放射性物質による汚染の除去
- ・ 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- ・ 各種制限措置の解除
- ・ 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- ・ 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減

- ・文教対策

(2) 福岡県

- ・的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
- ・自衛隊、地方公共団体等に対する災害派遣・応援要請
- ・国、市町村及び防災関係機関との連絡調整
- ・医療救護体制の確保

[危険物等災害対策]

- ・危険物等に関する指導取締

[原子力災害対策]

- ・原子力防災体制の整備
- ・通信施設及び通信連絡体制の整備
- ・モニタリング施設及び体制の整備
- ・環境条件の把握
- ・原子力防災に関する知識の普及と啓発
- ・教育及び訓練の実施
- ・事故発生時における国、市町村等との連絡調整
- ・応急対策活動に要する資機材等の整備
- ・災害状況の把握及び情報提供
- ・緊急時モニタリングの実施
- ・市町村長に対する住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力
- ・保健医療調整本部の設置・運営
- ・原子力災害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関すること等）
- ・市町村長に対する住民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等
- ・市町村長に対する住民等への汚染農林水産物等の出荷制限の指示等
- ・放射性物質による汚染の除去
- ・放射性物質の付着した廃棄物の処理
- ・市町村長に対する各種制限措置の解除の指示
- ・情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減
- ・文教対策
- ・相談窓口の設置
- ・県管理の道路の管理
- ・災害時における避難経路及び輸送経路の確保
- ・その他災害対策に必要な措置

(3) 福岡県警察本部

- ・被害状況の収集及び被害実態の把握
- ・被災者の救出救助
- ・避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- ・事故現場及びその周辺における警戒警備
- ・遺体の調査・検視及び身元の確認
- ・行方不明者の捜索
- ・その他事故災害に必要な警察活動

〔航空災害対策〕

- ・遭難航空機の捜索

〔道路災害対策〕

- ・道路関係機関と連携した二次災害の防止

〔鉄道災害対策〕

- ・鉄道関係機関と連携した二次災害の防止

〔危険物等災害対策〕

- ・危険物等に関する指導取締

〔原子力災害対策〕

- ・住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限
- ・立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等
- ・緊急輸送のための交通の確保
- ・犯罪の予防等社会秩序の維持
- ・その他災害警備に必要な措置

(4) その他関係防災機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）

- ・所管の応急対策の実施
- ・県及び市町村等との協力・連携

2 航空災害対策

(1) 福岡空港事務所

- ・事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- ・空港（航空通信、無線施設等を含む。）及び航空機の保安
- ・遭難航空機の捜索及び救助
- ・自衛隊等に対する災害派遣要請
- ・国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急計画の策定及び実施

(2) 航空運送事業者

- ・空港事務所、消防機関、警察等関係防災機関に対する事故状況の的確な通報
- ・空港事務所が設置する事故応急対策本部への責任者の派遣
- ・遭難航空機の捜索
- ・被害拡大防止のための現場における医療その他応急措置

- ・死傷病者の身元確認及び家族への通知

3 道路災害対策

(1) 九州地方整備局

- ・事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報・調整
- ・関係防災機関との調整

(2) 道路管理者

- ・事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保
- ・所管する道路施設の二次災害の阻止及び復旧

4 鉄道災害対策

(1) 九州運輸局福岡運輸支局

- ・事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- ・特に必要がある場合の代替輸送機関の斡旋及び円滑な輸送のための連絡調整
- ・事故時における交通機関利用者等への情報提供

(2) 鉄軌道事業者

- ・事故状況の収集・把握及び国土交通省への連絡通報
- ・乗客の避難及び負傷者等の救出、救護
- ・二次災害の防止及び鉄道施設の復旧
- ・関係防災機関との調整

5 危険物等災害対策

(1) 九州産業保安監督部

- ・事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- ・高圧ガス、火薬類に関する行政指導、取締

6 放射線災害対策

(1) 放射性物質取扱施設の設置者

- ・事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報
- ・施設の防災対策の実施

7 原子力災害対策

(1) 指定地方行政機関

ア 九州管区警察局

- ・警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整
- ・広域的な交通規制の指導調整
- ・災害に関する情報収集及び連絡調整

イ 福岡財務支局

- ・災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整

ウ 九州厚生局

- ・災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整

エ 九州農政局（福岡県拠点）

- ・災害時における農地、農業用施設、家畜・家さん、農林水産物等への影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること
- ・災害時における応急用食料の確保等に関すること
- ・農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導
- ・被災地周辺の家畜・家さん、飼料、たい肥、農林水産物等の移動制限及び解除に関する指導
- ・災害時の政府所有米穀の供給の支援

オ 九州森林管理局（福岡森林管理署）

- ・国有林野・国有林産物の状況の把握
- ・材木（原木）の供給促進等、災害時の材木需要への対応

カ 九州経済産業局

- ・被災商工業者への支援に関すること
- ・復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

キ 九州産業保安監督部

- ・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保
- ・鉱山における保安確保

ク 九州運輸局（福岡運輸支局）

- ・災害時における輸送用車両の斡旋、確保
- ・災害時における船舶の斡旋、確保
- ・自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令等
- ・運送の安全確保に関する指導

ケ 大阪航空局 福岡・北九州空港事務所

- ・航空機による輸送の安全確保に必要な措置
- ・指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

コ 第七管区海上保安本部

- ・災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置
- ・救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
- ・海上における救急・救助活動の実施
- ・緊急時海上モニタリングの支援

サ 福岡管区气象台

- ・災害時における気象情報の発表及び伝達
- ・災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供

シ 九州総合通信局

- ・災害時における電気通信の確保

- ・非常通信の統制、管理
- ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握

ス 福岡労働局

- ・労働者の被ばく管理の監督指導
- ・労働災害調査及び労働者の労災補償
- ・労働者の確保・被災者の職業あっせん

セ 九州地方整備局

- ・国管理の国道、一級河川の管理
- ・災害時における避難経路及び輸送経路の確保

(2) 自衛隊

ア 陸上自衛隊西部方面総監部・第4師団

- ・緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援
- ・住民等の避難、物資の輸送等における陸上輸送支援
- ・その他災害応急対策の支援

イ 海上自衛隊佐世保地方総監部

- ・緊急時海上モニタリング及び海上輸送の支援
- ・住民等の避難、物資の輸送等における海上輸送支援
- ・その他災害応急対策の支援

ウ 航空自衛隊西部航空方面隊

- ・その他災害応急対策の支援

(3) 指定公共機関

ア 九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社

- ・災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

イ 西日本電信電話株式会社（福岡支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社

- ・災害時における通信の確保

ウ 日本銀行（福岡支店、北九州支店）

- ・銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- ・資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- ・金融機関の業務運営の確保に係る措置
- ・金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- ・各種措置に関する広報

エ 日本赤十字社（福岡県支部）

- ・災害時における医療救護等の実施

オ 日本放送協会（福岡放送局）

- ・災害情報の伝達

- ・原子力防災知識の普及
 - カ 西日本高速道路株式会社
 - ・災害時における避難経路及び輸送経路等の確保
 - キ 日本通運株式会社（福岡支店）
 - ・災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
 - ク 西部ガス株式会社
 - ・災害時におけるガスの供給確保
 - ケ 日本郵便株式会社（福岡中央郵便局）
 - ・災害時における郵便事業運営の確保
- （４）指定地方公共機関
- ア 西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社
 - ・災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
 - イ 大牟田ガス株式会社、西日本ガス株式会社
 - ・災害時におけるガスの供給確保
 - ウ 福岡県水難救済会
 - ・水難の際の人命及び船舶の救助に関すること
 - エ 西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞西部支社
 - ・災害情報の伝達
 - ・原子力防災知識の普及
 - オ 戸畑共同火力株式会社
 - ・災害時の電力供給確保
 - カ RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社
 - ・災害情報の伝達
 - ・原子力防災知識の普及
 - キ 福岡県医師会
 - ・災害時における医療救護等の実施
 - ク 福岡県歯科医師会
 - ・災害時における歯科医療救護等の実施
 - ケ 福岡県トラック協会
 - ・災害時における緊急物資輸送の協力
 - コ 福岡県LPガス協会
 - ・災害時におけるLPガスの供給確保

- サ 福岡県看護協会
 - ・医療の視点からの要配慮者等への支援
- シ 福岡県社会福祉協議会
 - ・福祉の視点からの要配慮者等への支援
- ス 福岡県薬剤師会
 - ・災害時の医療救護（調剤）等の実施
- (5) その他公共的団体
 - ア 農業協同組合
 - ・農産物の出荷制限等応急対策の指導
 - ・食料供給支援
 - イ 森林組合
 - ・林産物に関する対策の指導
 - ウ 漁業協同組合連合会・漁業協同組合
 - ・水産物の出荷制限等応急対策の指導
 - エ 商工会議所・商工会
 - ・救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋
- (6) 原子力事業者
 - ア 九州電力株式会社
 - ・原子力発電所の防災体制の整備
 - ・原子力発電所の災害予防
 - ・災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供
 - ・防災教育及び訓練の実施
 - ・原子力災害時における通報連絡体制の整備
 - ・モニタリング設備及び機器類の整備
 - ・応急対策活動に要する資機材等の整備
 - ・原子力防災に関する知識の普及と啓発
 - ・緊急時における通報及び報告
 - ・緊急時における災害応急対策活動体制の整備
 - ・原子力発電所の施設内の応急対策
 - ・緊急時医療措置の実施のための協力
 - ・モニタリングの実施
 - ・県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力
 - ・相談窓口の設置
 - ・原子力発電所の災害復旧

第3節 市民及び企業等の基本的責務

(全課)

市民は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に自然災害に備えるものとする。

また、災害時には、行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとり、自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、生活必需品等をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。

企業等は、災害の発生が予測される段階から関係機関の防災情報などを基に、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や、防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、国、県、市との物資・役務の供給協定の締結に努める。

第4章 計画の運用等

第1節 平常時の運用

(全課)

第1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

1 施策・事業の企画段階での防災上の検討

市各課は、各種施策・事業の計画段階において、当該施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。また、施策・事業計画の企画に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載するよう努める。

- (1) 当該地域の地形地盤条件の考慮
- (2) 災害危険への影響
- (3) 施策・事業計画における防災上の効果等

2 施策・事業の総合調整

市は、「朝倉市地域強靱化計画（令和3年3月）」の策定や複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて総合調整を行う。

また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第2 災害応急対策計画等への習熟及びマニュアル（活動要領）の整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、市職員は、市組織改編、新たな法的措置の発生、防災教訓事項の発生など、関係する計画について日ごろから習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備・改正しておく。

特に、応急対策活動のための初動マニュアルにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するものとし、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第3 業務継続性の確保及び増大する災害時応急業務への対応推進

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、策定した業務継続計画及び受援計画

の充実などによる業務継続性の確保及び増大する災害時応急業務への対応を推進する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うよう努める。

第4 地震防災対策などの計画的推進

市は、地震防災対策を計画的に推進するため、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設・対策等に関して、県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に連携し、定められた事項の着実な推進を図る。

第2節 災害時の運用

(全課)

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等をはじめ、応急活動のためのマニュアルなどを積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第3節 計画の周知

(全課)

この計画は、市職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底するものとする。

第5章 災害に関する調査研究の推進

(全課)

第1 防災関係機関の調査研究

防災関係機関は、災害未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因の研究、被害想定及び防災体制等について調査研究を継続的に実施し、市は、その成果を積極的に地震防災対策に取り込み、その充実を図る。

第2 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧・情報発信・共有できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第6章 重点的に取り組むべき対策

(全課)

本市においては近年にない被害が発生した「平成24年7月・8月の九州北部豪雨等災害」及び「平成29年7月九州北部豪雨災害」は、「災害対策本部体制」、「地域防災力の向上」、「避難所の開設・運営」、「情報収集・共有・提供」、「要配慮者（災害時要援護者）の支援」及び「災害ボランティア」といった本市の防災上の課題が明らかになった。

平成25年度以降、これらの課題を解消する対策に取り組んでおり、今後は、「情報通信体制の整備」、「市民防災力の向上」、「避難対策」、「備蓄対策」について、重点的に取り組み、本市の防災力の向上を図る。

表 本市の防災力強化に関して重点的に取り組むべき対策

対策区分	対策項目	対策の概要
情報通信	情報伝達手段の拡充	・防災行政無線など既存のツール・システムの維持及び機能強化 ・多重化・多様化に向けた伝達技術の調査・研究
市民防災力	実行力のある自主防災組織の育成	・各区における避難訓練等の実施 ・自主防災組織強化のための個別支援（リーダーとなる防災士の育成）
	消防団員の確保と組織見直し	・各消防分団の意見聴取及び方針の検討（具体的施策等の案出） ・消防団組織の見直し
避難	避難所の適正な設置 避難所生活環境の改善・運営	・避難所の適切な設置の検討 ・各避難所の運営要領の確立
	緊急避難経路の策定 及び整備計画	・避難経路の整備計画案の作成 ・避難経路の整備方針の決定 ・避難経路の整備
避難 (要配慮者)	地域見守り体制支援事業の強化 (避難行動要支援者の支援対策)	・地域見守り体制支援の強化 ・地域見守り体制支援事業の研修 ・個別避難計画策定に向けた推進体制の構築
備蓄	福岡県備蓄基本計画に伴う 備蓄計画	・朝倉市備蓄計画（案）の作成検討 ・備蓄品の計画的な購入 ・流通備蓄等に関する協定の締結

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

第1節 治水治山の対策

(建設課、農林課、水のまちづくり課)

市、県及び関係機関は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。危険箇所は、市で作成した別に定める防災マップに示すとおりとする。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮するものとする。

さらに、水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制の構築に積極的に協力する。

県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。

第1 治水対策

1 河川対策

(1) 河川の改修

本市を縦横に流れる大小河川の改修（護岸、築堤、横断工作物等）を関係機関に要望し、継続的に危険箇所の改善、解消を図り、洪水・氾濫を防止する。

(2) 道路又は橋梁の維持補修

水害に備え、道路、橋梁のパトロールを強化し、以下の整備を図る。

ア 毎増水期（毎出水期）に計画を立て、次の事業を実施する。

(ア) 側溝を浚渫し、水切りを良くし、横断、勾配の矯正等、路側の整備。

(イ) 水抜き、暗渠等の呑み口が閉塞しないように浚渫するとともに、流木、塵芥等の除去措置を施す。

(ウ) 河川沿い道路の路側石積の抜け石の補修及び基礎洗掘防止。

(エ) 橋梁塵除杭の補修及び塵芥の取除き。

イ 増水期（出水期）に流失及び埋没のおそれのある橋梁、暗渠に対し、地元消防団に警戒を依頼する。

（3）浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

ア 浸水想定区域の指定

市は、浸水想定区域の指定のあったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に主として要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものと及び大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、市は、市防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（資料編：資料 2-1-1-1 要配慮者利用施設一覧表）

イ 浸水想定区域内にある施設の利用者への情報伝達体制の確立

市は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設については、その利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

具体的には、市は浸水想定区域内にある要配慮者等が主に利用する施設に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、電話、FAX等で洪水予報等の伝達を行う。また、インターネットFAXや防災メール等の活用も検討する。

伝達基準は、以下のとおり。

- ・朝倉市に大雨、洪水警報が発表され、朝倉市災害対策本部が設置された場合
- ・河川水位が避難判断水位（避難判断水位が設定されていない観測点については、はん濫危険水位）を超えた場合
- ・朝倉市の大雨、洪水警報が解除され、朝倉市災害対策本部が解除された場合
- ・避難指示など、避難情報が発令された場合

ウ 浸水想定区域における避難措置等の住民への周知

市の区域が浸水想定区域に新たに含まれた場合は、市防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配付等により住民に周知する。

エ 市防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応(施設の所有者・管理者)

市防災計画に名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、防災体制、避難誘導、浸水の防止、避難確保及び浸水防止を図るため施設整備、防災教育・訓練、自衛水防組織の業務等の事項に関する計画を作成するとともに、作成した計画に基づき自衛防災組織を設置し、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制、避難誘導、避難確保を図るための施設整備、防災教育・訓練、自衛水防組織の業務等の事項に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

市防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制、浸水防止のための活動、防災教育・訓練、自衛水防組織の業務等の事項に関する計画の作成及び作成した計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

2 ため池対策（建設課、農林課、ため池管理者）

（1）ため池施設整備の実施方針

ため池の決壊による災害を未然に防止するため、安全性を確認するための現地調査を行い、調査結果に基づき、防災工事を必要とする防災重点農業用ため池については、下流への影響度を考慮した上で、優先順位の高いものから整備を行う。

（2）安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備

ため池の管理者である市及び水利組合等は、県と連携してため池を調査し安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備を図る。

また、ワークショップを開催するなど十分に地域と連携してため池に関するハザードマップを作成し、作成後は、説明会や防災学習などの場を通じて継続的に住民への分かりやすい周知に努める。

3 砂防対策

市は、県に協力し、砂防事業を実施する。

4 ダム対策

（1）豪雨による計画規模を超える流入量が想定される場合、ダム管理者は、「事前放流」、「防災操作（洪水調節）」、「異常洪水時防災操作（緊急放流）」を適切に行い、下流域の洪水・氾濫の発生を未然防止又は被害の低減に努める。

（2）ダムの異常洪水時防災操作（緊急放流）について市、防災関係機関は、認識を共有しておくとともに、適時適切な連絡・通報により、該当する河川堤防内外の危険に対しサイレンによる告知、避難情報の発令、車両広報、避難誘導を行う。

また、避難行動等の適切な行動対応がとれるよう防災講座等による周知を行い、ダム下流域の住民と連携し、自主防災会を核とした防災訓練等による情報連絡体制の整備を図る。

第2 治山対策

1 治山事業

山地災害の発生に対処するため、荒廃危険地の山地保全を推進し、災害の未然防止を図る。

2 崩壊地予防事業

山腹崩壊地又は荒廃溪流のため、土砂が流出し下流の農耕地、家屋その他の施設に被害を及ぼす箇所に対しては、崩壊地を復旧するとともに、溪流には堰堤等を施して災害の防除を図る。

3 造林対策

市は、関係機関と連絡を密にし、森林の持つ公益的機能の維持向上を図るため、適正な保育施業実施に努めるとともに、計画的造林実施を図る。

第2節 土砂災害の防止

(建設課、農林課、防災交通課)

急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりといった土砂災害は、台風や集中豪雨などの降雨を誘因として発生し、市域に甚大な人的・物的被害をもたらす。また、降雨に前後して地震が発生した場合、平常時以上に土砂災害発生の可能性が高まる。

市は、県及び関係機関と連携して、土砂災害を未然に防止するため、土砂災害警戒区域を把握し、土砂災害警戒区域における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。

特にソフト面では、県が指定した土砂災害警戒区域に基づく土砂災害ハザードマップを作成し、関係住民に周知を図る。また、県が公開する土砂災害危険度情報に基づいて、市が高齢者等避難及び避難指示の発令を行うなどの警戒避難体制の整備を行い、土砂災害による人的被害の防止に努める。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観にも配慮する。

第1 土石流対策

1 土砂災害警戒区域（土石流）の定義

この計画において「土砂災害警戒区域（土石流）」とは、土石流が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を指す。

2 対策

(1) 避難体制等の整備

市は、関係機関と連携し、関係住民を安全な避難場所に誘導するため、次の項目について措置する。

ア 土砂災害警戒区域（土石流）の周知

関係機関に土砂災害ハザードマップを常設し、関係住民に土砂災害警戒区域（土石流）を周知する。

イ 警戒避難基準の設定

警戒又は避難を行うべき基準は、県が公開する土砂災害危険度情報に基づき設定する。

ウ 警報装置等の整備

関係住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるよう簡易雨量計、警報装置等を整備する。

(2) 避難路の整備等

避難路の整備等については、本編第3章第8節「避難体制の整備」による。

(3) 情報収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

市は、県が公開する土砂災害危険度情報により情報を収集するとともに、日頃から過去の災害事例等を基にどの程度の雨量があれば、土石流の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておく。

イ 情報の伝達

(ア) 市は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に努める。

(イ) 市は、所有、管理する伝達機器及びその稼動に必要な動力源が浸水等により被害を受け、伝達不能にならないようその設置箇所に留意する。

(ウ) 市は、関係住民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、土砂災害警戒区域周辺における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実行者による緊急情報の伝達方法についても、その整備に配慮する。

(4) 防災知識の普及

市は、関係住民に対し、日頃から継続的に下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生する恐れのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ又は全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努める。

ア 土石流災害の特性

イ 警戒避難すべき土石流の前兆現象

(ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

(イ) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合

(ウ) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）

(エ) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

(オ) 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合

ウ 災害時の心得

(ア) 気象予警報等の聴取方法

(イ) 避難の時期、方法、場所

(ウ) 飲料水、非常食料の準備

(エ) その他災害特性に応じた措置

第2 地すべり対策

1 対策

(1) 避難体制等の整備

市は、住民が安全な避難を行えるよう、関係機関に地すべり土砂災害ハザードマ

ップを常設し、関係住民に土砂災害警戒区域（地すべり）を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

第3 急傾斜地崩壊対策

1 対策

（1）避難体制等の整備

ア 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の周知

市は、関係機関に土砂災害ハザードマップを常設し、関係住民に土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）を周知する。

イ 自主防災組織の育成

市は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、区会長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

ウ 避難に係る警報装置等の整備

市は、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）内の住民の避難が円滑に実施されるよう、簡易雨量計、警報装置等を整備するよう努める。

エ 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の防災パトロール及び点検の実施

市は、警察署と連携して、急傾斜地の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等についての的確に把握しておく。

特に、雨量については、簡易雨量計が設置された警戒区域においては各警戒区域に設置された簡易雨量計により、自主的な観測体制を整えなければならない。

オ 情報の収集及び伝達体制の整備

（ア）情報の収集

市は、県が公開する土砂災害危険度情報により情報を収集するとともに、日頃から、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

（イ）情報の伝達

市は、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、警戒区域における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実施者に夜間の緊急な伝達方法も、十分に配慮しておく。

第4 土砂災害防止対策

1 土砂災害の定義

「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりといった自然現象により引き起こされる災害をいう。

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域をいう。

「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域をいう。

2 対策

(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

県において「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（「土砂災害防止法」）に基づく警戒区域等の指定が令和2年度に概ね完了している。

この指定を受け、市は、各種マニュアル等において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な措置を講じる。

また、指定を受けた区域内の要配慮者利用施設は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

(2) 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

市は、災害対策マニュアル等に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所・自主避難場所に関する事項、その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を含む印刷物等（地区自主防災マップ等）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

第5 山地災害対策

1 山地災害危険地区の定義

「山地災害危険地区」とは、山地災害危険地区調査要領（平成18年7月3日付け18林整治第520号）に基づく調査により、山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出の危険性があり、その危害が、人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるとされた地区をいう。

2 対策

(1) 山地災害危険地区の周知

市防災計画に山地災害危険地区を掲載し、地域住民への周知に努める。

(2) 防災意識の普及

梅雨期前の県企画「山地災害防止キャンペーン」(山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布)に協力するとともに市と関係機関による危険地区パトロールや施設の点検などを実施し、地域住民の防災意識の普及に努める。

(3) 山地災害対策施設の整備等への協力

山地災害が発生または発生するおそれが高い箇所などに対する県や国の治山事業に協力していく。特に、流木補足式治山ダムなどの設置や間伐等の森林整備などの対策の推進に協力する。

第3節 火災の予防

(防災交通課)

市は、県及び消防機関と連携して、火災の防止に関し、基本的な重要事項として、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策を実施する。

第1 消防力の強化

1 消防施設の強化

甘木・朝倉広域市町村圏事務組合（以下「消防組合」とする。）は、「消防力の整備指針」に基づき消防施設の拡充強化を図るものとする。

- (1) 地域の実情、人口、気象条件に応じて、消防ポンプ自動車等を配置するものとする。
- (2) 初動及び活動体制を確保するため、消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進めるものとする。

2 消防水利の強化

- (1) 市は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努め、消火栓・防火水槽等の充実を図る。

今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、消火栓・防火水槽の整備、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

- (2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 消防施設等の保全

火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、市は現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を推進する。

4 総合的な消防計画の策定

消防組合は消防計画を策定し毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

5 避難道路周辺等の防護

避難計画の実施にあたり、避難道路周辺等の防護に必要な消防体制を強化するため、施設、車両及び防火水槽等を整備する。

6 消防団の体制整備

消防団組織の整備と活動の充実のため、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実を図るとともに、防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

また、消防団員の確保に当たっては、公務員への働きかけ、女性や大学生の入団促

進など幅広い層へ働きかけるとともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備する。

なお、消防団員の確保については、基本団員（全ての活動に参加）の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した入団促進を行う。

7 消防団員等の教育訓練

市は、消防団員等の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

8 消防計画の策定

消防組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、消防機関の組織、消防隊の編成、運用及びその他活動体制等について、消防計画を定めておくものとする。

9 消防機関相互の応援体制の強化

消防組合等は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防相互応援協定に基づき、消防に関し相互に応援するよう努めるとともに消防相互応援体制の整備を推進し、消防体制の確立を図る。

第2 火災予防対策

1 災害予防査察の強化

消防組合は、消防法に規定する予防査察を、消防対象物の用途、地域などに応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化するものとする。

2 防火管理者制度の推進

消防組合は、消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図るものとする。

3 市民に対する啓発

消防組合は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、災害時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器（住警器）の設置・普及促進に努める。

4 火災予防の推進

消防組合は、以下のことについて、火災予防運動を推進するものとする。

- (1) 春秋火災予防運動の普及啓発
- (2) 報道機関による防火思想の普及

(3) 講習会、講演会等による一般啓発

5 民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておく必要がある。

そのため、県及び市は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化に努める。

第4節 都市構造の防災化

(都市計画課、総合政策課)

市は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発等により都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災化対策を推進する。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

第1 建築物不燃化の推進

1 計画方針

都市計画法により防火、準防火地域を設定するとともに、建築基準法第22条に基づき屋根の不燃化及び外壁の延焼防止対策等を行う地域の指定を行い、都市の防災対策を推進する。

2 対策

(1) 防火、準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域等については、準防火地域を定める。

(2) 公営住宅の不燃化推進

公営住宅の不燃化を推進するとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。

(3) 住環境整備の推進

市は、住環境整備を行うことにより、不良住宅が密集している地区を防災上有効な住環境としての整備を推進する。

第2 防災空間の確保、整備、拡大

1 計画方針

都市公園の整備を進め、一時避難場所の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。

2 対策—都市公園の整備

災害時における一時避難場所、あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園の整備について、積極的に推進する。

第3 無電柱化事業の推進

1 計画方針

関係機関に無電柱化の整備を促進し、災害時の電力・通信等のライフラインの確保、

電柱の倒壊による道路の寸断防止に努める。

2 対策

関係機関に対し災害に強い無電柱化を促進することにより、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、道路の防災機能向上を図る。

第4 造成地の災害予防対策

1 計画方針

県は、造成地で発生する災害の防止を図るため、都市計画法に規定されている開発許可の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行う。

2 造成地における開発許可基準

開発区域の地盤が軟弱である場合、崖が発生する場合、切土・盛土を行う場合は、各々、地盤沈下、崖崩れ等が発生しないよう、土の置き換え、水抜き、擁壁の設置その他の措置が講ぜられること。

第5節 建築物及び文化財等の災害予防

(総合政策課、ふるさと課、福祉事務所、子ども未来課、建設課、都市計画課、教育課、文化・生涯学習課)

市は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に公立学校等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を行う。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導する。

第1 建築物等の災害予防対策

1 建築物等に対する指導

市及び県は、老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。

市、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

2 防災上重要な公共施設の堅牢化

避難収容施設等の防災上重要な公共施設等について、市及び県等は、所管施設のうち、当該施設の重要度を考慮して順次整備補強に努める。

第2 文化財災害予防対策

市は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備を図る。

1 文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。

2 所有者等を対象とした文化財の防災に関する講習会等を実施する。

3 火災予防体制の確立等、次の事項についての指導を行う。

(1) 防火管理体制の整備

(2) 環境の整備

(3) 火気の使用制限

(4) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施

(5) 自衛消防隊の組織の確立とその訓練

(6) 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施

4 防火施設等、次の事項の整備の推進及び環境保全とそれに対する助成措置を行う。

- (1) 消火施設
- (2) 警報設備
- (3) その他の設備
- 5 有形文化財等の倒壊及び落下物等による破損等を防止するための対策を図る。
- 6 史跡名勝天然記念物等の点検整備を行う。

第3 建築物等の耐震性の確保

1 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方

地震に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの諸施設の耐震性を確保する必要がある。その場合の要求性能は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下による。

なお、特に新耐震基準以前に建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、市は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震改修促進計画を推進する。

- (1) 諸施設に要求される耐震性能は、一般的な地震動、及び直下型地震または海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動についてもできる限り考慮の対象とする。

この場合、諸施設は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

- (2) さらに、諸施設のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また要配慮者の安全確保に必要な建築物等については、需要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の諸施設に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- (3) また、耐震性の確保には、上述の個々の諸施設の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれるものとする。

2 建築物等の耐震性の確保

(1) 公共建築物の耐震性の確保

ア 市有施設の耐震性確保に関する方針

(ア) 新築建築物

新たに建設される市有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の確保を図る。

(イ) 新耐震基準以前に建築された建築物

以下の施設について、計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進するものとする。特にa、b及びcの施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。

- a 市庁舎、支所など災害応急対策活動に必要な施設
- b 市指定避難所として位置づけられた施設
- c 多数の市民が利用する施設
- d その他

(ウ) 新耐震基準以降に建築された既存建築物

以下の施設について、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努める。

- a 市庁舎、支所など災害応急対策活動に必要な施設
- b 市指定避難所として位置づけられた施設
- c 多数の市民が利用する施設

イ 既存市有施設等の耐震性確保に関する取組

(ア) 市有施設

朝倉市耐震改修促進計画に基づく耐震診断・耐震改修の実施

(イ) 教育施設等

- a 学校建築については、仮設等の付属施設を除き原則として、耐震耐火構造とする。
- b 既存の木造校舎については、順次耐震耐火構造による改築を図る。
- c 老朽施設については、更新、補強を図る。
- d 社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

(ウ) 市営住宅

市営住宅については、防災、土地の高度利用及び生活環境の改善等の観点から、公営住宅長寿命化計画等により、建替事業の積極的な推進に努める。また、新耐震基準制定以前に建設された高層住宅及びピロティ等特殊な構造の中層住宅で当面の除却予定のないものについては、順次耐震診断を行い、必要に応じて改修に努める。

(エ) 社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

(2) 一般建築物の耐震性の確保

ア 方針

民間建築物の耐震化は、原則所有者又は使用者の責務として行うものとし、県は、そのための助言、指導及び必要性等に応じて支援を行う。

なお、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導を行う。

また、市は、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

イ 新築建築物の耐震化対策

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図る。

ウ 既存建築物の耐震化対策

市による取組

（ア）民間建築物の耐震性の向上を図るため、広報の充実や耐震改修促進体制の整備等を図る。

（イ）建築士団体等との連携により、民間建築物の耐震性確保を図る。

（3）その他の安全対策

ア エレベーター閉じこめ防止対策

市及び県は、定期報告制度等を通じて、所有者等に「P波感知型地震時管制運転装置」の設置を促す等、既設エレベーターの安全確保に向けた取り組みを推進する。

イ 窓ガラス等の落下防止対策

市及び県は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、建築物の所有者や管理者に対し、落下防止対策の重要性についての啓発や指導等を行う。

特に、建築物の窓ガラスの耐震設計については、国の告示（建設省告示第1622号）以前に建てられた建築物の調査を行い、所有者に必要な改善指導等を行う。

ウ ブロック塀等の倒壊防止対策

市及び県は、ブロック塀等の倒壊防止のため、業界団体等の連携によるブロック塀等安全対策推進協議会と連携し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等の普及啓発やブロック塀等の巡回指導等を行う。

エ 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について関係機関の指導により安全確保を図る。

オ 建物内の安全対策

（ア）学校校舎

校長は、コンピューターをはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童・生徒等、教職員の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

（イ）社会福祉施設、病院、保育所等

施設管理者は、備品等の転倒落下等の防止を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるように、十分配慮する。

(ウ) 庁舎

施設管理者等は、備品等の転倒落下等の防止を行い、職員等の安全と避難通路確保のための安全性を強化するとともに、コンピューター等に蓄積されているデータの損傷の防止等を図る。

(エ) 民間建築物

施設管理者は、建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下の防止やガラスの飛散防止等を行う。

特に、高層建築物については、ゆっくりと大きく揺れる振動の場合、上階ほど揺れが強くなり、大きな被害が出る可能性があることに留意する。

(オ) 長周期地震動対策

超高層建築物（高さが60m（20階建て程度）を超えるもの）については、長周期地震動による影響が大きいことから、長周期地震動に備え、キャスター付きの什器や家具などに対する転倒防止策の実施や、エレベーター停止や配水管等の復旧の遅れも予想して3日以上（1週間程度分）の備蓄を実施するよう周知するよう努める。

カ 公共施設及び危険物施設の点検整備等

市、県及び施設管理者は、道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行う。

また、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等を促進する。

キ その他の対策

自動販売機の転倒、煙突の折損等の防止について、所有者や管理者を指導し安全確保を図る。

第6節 液状化災害の予防対策

(建設課、都市計画課)

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための対策は、次のとおりである。

第1 液状化対策

1 総論

市及び県並びに防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

2 液状化対策の調査・研究

市及び県並びに防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して下記のように考えられる。

(1) 液状化発生の防止（地盤改良）

地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

(2) 液状化による被害の防止（構造的対応）

発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策

(3) 代替機能の確保（施設のネットワーク化）

施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

4 液状化対策の普及・啓発

市及び県並びに防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、市民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る

第7節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害予防

(上下水道課)

市は、水道、工業用水道及び下水道の施設の災害時の被害を最小限にとどめ、かつ可及的速やかに被害施設の復旧を可能にするために、必要な施策を実施する。

第1 上水道施設災害予防対策

1 計画方針

水道事業者は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備を推進する。

2 対策

水道施設の整備増強は、「水道施設の技術的基準を定める省令」「水道施設設計指針」(日本水道協会刊)等に沿って行う。

また、供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。

第2 下水道施設災害予防対策

1 計画方針

市街化に伴う、浸水災害の被害を防止するため、雨水・下水の迅速な排除が行えるよう施設の整備増強を図る。また、公共用水域の水質汚濁防止と住環境整備のため、污水管渠の整備を促進する。

2 対策

(1) 情報交換の迅速化

各浄化センター及びマンホールポンプ場において、集中監視システムを導入し、各施設の運転状況を把握することにより、施設の機能確保を図る。また、大雨時には、河川管理者との情報交換を行い、総合的な浸水防止対策を図る。

(2) 管路施設の点検、整備

污水管渠の日常点検を実施し、不明水(浸入水)対策を行い、大雨時による污水管渠の機能を妨げないよう未然に防止する。

(3) 動力源の確保

災害時における停電等による二次的災害を考慮すると、最小限の排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

(4) 施設機能の維持

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施

設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。

(5) 機動性のある支援・受援体制の確立

市は、平常時から、下水道関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、下水道の専門的技術を有する団体と協定を結ぶなど、機動性のある支援、受援体制の充実を図る。

第3 工業用水道施設災害予防対策

1 計画方針

工業用水道事業者は、災害による工業用水道の被害を最小限にとどめ、速やかに工業用水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

2 対策

各工業用水道事業者における工業用水道施設の整備については、経済産業省策定の「工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針」(H25.3)によって、施設の整備増強を推進する。

また、工業水道ごとに、供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、必要な施設等の整備増強を図る。

第8節 交通施設の災害予防

(建設課、防災交通課)

道路、鉄道等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。

また、基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努めるものとし、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

第1 道路施設

1 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク

(1) 緊急交通路

あらかじめ大規模災害発生時における緊急通行車両等の通行を確保すべき道路(以下「緊急交通路」という。)を選定して、重点的に道路及び施設等の安全性を強化し、災害発生時における被害の軽減及び迅速、的確な災害応急対応に活用する。

(2) 緊急輸送道路ネットワーク

緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を相互に連絡する道路を選定し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律等」も踏まえ、耐震性、安全性の強化に努める。

2 市道の災害予防対策

(1) 道路の防災対策

風水害等時における道路機能の確保のため、所管道路について、道路防災点検を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

ア 道路防災点検

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路防災点検」を実施する。

イ 道路の防災工事

アの調査に基づき、道路の防災工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行いその対策工事を実施する。

ウ 橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定して、必要に応じて橋梁の補修、耐震補強及び架け替えを行う。

(2) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めると共に、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておく。

(3) 道路冠水対策

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

(4) 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

第2 鉄道施設

1 甘木鉄道株式会社

(1) 防災訓練

異常事態発生に適切な連絡体制及び処置がとれるよう、非常呼集、通報連絡及び復旧の訓練を行う。

(2) 防災関係資材の点検整備

- ア 異常時における外注の連絡及び出動態勢
- イ 外注の出動隊編成
- ウ 主要機械器具の点検整備（外注）

(3) 避難誘導体制等の周知

異常事態発生時には、鉄道係員の指示に従って行動するよう連絡する。

2 西日本鉄道株式会社

(1) 防災訓練

異常事態発生時に適切な処置がとれるよう以下の内容の訓練を実施する。

- ア 避難誘導訓練（異常時、乗客・旅客の安全な避難と適切な案内による誘導）
 - ・列車火災を想定した避難訓練
- イ 情報伝達訓練（異常時における適切な情報提供と案内誘導）
 - ・異常時の案内放送訓練
- ウ 消火訓練（火災時の消火作業）
 - ・自動車と列車との衝突事故を想定した訓練
- エ 復旧訓練（運行支障時の早期復旧）
 - ・列車脱線を想定しての訓練
- オ 連絡通報、非常呼集訓練（迅速な通報訓練と確実な情報の伝達）
 - ・総合防災訓練、関係各機関への迅速確実な連絡

(2) 防災関係資材の点検整備

ア 救援車、モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、電線等を平素から点検整備しておく。

イ 重機械類については、関係企業等から緊急時に協力が得られるよう要請しておく。

(3) 避難誘導体制等の周知

ア 異常事態発生時に旅客の避難誘導が行えるよう上記の防災訓練を行うとともに、運転取扱心得、作業基準、緊急時の救急体制要綱などを策定して、業務研修において周知徹底を図る。

イ 旅客、乗客に対して非常出口の明示や非常扉開閉コック、非常通報装置などを設置し、異常事態発生時には、鉄道係員の落ち着いた指示、誘導、案内ができるよう教育訓練を実施する。

第2章 市民等の防災力の向上

第1節 市民が行う防災対策

(防災交通課)

市民は、一人ひとりが「自らの命は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、地域の防災活動に積極的に参加するなど平常時から災害に対する備えを進める。

市は、市民の防災意識の高揚を図る。

第1 市民が行う主な防災対策

1 防災に関する知識の修得

- (1) 台風、大雨・洪水等の災害に関する基礎知識
- (2) 地震情報の理解や震度、マグニチュード等の地震に関する基礎知識
- (3) 過去に発生した災害の被害状況
- (4) 近隣の災害危険箇所の把握
- (5) 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、避難所での行動、的確な情報収集等）
- (6) 災害教訓の伝承

2 防災に関する家族会議の開催

- (1) 避難場所・経路の事前確認
- (2) 非常持出品、備蓄品の選定
- (3) 家族の安否確認方法（福岡県災害情報等配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- (4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等

3 非常用品等の準備、点検

- (1) 水、食料、衣料品、常備薬、携帯ラジオ、笛、懐中電灯等の非常持出品
- (2) 3日分相当の水・食料・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- (3) 消火用具、スコップ、大工道具、ライフジャケット等資機材の整備

4 住宅等の安全点検、補強の実施（家屋の耐震化、家具転倒防止、棚上の物の落下防止、屋根や鉢植え等の飛散防止、ガラス飛散防止等）

5 応急手当方法の習得

6 県、市又は地域（自治会、自主防災組織等）で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

7 地域（自治会、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

8 愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養に対する準備

第2 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

火災保険では、地震等による被害は補償されないことから、地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の1つであるため、市民は地震保険の活用を検討する。

市は、その制度の普及促進に努める。

第2節 自主防災体制の整備

(防災交通課、保健福祉部)

災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため極めて重要であるので、市は、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災リーダーを中心とした地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努める。

第1 自主防災体制の整備方針

- 1 住民等は、大規模災害時に災害の発生防止を図るとともに、被害の拡大・進展の防止及び軽減を図るため、「自分の命は自分で守る（自助）」、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。
- 2 市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が防災リーダーを中心として一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、避難所・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

第2 自主防災体制の整備

1 組織

自主防災に関する主な組織は、次のとおりである。

(1) 自主防災組織

コミュニティ、行政区等を母体に地域住民が自主的に組織し、設置するもの。

(2) 施設、事業所等の防災組織

多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において管理者が自主的に組織し、設置するもの。

(3) 公共的団体等の防災組織

アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。

2 活動内容

自主防災組織による活動内容は、次のとおりとする。

(1) 平常時の活動内容

ア 自主防災組織の防災計画書の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(ア) 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関する

ること。

- (イ) 地域住民の任務分担に関すること。
- (ウ) 防災訓練の時期、内容等及び市が行う訓練への積極的な参加に関すること。
- (エ) 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- (オ) 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- (カ) 指定緊急避難場所、地元自主避難場所、避難道路、避難指示等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- (キ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- (ク) 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- (ケ) その他自主的な防災に関すること。

イ 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。

主な啓発事項は、災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

ウ 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市の防災組織等と有機的な連携をとる。

また、要配慮者に配慮した訓練の実施に努める。

(ア) 情報の収集及び伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 出火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出及び救護の訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

負傷者を医療機関に搬送する場合に備え、地域ごとに災害時に利用できる医療機関を把握する。

(オ) 炊き出し訓練

災害時の電気や上水道などのライフラインが寸断された状況の下、自ら炊出しができるよう実施する。

(カ) 災害図上訓練

市の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見いだし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する。また、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(キ) その他

地域の特性に応じた必要な訓練

エ 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検

オ 自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の迅速、的確化を図る。

カ 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(ア) 自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進

地域社会においては、居住地と従業地（勤労者の勤務地や学生の活動拠点等）とが異なる住民も存在し、休日・夜間は居住地で生活を営み、平日・昼間は従業地で生活を営む住民も少なくない。平日・昼間は従業地で生活を営む住民は、就業していることから比較的体力がある若手や学生が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。

そこで、このような昼間人口を構成する人々に対しても、従業地の自主防災組織は、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に従業地の自主防災組織と安全に共に活動できるよう、ひいては居住地での自主防災組織活動にも協力できるよう啓発・研修等に努める。

(イ) 自主防災組織と地域コミュニティとの連携の促進

地域社会においては、自治会や町内会の高齢化や組織率の低下、活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることがある。

一方、地域社会では、自治会や町内会のみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、祭り実行委員会、地域おこしグループ等のコミュニティも存在する。このようなコミュニティは比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。

そこで、このようなコミュニティに対しても、地域の自主防災組織とともに、防災知識の普及、防災活動の体験の機会の提供などを実施し、災害時に自主防災組織活動に協力するよう、その際に安全に共に活動できるよう啓発・研修等に努める。

(2) 災害発生時の活動内容

ア 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

イ 情報の収集・伝達

地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を地域住民等に伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

ウ 救出・救護の実施及び協力

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用した速やかな救出活動の実施に努める。また、自主防災組織では救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を行うとともに、医師の救護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

エ 避難の実施

市長や警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

(ア) 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら避難誘導する。

a 市街地・・・・・・・・・・火災、落下物、危険物

b 山間部、起伏の多いところ・・・崖崩れ、地すべり

(イ) 円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度のものとする。

(ウ) 避難行動要支援者は、地域住民の協力のもとで避難させる。

オ 炊き出し及び救助物資の支給に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市が実施する給水、救援物資の支給に協力する。

3 自主防災組織の育成・指導

(1) 市の役割

市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

ア 市はコミュニティ、行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

イ 市は県と協力し、自主防災組織のリーダー等の地域防災リーダーを育成するために、研修会等への参加を促し、防災士等の防災人材の育成強化（資格取得のための助成制度など）、地域における自主防災活動の推進を図る。

ウ 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。

エ 市は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。

オ 自主防災組織の好事例を集め、管内で広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要支援者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、避難場所・避難経路を的確に把握しているか及び日頃の防災活動等を考慮して、優秀な自主防災組織の表彰をおこない自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。

カ 市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。必要がないと判断した場合は、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした住民等に通知する。

キ 個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

市は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、市は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努める。

5 水防団、水防協力団体の育成強化

市及び県は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

6 一定の地区内における住民と事業所が共同した自発的な防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この際、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

当該素案が市防災計画の地区防災計画に定められた場合は、当該地区防災計画に関する住民等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するよう努めなければならない。

【参考例】 個人・家庭、地域、自主防災組織等の役割項目例

自主防災 体 制	平 常 時	警 戒 ・ 発 災 時
個 人 家 庭	○各個人の日常生活圏の危険性の認識 ○緊急地震速報や防災情報の理解の促進 ○家屋や塀の耐震強化措置 ○家具の転倒落下防止措置 ○出火防止体制の整備 ・耐震消火装置付器具の使用と作動状況の点検 ・感震ブレーカーの設置と作動点検 ・安全な火気使用環境の確保 ○初期消火体制の整備 ・初期消火器具の確保と使用訓練 ○家具の転倒落下防止措置 ○独自の避難先、市指定避難所・地元自主避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ○救出用資機材の保管 ○必要な物資の備蓄	○緊急地震速報など防災情報の自主的収集 ○出火防止 ○初期消火 ○家族の安否確認（電話は使用しない。）及び保護

自主防災 体 制	平 常 時	警 戒 ・ 発 災 時
隣 近 所	○要配慮者の安全対策の話し合い ○近所の災害環境の共同監視 ○救出用資機材の共同管理	○隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送 ○隣近所の出火防止措置 ・ 隣近所の家庭にガス元栓閉栓よびかけ ・ 高齢者世帯等の出火防止措置 ○初期消火活動への従事 ○近所の要配慮者の安否確認 ○要配慮者の救出・避難誘導
自主防災 組織	○家庭、隣近所への防災対策の呼掛けと推進（特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進） ○危険箇所の点検・除去 ○市指定避難所・地元自主避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ○救出用資機材（防災資機材）の管理 ○防災知識の普及 ○各種防災訓練の実施及び参加	○救出活動の喚起（救出協力者を募る） ○出火防止措置の喚起 ○初期消火活動の応援 ○近所の要配慮者の安否確認の喚起 ○要配慮者の救出・避難誘導・搬送 ○市指定避難所・地元自主避難所の開設・管理運営 ○給食・給水 ○救助物資の分配に関する協力

7 防災拠点と自主防災組織の連携の推進

杷木地域（久喜宮地区）に防災拠点施設を整備し、自主防災組織及び消防団などの関係機関と連携して防災の取り組みを進めていく。

第3節 企業等防災対策の促進

(防災交通課、商工観光課)

企業等は災害時に役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、自ら防災組織を結成するなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、地域防災力の向上に寄与するものとする。

第1 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時の果たす役割を十分に認識し、各企業等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 災害時の企業等の事業継続の必要性

災害の多いわが国では、県や市はもちろん、企業、市民が協力して災害に強い朝倉市を作ること、被害軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与するものである。

特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

2 事業継続計画の策定

企業等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン第三版（平成25年8月）」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努めるものとする。

3 事業継続マネジメント（BCM）の取組

事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び市が実施する企業等との協定の締結や防

災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第2 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や市民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

また、企業等は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

企業等における防災対策及び防災活動は、概ね次の事項について、それぞれの実情に応じて行うものとする。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保（従業員の3日分以上が目安となる）
- 8 施設耐震化の推進
- 9 システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全
- 10 施設の地域避難所としての提供
- 11 地元消防団との連携・協力

第3 市及び県の役割

1 防災訓練

市は、企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対し訓練への参加等を呼びかける。

2 事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発

県及び市は、企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画及び事業継続マネジメント構築支援に努める。

さらに、県は、国や関係団体と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催

等を行い、企業の事業継続計画策定を推進する。

3 事業所との消防団活動協力体制の構築

市は、「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

※消防団協力事業所表示制度・・・消防団に対して事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所の申請又は市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

4 企業の防災に係る取り組みの評価

市は、県と連携して、企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等により、企業の防災力向上に努める。

5 市商工会、市観光協会等との連携

市は県と連携して、あらかじめ商工会議所との連携の体制を構築するなど、災害発生時に、中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第4節 防災知識の普及

(防災交通課、教育課、文化・生涯学習課、人事秘書課)

災害に強いまちづくりを推進するため、市は、職員に対し防災教育を行うとともに、関係機関相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、コミュニティセンター等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

第1 市民等に対する防災知識の普及

市、自主防災組織及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。

また、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに災害発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報（浸水洪水、土砂災害ハザードマップなど）を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、気候変動の影響も踏まえた防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して積極的に行う。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズにも留意する。

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、ハザードマップ（自主防災マップなど）や防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行う。

なお、ハザードマップ等の活用に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避

難」すべきこと、自分は災害に 遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

1 一般啓発

（1）啓発の内容

ア 災害に関する基礎知識や、5段階の警戒レベル、災害発生時、警報等発表時、緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識

イ 過去に発生した災害被害に関する知識

ウ 備蓄等に関する知識

（ア）3日分相当（1週間推奨）の水・食料・生活必需品（簡易トイレ用品）等の備蓄

（イ）非常持出品（水、食料、衣料品、常備薬、携帯ラジオ、笛、懐中電灯等）の準備

（ウ）消火用具、スコップ、大工道具、ライフジャケット等資機材の整備や自動車へのこまめな給油など

エ 住宅等における防災対策に関する知識

（ア）住宅の補強、防火に関する知識

（イ）家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止、棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識

オ 飼い主による愛護動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

カ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害が発生し、または発生するおそれがある場合にとるべき行動

ク 土砂災害警戒区域、浸水想定区域等に関する知識

ケ 緊急地震速報、防災気象情報、避難指示等に関する知識

コ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

サ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

シ 避難生活に関する知識

ス 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

セ 応急手当方法等に関する知識

ソ 早期自主避難の重要性に関する知識

- タ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- チ 災害時の家族内での連絡体制の事前確認
- ツ 災害情報の正確な入手方法
- テ 要配慮者への配慮
- ト 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- ナ 出火の防止及び初期消火の心得
- ニ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- ヌ 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）
- ネ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ノ その他の必要な事項

（2）啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
- イ 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ 映画、DVD等の利用
- エ 各種相談窓口の設置
- オ 消防団、防災士※を通じた啓発
- カ 防災シンポジウム、講演会、講習会（出前講座）の実施
- キ 防災訓練の実施
- ク インターネット（ホームページ）の活用
- ケ 各種ハザードマップ等の利用
- コ 広報車の巡回による普及
- サ 市街地における想定浸水深等の表示（標識の設置）

※防災士・・・社会の様々な場で防災力を高める活動を行うための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者

2 社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、女性団体等の会合及び各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

啓発の内容は、市民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

3 学校教育を通じての普及

学校教育の中での防災教育は、地域の災害リスクに基づいた防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園

から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施された場合、大きな効果をあげる可能性がある。

このことを念頭に、児童・生徒、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達の段階などの実態に応じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心にした啓発を行う。

また、市及び県は、国や県が発行している関係資料等を参照するなどして学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

第2 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、発達の段階に応じて知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。

1 防災に関する知識の習得

- (1) 学習指導要領に基づく、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等を通じた学習指導の充実
- (2) 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実
- (3) 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実

2 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

- (1) 日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成
- (2) 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施
- (3) ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

3 防災管理・組織活動の充実・徹底

- (1) 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置
- (2) 教職員研修の充実
- (3) 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実
- (4) 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

第3 職員に対する防災教育

市は、平常時の的確な防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。

また、市は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1 教育の方法

以下に示す方法等を繰り返し実施することにより防災教育を行う。

（1）新任研修

通常の新任職員研修の一項目として行う。

（2）職場研修

各職場では、防災訓練等にあわせて以下の項目に重点を置いた研修を実施する。

ア 各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認

イ 各職場の初動時の活動要領の確認

（3）研修会、講習会、講演会等の実施

（4）見学、現地調査等の実施

（5）防災活動手引等印刷物の配布

2 教育の内容

（1）災害に関する知識

ア 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識

イ 当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度

ウ 過去の主な被害事例

（2）市地域防災計画、その他防災に関する計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担

（3）職員として果たすべき役割（任務分担）

（4）初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱い要領等）

（5）防災知識と技術

（6）防災関係法令の運用

（7）その他の必要な事項

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に、消防訓練等を通じて、出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

また、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設や、ホール・駅等不特定多数の者が使用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等の管理者については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対

する安全性の確保に特に配慮するものとする。

1 指導の方法

- (1) 防災上重要な施設の管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- (3) 防災上重要な施設の管理者等の自主研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- (4) 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2 指導の内容

- (1) 市地域防災計画、その他防災に関する計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
- (2) 災害の特性及び過去の主な被害事例等
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安全管理
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制準備
- (5) 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第5 防災知識の普及に際しての留意点等

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じて、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施する。

防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第6 防災意識調査

市民の防災意識を把握するためのアンケート調査、及び、行政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第5節 防災訓練の充実

(防災交通課、消防署、消防団)

市は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加とその他関係団体及び要配慮者も含めた地域住民等とも連携した各種災害に関する訓練を継続的に実施するものとする。

第1 総合防災訓練

市は、災害時の防災体制の万全を期するため、県と連携し、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水、炊き出し等の各訓練を総合的に実施するよう努める。

また、実施にあたっては、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。

市町村相互の応援協定に基づく広域合同訓練についても積極的に行うことを考慮する。

第2 各種訓練

1 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を以下の要領で実施する。

- (1) 市の各課等は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者、要請手続等の確認を行う。
- (2) 市は、災害対策本部の運営を円滑に行うため、図上訓練を実施するよう努める。

災害の発生が予測される時期から災害応急対策の総合態勢を確立するまでの間における市及び関係機関の活動要領をマスターし防災態勢の充実を図る訓練を実施する。

ア 訓練内容

- (ア) 朝倉市災害対策本部の設置、運営
 - (イ) 情報の収集及び報告通報
 - (ウ) 災害予防のための措置及び手順
 - (エ) 災害応急対策のための措置及び手順
- (3) 訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング（個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を

整理する訓練)、課単位での図上訓練、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等種々考えられる。

- (4) 市は、地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上訓練を実施するよう努める。

2 組織動員訓練

災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等実施する。

3 非常通信訓練

市は、災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

4 水防訓練

市は、梅雨期及び台風時における増水(出水)に備え、関係機関と合同して、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練を実施し、水門の閉鎖に時間がかかるなど機器等の不備により迅速な遂行が困難になることが判明した場合には点検・整備も行うこととする。

5 消防訓練

市及び消防組合は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、通信連絡、住民の避難誘導、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

6 医療救護訓練

消防組合は、災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するように、日頃から実践に即した訓練等を実施する。その方法としては、具体的災害設定を行い、災害発生直後の医療情報の通報・収集や要請・指令に基づく医療救護班の緊急出動、傷病度合いによる選別等や症例に応じた応急医療・広域搬送など、机上訓練を含め、実際に即した医療救護訓練を実施するものとする。

医療機関においては、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画の作成に努めるものとする。

また、作成したマニュアルに基づく自主訓練の実施に努めるものとする。

7 被災建築物応急危険度判定訓練

市は、県及び建築関係団体等の協力のもと、実際の応急危険度判定の実施に備えるとともに、応急危険度判定体制の整備を図るため、連絡訓練等を実施する。

8 要配慮者利用施設、大規模工場等の訓練(施設所有者又は管理者)

市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

市防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものと

する。

9 その他の訓練

防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等災害活動に必要な訓練を実施する。

第3 住民の訓練

市及び消防署は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、要配慮者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

- 1 出火防止訓練
- 2 初期消火訓練
- 3 避難訓練
- 4 応急救護訓練
- 5 災害図上訓練
- 6 情報の収集及び伝達の訓練
- 7 炊き出し訓練
- 8 その他地域の特性に応じた必要な訓練

第4 防災訓練に際しての留意点等

市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

市は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

さらに、訓練の際には、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要

支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。

避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努める。

第5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を地域防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第6節 市民の心得

(防災交通課)

近年の災害の経験を踏まえ、市民は、「自らの命は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

災害発生時に、市民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

第1 家庭における心得

1 平常時の心得

- (1) 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険のある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある斜面又は裂け目がある崖など危険な箇所がないか、地区自主防災マップ（ハザードマップ）や現地確認等で事前に把握する。
- (3) 飲料水、非常用食料、救急用品、非常持出用品を準備する。
- (4) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (5) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (6) 浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。

2 大雨・台風等風水害発生時の心得

- (1) 外出は必要最低限とする。

風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行っていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最低限とする。

- (2) 危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。

「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。

- (3) 緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。

屋内での退避等の安全確保措置の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間などには、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所や近傍の堅固な建物などに避難し、救援を呼び救助を待つ。

(4) 子どもとはぐれないようにする。

子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。

(5) 避難の際は、長い杖を携行し、ひもでしめられる運動靴で避難する。

裸足、長靴は歩行に支障が出るため、ひもでしめられる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。

(6) 避難したら安全が確認できるまで帰らない。

家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認されるまで帰らないようにする。

(7) 車での避難には注意する。

車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウインドウが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。

(8) 情報収集を怠らない。

雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。

(9) お年寄りや子供、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。

3 竜巻災害発生時の心得

(1) 屋内では、部屋の1階に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。

※但し、部屋の隅やドア、外壁からは離れ、中心部に近い所に移動する。

(2) 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。

※但し、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

4 土砂災害発生時の心得

(1) 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難指示等の発令前でも、以下のような前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。

ア 土石流の前触れ

(ア) 山鳴りがする。

(イ) 川が濁り、流木が混ざり始める。

(ウ) 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。

イ 地すべりの前触れ

(ア) 地面がひび割れたり、陥没する。

(イ) 擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。

(ウ) 家の戸が開かなくなる。

(エ) 沢や井戸の水が濁ったり、減少する。

ウ がけ崩れの前触れ

- (ア) がけから小石がばらばら落ちてくる。
- (イ) がけに割れ目ができる。
- (ウ) がけから濁った水がわき出る。
- (エ) わき水が濁る。

- (2) 土砂災害が迫って逃げる際には、流れに直角に避難する。

土砂災害が迫って逃げる際には、土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。

5 地震発生時の心得

- (1) まずわが身の安全を図る。
- (2) 揺れが止まったら火の始末をする。電源ブレーカーを切る。
- (3) 火が出たらまず消火する。
- (4) あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- (5) 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- (6) 山崩れ、がけ崩れ、浸水、通電火災に注意する。
- (7) 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- (8) みんなが協力し合って、応急救護を行う。
- (9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (10) 秩序を守り、衛生に注意する。

6 外出時の心得

- (1) 風水害時の外出時の心得

河川上流付近が大雨で急な下流で急に増水するケースもある。特に河川敷や海岸でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り始めたりしたら、急いで安全な場所に移動する。

- (2) 地震発生時の外出時の心得

ア 住宅地

路上の落下物（エアコンの室外機・ベランダのプランターなど）や倒壊物（自動販売機・電柱・街路樹など）に注意する。

イ 繁華街

窓ガラスや看板、ネオンサイン、外壁の落下に注意する。かばんなどで頭を保護して避難する。

ウ 山・丘陵地

落石に注意しながら、山ぎわや急傾斜地など山崩れ、がけ崩れの起こりやすい危険な場所から遠ざかる。

エ 屋内

あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

第2 職場における心得

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認する。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

2 災害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

3 地震発生時の心得

- (1) 頭・身体を落下物等から防護し、揺れが収まりしだい火の始末をする。
- (2) 職場の消防計画に基づき行動する。
- (3) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- (4) 正確な情報を入手する。
- (5) 近くの職場同士で協力し合う。
- (6) エレベーターの使用は避ける。通電火災に注意する。
- (7) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物車両等の運行は自粛する。

第3 地震発生時に運転者がとるべき措置

1 走行しているとき

- (1) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、緊急通行車両の通行の妨害とならないよう、道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難するとき

- (1) 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しない。

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 広域応援・受援体制の整備

(防災交通課、人事秘書課)

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、平常時より各関係機関と相互応援の協定を締結する等、連携強化を進め、体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように準備しておくことが重要である。

このため、市は、災害時、自らのみでは迅速かつ適切で十分な応急対策が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

その際、大規模な災害による同時被災を受けた場合の危機回避の観点から、近隣の地方公共団体に加えて、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、市は、県、関係防災機関、協定締結企業及びボランティア団体等への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

第1 他市町村との相互協力体制の整備

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

また、市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

(資料編：資料 2-3-1-1 福岡県消防相互応援協定)

第2 市、県と自衛隊との連絡体制の整備

市、県と自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3 その他の防災関係機関・団体との連携体制の整備

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、市は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第4 各種協定締結の推進

各種災害応急活動を円滑に遂行するためには外部機関・事業者との連携が必要であることから、以下の機関・事業者との協定締結を進めるとともに、少なくとも年1回は情報交換・意見交換の場を設ける。

- 1 郵便局（情報提供、物資の集積管理等）
- 2 近隣地方公共団体（避難所の提供等）
- 3 運送事業者（車両の確保、物資の集積・管理・輸送等）
- 4 ガソリンスタンド（燃料の確保、工具類の利用等）
- 5 建設事業者（重機の確保、施設の応急復旧等）
- 6 印刷事業者（災害広報紙の印刷等）
- 7 新聞販売店（災害広報紙の配布等）
- 8 バス事業者（避難者の移送等）
- 9 上下水道事業者（重機の確保、施設の応急復旧等）
- 10 給食事業者（弁当）
- 11 大規模小売店舗（食料、生活関連物資の確保等）
- 12 葬祭関係事業者（棺、ドライアイス、遺体搬送車両の確保等）
- 13 トイレ物品取扱い事業者（仮設トイレの確保等）
- 14 防疫関係事業者（防疫薬剤、資機材の確保等）
- 15 税理士会（災害市民相談）
- 16 建築士会（応急危険度判定、災害市民相談）

第5 受援計画

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を策定する。

受援計画は、応援の受入を想定した訓練や各種災害の教訓などを踏まえ、個別受援シートの充実など計画の継続的な見直しに努め、災害対応業務の実効性の向上に努める。

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

第6 広域応援拠点等の整備

市は、応援隊の受入れ・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備し、関係機関と情報を共有するものとする。

第2節 防災体制・施設・資源等の整備

(全課)

市は、応急対策の円滑な実施のために、災害対策本部体制の整備や必要な施設及び資源等の整備、充実に努める。

第1 災害対策本部体制の整備

市は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

1 初動体制の整備

市は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 登庁までの協議体制の整備

市は、勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員に防災行政無線（携帯無線）、あるいは携帯電話（災害時優先電話仕様）の配備を推進する。

3 災害対策本部室等の整備

市は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

(1) 災害対策本部の代替施設

本庁舎内に災害対策本部設置が不可能となった場合に、災害対策本部機能を代替する施設を確保するものとし、この施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるよう努める。

(2) 自家発電機

自家発電機は耐震性を備えたものとし、設置場所の浸水被害等を考慮したうえでエンジン発電式のみならず、その他の代替エネルギーシステムの活用についても検討を行う。

- (3) 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保
- (4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- (5) 緊急消防援助隊や自衛隊などの広域応援を受ける場合に位置を特定しやすいUTM座標を付記した応急対策用地図
- (6) 手回し等自家発電機能付携帯型ラジオ

4 関係機関等の参画

市は、災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

5 人材の確保

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、市は、退職者（市、警察、消防、自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第2 防災中枢機能等の確保・充実

市は、洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域等」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努める。

また、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それをを超える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図る。

なお、県及び市町村等は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するものとする。

また、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮する。

※クラウドサービスの利用：自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。これにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、

庁舎流失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。

第3 防災拠点施設の確保・充実

市は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとし、拠点となる施設の整備にあたっては、地区防災計画に位置付けられたものであることを原則とする。その際、施設の耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するとともに、隣接地には防災公園等の緊急避難場所の整備に努める。

（資料編・資料 2-3-2-1 地区防災計画及び防災拠点施設の一覧）

また、災害発生時には停電が予想されることから、市は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。

市は、上記拠点のひとつとして、県下の防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点（避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点等）として、相互に活用するものとし、「道の駅」の各管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。

第4 災害用臨時ヘリポートの整備

1 計画方針

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

2 臨時ヘリポートの選定基準等

市は、臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の広場（グラウンド、都市公園等）、河川敷等から、次の基準等に留意して選定する。

（1）臨時ヘリポートの基準

臨時ヘリポート設定時の目安要件は資料編に示す。

（2）臨時ヘリポートの標示

ア 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの字を標示する。なお、積雪時は墨汁、絵具等明瞭なもので行う。

イ 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

（3）危険防止上の留意事項

ア ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。

イ 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。

ウ 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。

エ 航空機を中心として半径 20m以内は、火気厳禁とする。

3 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、市防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

4 臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

第5 装備資機材等の整備充実

1 計画方針

応急対策実施のため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実する。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

2 整備項目

災害用装備資機材として以下の整備を検討する。

- ・可搬式標識・標示板等交通対策用資機材、トランシーバー等携帯型無線機、衛星携帯電話

3 備蓄（保有）資機材等の点検

(1) 点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) その他

イ 物資、機材類

- (ア) 種類、規格と数量の確認
- (イ) 不良品の有無
- (ウ) 薬剤等効能の確認
- (エ) その他

(2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録するとともに、資機材等に損傷等が発見されたときは、

補充、修理する等整備する。

4 資機材等の調達

災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

5 保有状況の把握

市は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ防災関係機関との情報交換を行う。

第6 備蓄物資の整備

大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）を整備する。

この場合において、備蓄物資の特性を踏まえ、市、県、その他関係機関、市民、企業等の間の役割分担を考慮するとともに、他自治体等との応援協力関係も勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

第7 被害情報等の収集体制の整備

市は、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備する。

第8 惨事ストレス対策

救助・救急、医療又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第9 復興の円滑化のための各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制について整備する。

第3節 災害救助法等の運用体制の整備

(福祉事務所)

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、市の担当者において、その運用に際し、混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、マニュアルを整備しておくものとする。

第1 災害救助法等の習熟

1 災害救助法等の運用の習熟

(1) 災害救助法運用要領の習熟

市は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助実務研修会等

市の担当者は、県が実施する災害救助法実務研修会への参加や自己研鑽等により、その内容に充分習熟しておく。

(3) 必要資料の整備

市は、「災害救助の運用と実務」(第一法規出版)、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備する。

2 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第4節 情報管理体制の整備

(防災交通課)

災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

また、さまざまな環境下にある住民等及び市の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等を用いた警報等の伝達手段の多重化、多様化を図る。

市及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

第1 通信手段の種類・特徴

災害時に使用する通信手段は、基本的に次のものが考えられる。

種 類	使用不能となる場合・特徴
防災行政無線（同報系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線（移動系）	・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。
防災行政無線（衛星系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
M C A無線 （ふくおかコミュニティ無線）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。
N T T加入電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は交換機が停止しなければ使用可。
I P電話	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。

種 類	使用不能となる場合・特徴
	・ 停電時は使用不可。
携帯電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効） ・ 中継局の設備破損や停電時は不通。 （数時間は予備バッテリーで機能）
衛星携帯電話	・ 一般的に輻輳しにくい。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。
災害時優先電話（N T T加入電話） 携帯電話	・ 回線輻輳時の発信が優先的に接続。

※輻輳（ふくそう）－交換機の処理能力を超えるような通話が殺到し、電話がつながり難しく、発信規制がかかること。

第2 無線通信施設等の整備

1 県の無線通信設備等

（1）福岡県防災・行政情報通信ネットワーク

福岡県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消防本部及び県出先機関等の相互間における、地上系無線通信網と衛星通信網を併用した福岡県防災行政無線であり、通信の途絶や輻輳が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図られるよう、適切な維持管理を行う。

また、県警等情報提供が必要な機関に対しても、防災情報システムの整備を進め、情報の伝達を密にするよう努める。

（2）災害医療情報システム

県は、災害時における迅速かつ正確な災害医療情報の収集を図るとともに、これを迅速かつ的確な医療救護活動に結びつけるため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化し、災害関係機関との総合的なネットワーク化を構築するとともに、災害時等に効果的に運用が図られるよう、操作等の研修・訓練を定期的に行うとともに、適切な維持管理を行う。

2 市の無線通信施設

（1）市防災行政無線

市防災行政無線とは、市が、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、市において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

ア 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立。

イ 災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため防災行政無線等の整備充実。

ウ 地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備充実。

エ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の整備。

オ 主要防災関係機関への通信回線を設置する。

カ 防災行政無線と全国瞬時警報システム（J－ALERT）との接続等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築。

（2）消防・救急無線

消防・救急無線とは、県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。

イ 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。

ウ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動多重無線車の整備並びに携帯無線機の増強を図る。

※消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、アナログ方式による150MHz帯周波数は、平成28年5月までに260MHz帯でのデジタル方式へ移行した。

第3 各種防災情報システムの整備

1 基本方針

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

2 整備項目

（1）県は、災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、県災害対策本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの運用体制の確保を図る。

（2）県及び市は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等に効果的に運用できるよう、必要なデータの整備を行う。（当該データの加除修正を含む。）

（3）防災関係機関は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備、増強を図る。

（4）福岡県防災情報システムについては、災害の巨大化・被害の甚大化に伴う多重化の必要性が増している状況や、情報システム技術の高度化等を踏まえ、福岡県防災情報システムのあり方も含め、時代に応じたシステムになるよう検討が行われる。

第4 通信訓練の実施

様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施に努める。

第5 情報通信設備の維持

市は、必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、全国瞬時警報システム（J－ALERT）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加することとする。

非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに地震災害においては耐震性があり、風水害においては浸水する危険性が低い場所への設置等を図る。

第5節 広報・広聴体制の整備

(人事秘書課、防災交通課)

災害時に、人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応するために必要な体制を整備する。

第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備

1 広報計画

市は、あらかじめ定めた災害時の広報計画に基づき、関係機関との密接な連携協力のもと、円滑な広報にあたる。

2 運用体制の整備

市は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- (1) 広報重点地区（各災害危険地域）の把握
- (2) 地区住民（要支援者）の把握
- (3) 広報・広聴担当者の熟練
- (4) 広報文案の作成
- (5) 広報優先順位の検討
- (6) 伝達ルートが多ルート化

3 市は、市防災行政無線の整備を図るとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。併せて、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。

4 市は、防災気象情報の伝達等について、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。

5 県及び市は、避難指示等の避難情報を住民等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システム（Lアラート）を活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

6 市は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

7 市、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

8 市、放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理する。

- 9 市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 10 市及び公共機関は、要支援者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

第2 関係機関の連絡体制の整備

広報・広聴活動は、関係機関との連携を図りながら実施する必要があることから、相互に連絡先を確認するなど、連絡体制を整備する。

第3 報道機関との連携体制の整備

各防災機関は、災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する必要があることから、報道機関に対する情報提供の方法を定めるなど、連携体制を整備する。

第4 要配慮者等への情報提供体制の整備

災害時は要配慮者等もできる限り自らの判断で行動することが求められるため、その際よりどころとなる情報が適切に伝達されることが必要である。このため、文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者や外国人を考慮した広報体制を整備するよう努める。また、聴覚障がい者や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど、必要な体制の整備に努める。

第6節 二次災害の防止体制の整備

(防災交通課、建設課、都市計画課)

市は、降雨・余震等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害等（被災建築物、被災住宅を含む。）の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録など活用のための施策を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

第1 降雨、余震等に伴う二次災害の防止体制の整備

1 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

市は、降雨あるいは余震等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市職員OBなど）の登録等を推進するものとする。

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

2 被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制整備を図るため、県においては、応急危険度判定マニュアルの整備や応急危険度判定士の登録の推進、関係機関との連携体制の整備を図り、市においては、被災時の連絡体制の確保に努めるものとする。

3 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録の推進及び被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

第2 震災消防体制の整備

1 消防施設等の耐震化

市は、初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の耐震化、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等を進める。

2 消防水利の強化

(1) 市は、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 市は、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、

消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

4 市町村相互の応援体制の強化

市は、災害時における消防活動の万全を期するため、消防に関し市町村間で協定を結び、相互に応援するように努めなければならない。

5 火災予防査察の強化

市は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

6 市民に対する啓発

市は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、耐震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、地震発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

電力復旧に伴い発生が想定される通電火災対策のため感震ブレーカーの設置・普及促進に努める。

また、住宅用防災機器（住警器）についても設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

第3 危険物施設等災害予防計画

1 消防法上の危険物

消防本部、危険物を取扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の関係者は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努めるものとする。

（1）危険物施設の関係者が実施する対策

大規模な災害発生による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。

（2）消防機関が実施する対策

ア 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

イ 危険物施設の関係者に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第7節 救出・救助体制の整備

(防災交通課)

震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材を整備しておく。

第1 救出救助体制の整備

1 市民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠するべき部分が極めて大きい。そのため、市民及び自主防災組織は、地震時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

市は、市民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

2 市及び消防機関における救出救助体制の整備

市及び消防署は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

第2 救出用資機材の整備

市及び消防署は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備する。また、重機等については建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備する。

第3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市及び消防署は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、市民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

第4 要配慮者に対する救出救護体制の整備

市は、一人暮らしの高齢者や障がい者等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

第5 医療機関との連携体制の整備

市及び消防機関は、医療行為を行う医療機関と連携した救出救助を行うため、連携体制の整備を行う。

第8節 避難体制の整備

(防災交通課、福祉事務所、健康課、介護サービス課、ふるさと課、教育課)

市は、関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進を図る。(資料編：資料 2-3-8-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の一覧)

市は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図るものとする。

第1 避難体制の整備

1 避難計画の作成と訓練

市は、各コミュニティ及び防災関係機関と連携し、災害発生時に安全かつ迅速な避難が行えるよう、避難計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

なお、避難計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定避難所に滞在することができない避難者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する避難者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。

- (1) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令する基準、伝達方法、発令区域・タイミング
- (2) 避難指示等に係る権限の代行順位
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

2 避難情報に関するマニュアルの作成及び見直し

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等に関する「避難情報に関するガイドライン」(内閣府 令和3年5月)を踏まえマニュアルを見直す。

気象警報、避難情報等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

なお、作成に当たっては県、気象台、河川管理者、ダム管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。

特に、土砂災害については、土砂災害警戒区域から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

この際、市は、避難指示を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておく。

また、市は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

3 洪水時の避難体制の整備

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等が発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の土砂災害警戒区域等を中心に避難指示等が発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

なお、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

避難指示等の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

4 避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備

（1）避難支援計画（避難支援プラン）の策定

市は、避難行動要支援者を適切に避難支援し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）や

県作成の「災害時要援護者支援対策マニュアル」等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての個別避難計画の策定に努める。

(2) 地域住民等の連携

市は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図る。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を支援する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団等の避難支援実施者そのものの避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

(3) 高齢者等避難の伝達体制整備

市は、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける「高齢者等避難」の伝達体制の整備に努める。

5 広域避難体制の整備

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や広域避難及び広域一時滞在を強いられる避難者（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう輸送事業者等との協定の締結に努める。

併せて、市、県及び輸送事業者等は、連携して具体的な避難・受入方法を含めた計画を定めるよう努める。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて、広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定める。また、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

県及び市は、確実に要配慮者を受入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築する。

なお、福祉避難所に必要な職員については、県の計画では、「県は、あらかじめ、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。」としている。

第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び被難者の生活環境の整備
市は、①洪水、②崖崩れ、土石流及び地滑り、③一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、住民に周知する。

また、避難者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずる。

1 避難路の選定

- (1) 選定に当たっては、危険区域及び危険箇所を通過する経路はつとめて避けること。
- (2) 車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。

2 避難路の整備

- (1) 誘導標識、誘導灯、誘導柵を設け、その維持に努めること。
- (2) 避難路上の障害物件を除去すること。

3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

(1) 指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、公示するとともに、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害対策基本法施行令第20条の3で定める基準に適合する施設又は場所である。同基準は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものをいう。

指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に被災者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、市長に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出することにより、届け出なければならない。

(2) 指定避難所の指定

市は、地域的な特性（人口の分布状況など）や過去の教訓、想定される災害の状況、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所としてあらかじめ

指定し、公示する。

また、平常時には、指定避難所の場所、収容人数等について、災害時には、指定避難所の開設状況や混雑状況等について住民へ周知を図ため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

また、学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(3) 福祉避難スペースの確保及び福祉避難所の指定

市は、指定避難所内の一画に障がい者等の要配慮者のための福祉避難スペースを確保して避難支援を計画・実施しているが、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(4) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請

市に災害救助法が適用され、避難所等において要配慮者支援のため必要な場合は、県に対する災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請を行う。

(5) 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

適当な施設又は場所が存在しない場合は、安全な指定緊急避難場所・指定避難所を整備し、指定するよう努める。

(6) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

市は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星通信等の通信機器等の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

(3) 指定避難所の設備等の整備

ア 市は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び、保健医療サービスの提供、感染症対策など指定避難所に滞在する避難者の生活環境を整備する。

そのため、施設の耐震性等により安全性の確保を図るとともに、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、冷風機、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、換気、照明等の整備、要配慮者にも配慮した空調、洋式トイレなどの整備に努める。

イ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄するよう努める。

ウ 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、保健所と協力し、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備

ア 市は、指定緊急避難場所・指定避難所の開設・運営に係る避難所運営マニュアル規定等を策定し、これら施設の適切な管理・運営を行う。また、被災等により、管理責任者が早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数箇所での鍵管理や、地域住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。

イ 指定避難所の中長期間の運営について策定された「朝倉市避難所運営基本マニュアル」に基づき、避難者による主体的な自主運営を図るため自主防災組織等と連携し、あらかじめマニュアル等を作成する。

市は、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

この際、運営管理について男女共同参画等の視点に留意する。

ウ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、検温器（体温計）、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、紙オムツ、生理用品、液体ミルクなど、要配慮者、女性、乳幼児にも配慮する。

エ 市は、必要に応じて、指定避難所に愛玩動物（ペット）のスペースを確保する。

5 指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の住民への周知

市は、指定緊急避難場所・指定避難所・避難路等について平常時から以下の方法で周知・徹底を図る。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した際の公示

- (2) 広報誌、インターネットによる周知
- (3) 案内板等の設置による周知
 - ア 誘導標識
 - イ 避難場所・避難所案内図
 - ウ 避難場所・避難所表示板
- (4) 防災訓練による周知
- (5) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- (6) 避難計画に基づく避難地図（地区自主防災マップ、洪水ハザードマップ等）の作成、戸別配付による周知
- (7) 自主防災組織等を通じた周知

6 多様な避難状況の把握

- (1) 車中泊・テント泊等の避難状況の把握
 - ア 市は、指定避難所以外の避難実態を把握する。
 - イ 市は、避難所運営マニュアル等に基づき、指定避難所以外の避難者を支援する。
- (2) 避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施
 - 市は、自主防災組織、自治会等の地域住民を対象に、NPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟できるよう努める。

第3 学校、病院等における避難計画（施設の管理者等）

学校、社会福祉施設、病院、大規模集客施設等の施設の管理者は、消防法に基づき作成する消防計画等に、以下の事項に留意した避難に関する計画を作成するなどして、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
 - ア 避難者の優先順位
 - イ 避難場所、経路及びその指示伝達方法
 - ウ 避難者の確認方法
- (4) 生徒等の保護者への連絡及び引渡方法（定まっていない場合は、市は、定めるように促す。）
- (5) 防災情報の入手方法

- (6) 県、市への連絡方法（市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。）

2 社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導責任者及び補助者の指定
- (2) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (3) 避難誘導の要領
 - ア 避難者の優先順位
 - イ 避難所（他の社会福祉施設含む）及び避難経路の設定並びに収容方法（自動車の活用による搬出等）及びその指示伝達方法
 - ウ 避難者の確認方法
- (4) 家族等への連絡方法（定まっていない場合は、市は、定めるように促す。）
- (5) 防災情報の入手方法
- (6) 県、市への連絡方法

3 病院等における避難計画

病院等においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、被災時における病院等施設内の保健、衛生の確保、入院患者の移送先施設の確保、転送を要する患者の臨時収容場所、搬送のための連絡方法と手段、病状の程度に応じた移送方法、搬送用車両の確保及び通院患者に対する病院等周辺の安全な避難場所及び避難所についての周知方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

4 大規模集客施設等の避難計画

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、ホテル、旅館、駅等の不特定多数の人が出入りする施設の設置者又は管理者は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、誘導及び指示伝達等の方法を定めるなど、適切な避難対策を図る。

第9節 交通・輸送体制の整備

(防災交通課、建設課、都市計画課)

第1 緊急通行車両等の事前届出（県公安委員会に限る）

1 協定締結事業者への周知

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行等確認証明書及び確認標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第2 緊急輸送体制の整備

1 輸送車両等の確保

市は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送機関と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。

協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について予め定めるよう努める。

2 円滑な輸送のための環境整備

緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく。

また、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用する。

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

3 輸送施設・輸送拠点の整備

市は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害時の物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握する。

備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

4 緊急輸送道路の啓開体制の整備

道路管理者として市は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者等との間で協定等を締結し、必要な人員、資機材の確保等の対策を講じて体制を整備しておく。

また、道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受け入れ体制の整備に努める。

さらに、県及び市は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

第10節 帰宅困難者支援体制の整備

(防災交通課、商工観光課)

本市には、多くの企業や学校などの人々が集まる施設が多く立地しており、また、秋月や原鶴等の観光地に観光客が流入している。

市は、大規模災害発生時における帰宅困難者対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

第1 帰宅困難者の定義

「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、災害の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。

第2 想定される事態

1 社会的な混乱の発生

外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、事業所等への出勤者以外は、一時滞在できる場所がない場合、無統制な群衆となって駅へ殺到するなど、パニック発生の大きな要因となることも考えられる。また、多くの人々が公共施設や大規模民間施設を一時休息や情報収集ができる場所と考え、集まってくることも予想される。

2 帰宅行動に伴う混乱

地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の人間が帰宅行動をとることによる交通の支障、沿道での水、食料、トイレ等の需要の発生など、帰宅経路における混乱も予想される。

3 安否確認の集中

災害発生直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能の麻痺が予想される。

特に、被災市町村には、安否等の確認の電話が殺到し、災害応急対策活動に支障が生じることも考えられる。また、家族等の安否が確認できない場合、本人は勤務先等に一時滞在でき帰宅を要しない状況であっても、無理に移動を開始し、帰宅困難者となることが考えられる。

4 水、食料、毛布などの需要の増大

自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生することも予想される。この際、職場等において水、食料、毛布などの備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することも考えられる。

第3 帰宅困難者対策の実施

1 基本的考え方

帰宅困難者が引き起こす最大の問題は、帰宅困難者が路上等に溢れることにより、避難や緊急車両の通行、救助隊の活動等が妨げられ、被災者の生命・身体に危険を及ぼすことである。このため、帰宅困難者対策は、この状況を回避することを最優先に、「帰宅困難者の発生の抑制」、「発生した帰宅困難者の迅速な収容」、「円滑な帰宅の促進」のための対策を実施する。

その上で必要となる対応は、むやみに移動を開始しないことの啓発、事業所等における備蓄、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在場所の提供、帰宅支援、駅等での混乱防止等、多岐にわたるものであるが、帰宅困難者への対応は、災害による多数の死傷者・避難者が予想される中であって、行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。

このため、事業所、市民等は、帰宅困難者対策に積極的に協力するものとする。

2 市の対策

(1) 災害時の情報収集伝達体制の構築

公共交通機関の運行・復旧状況や道路の規制等の状況、徒歩帰宅者支援ステーションの設置状況等を、駅周辺の電光掲示板などでの表示、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備するように努める。

ア 公共交通機関の被害、運行状況等の収集・伝達体制の構築

イ 道路情報の収集伝達体制の構築

ウ その他の情報収集伝達体制の構築

(2) 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援

福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」による安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。

(3) 一時滞在場所の提供

帰宅可能になるまで待機する場所がない出張者や観光客等の帰宅困難者を、所管する施設で一時的に収容することができないか検討を行う。

また、市は、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を推進し、一時滞在場所を確保するとともに、協力事業所における一時滞在に必要な支援を実施するよう努める。

(4) 徒歩帰宅者に対する支援

企業等との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水道水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

(5) 事業所、通勤者等への啓発及び対策の推進

事業所や通勤者等に対し、むやみに移動を開始しないこと、従業員等が一時滞在

することを想定した備蓄、家族等の安否確認手段の確認、やむなく徒歩帰宅する場合に備えた歩きやすい靴や携帯ラジオ、地図等の準備について、インターネット、広報誌、リーフレットの配布、帰宅困難者対策訓練等を通じ、啓発に努め、実施を推進する。

(6) 観光客対策

国内遠隔地や外国からの観光客の一時滞在場所の確保や輸送対策等の体制作りに努める。また、観光地のWi-Fi整備を進め、災害発生時に適切な情報提供に努める。

3 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及

発災直後は、市の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護等に重点をおくため、膨大な数の帰宅困難者を行政機関が直接誘導することは極めて困難である。帰宅困難者が無統制な群衆になると、パニック発生の大きな要因となったり、二次災害が発生したりするおそれがある。このため、市は、下記の心得の普及を図る。

(1) むやみに移動を開始しない

帰宅困難者の路上等への滞留による混乱を回避するため、帰宅できない状況になってもむやみに移動を開始せず、まずは、通勤・通学先や、一時滞在が可能な場所に身を寄せることを基本に行動する。

※正確な情報を入手せずむやみに移動を開始すれば、市街地等の混乱を引き起こすほか、倒壊の可能性のある家屋や火災発生地域、通行不能な場所等に行き当たっては迂回が必要となり、逆戻りなどにより無駄に体力を消耗することもある。

(2) まず安否確認をする

家族等の安否が確認できなければ、一時滞在場所に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともある。

電話や電子メール・携帯メールのほか、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」や災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。

(3) 正確な情報により冷静に行動する

公共機関等が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動（帰宅、一時移動、待機等）が安全なのか自ら冷静に判断する。

(4) 帰宅できるまで帰宅困難者同士が助け合う

一時滞在できる屋内施設には、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）を優先して収容する。物資が少ない場合はこれらの者に優先的に配布する等の配慮をする。

第4 事業所、市民等の役割

帰宅困難者対策は、幅広い分野にわたるとともに、行政を越える対応も必要となる。このため、帰宅困難者に関連する事業所、市民等全ての関係者がそれぞれの役割を

十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。

事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に扱いを検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するものとする。帰宅する者に対しては、安全確保に留意し、適切な措置を行うこととする。また、徒歩帰宅者支援ステーションの設置協定の締結、一時滞在場所の提供等に対し、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な限り協力することとする。その際は、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）に優先して場所を提供する。

帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等は、平常時からの備えに努め、発災時には冷静に行動することとする。

第11節 医療救護体制の整備

(健康課、保険年金課、福祉事務所)

大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。

第1 医療救護体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、発災時における医療救護活動に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段を確保するとともに、その多様化に努める。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

2 医療救護班の整備

市は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、朝倉医師会等と協議調整し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ救護班を編成する。

3 医療救護用資機材・医薬品等の整備

- (1) 市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。県及び市は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 日本赤十字社、県（薬務課）及び市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療用資機材等の備蓄に努める。

4 ヘリコプター離発着場

県及び市は、災害拠点病院や救急病院等の近隣の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選定しておくとともに、災害拠点病院に緊急離発着場の整備促進を図る。

5 医療機関の災害対策

医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努めるものとする。

また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じるものとする。

第2 傷病者等搬送体制の整備

1 情報連絡体制及び地上搬送経路

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、後方医療機関及び消防機関による広域災害・救急医療情報システムの活用や後方医療機関と消防機関等の間における十分な情報連絡機能の確保を行う。

消防機関は、搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

2 ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

県は、医療機関からの要請により、空路による広域搬送を必要とする場合、防災関係機関が保有するヘリコプターの要請を行うため、あらかじめ、ヘリコプター離着陸場等を考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を整備する。

また、県及び市は、地域の実情を踏まえ、消防ヘリ、自衛隊ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておく。

(1) ヘリコプターの要請先

ア 消防機関、自衛隊、警察、第七管区海上保安本部（防災危機管理局）

イ 久留米大学病院（消防機関、医療機関）

(2) 離着陸場等の確保

県及び市は、地域の実情に応じて、後方医療機関へ傷病者を搬送するための拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。なお、これらの搬送拠点には、後方医療機関と協力しつつ、後方医療機関への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努める。

第3 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施

1 災害医療に関する研修・訓練

市及び、国、県、防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第12節 要配慮者安全確保体制の整備

(介護サービス課、防災交通課、福祉事務所、子ども未来課、健康課、ふるさと課、教育課)

要配慮者（避難行動要支援者を含む。）（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、県、市、避難行動要支援者が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保に一層努める。

当該機関は相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、平常時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図るものとする。

第1 基本的事項

1 市防災計画に定めるべき事項

市は、市防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難支援し、安否確認等を行うための措置について定める。

2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、「避難行動要支援者名簿」を作成する。

また、避難行動要支援者名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(1) 避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項

- ア 氏名
- イ 出生の年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難の支援を必要とする事由

キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(2) 情報の収集

ア 市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用する。

イ 市長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認める時は、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求める。

(3) 名簿情報の利用

ア 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用する。

(4) 名簿情報の提供

ア 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供する。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。事項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

イ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(5) 名簿情報を提供する場合における配慮

市長は、(4)により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対し、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(6) 秘密保持義務

(4)により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員、その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない下記の者とする。

- ①高齢者（75歳以上）のみの世帯の者
- ②介護保険法の要介護認定3～5を受けている者
- ③身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者（心臓、じん臓又は免疫機能障害のみを交付の理由とする者は除く）
- ④精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級の者
- ⑤療育手帳Aの交付を受けている者
- ⑥難病患者で登録を希望する者
- ⑦朝倉市要援護者見守り台帳、緊急情報キットに登録している者
- ⑧その他登録を希望する者で、災害時に支援が必要と市長が認める者

(8) 名簿の更新に関する事項

対象者の身体情報及び地理情報を随時入手し、定期的に個別調査（郵送、電話または訪問）を行うとともに、避難支援等関係者から寄せられた情報により名簿を更新する。

(9) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるように、「避難情報に関するマニュアル」を必要に応じ見直しする。

(10) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者による避難支援は、自分や家族等の安全を最優先に考えた上で、できる範囲で依頼する。

避難行動要支援者に対して、災害時に必ず避難支援がなされることを保証するものではなく、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではないことを理解してもらう。

3 個別避難計画の作成・利用・提供

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、朝倉医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。また、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映するため、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(1) 個別避難計画の記載または記録事項

- ア 氏名
- イ 出生の年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難の支援を必要とする事由
- キ 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ク 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ケ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（2）情報の収集

- ア 市は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用する。
- イ 市長は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるとき、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求める。

（3）個別避難計画情報の利用

- 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用する。

（4）個別避難計画情報の提供

- ア 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。ただし、市の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（以下「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- イ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供する。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

（5）個別避難計画情報を提供する場合における配慮

- 市長は、（4）により個別避難計画情報を提供するときは、防災計画の定めるとこ

ろにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

(6) 秘密保持義務

(4)により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員、その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

(8) 地区防災計画との整合性

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 発災時間に関わらない対応体制の整備

災害の発生時間は事前に特定できないため、実施機関は、夜間等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、避難行動要支援者の安全確保体制を整備する。

第2 社会福祉施設、病院等の対策

1 組織体制の整備

(1) 市の役割

市及び県は、災害対応マニュアルの作成・配布等を通じ、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等との連携を図り、要配慮者等の安全確保に関する協力体制を整備する。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割

要配慮者等が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、市、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、要配慮者等の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

2 防災設備等の整備

(1) 市の役割

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を県とともに指導・支援し、災害時の要配慮者等の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

(2) 社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。

また、災害発生に備え、要配慮者等自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

さらに、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

3 浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定

市は、市防災計画において、浸水想定区域内要配慮者等が利用者する施設で当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

利用者等への情報伝達体制の確立等については、本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山の対策」第1「治水対策」、「河川対策」（3）「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」による。

4 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市及び県は、要配慮者等自身の災害対応能力及び、社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

第3 幼稚園・学校等対策

市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、幼稚園及び保育所・認定こども園等の管理責任者を指導・支援し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と市間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

市及び県は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよ

う促す。

第4 在宅の要配慮者等対策

1 組織体制の整備

市は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がい者、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。障がい者に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の更なる普及促進に努める。

2 防災設備等の整備

市は、在宅者（要配慮者含む）の安全性を高めるため、住宅用防災機器等の設置等の推進に努める。

市は、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。

3 浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定

市は、市防災計画において、浸水想定区域内要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定める。

（資料編：資料 2-1-1-1 要配慮者利用施設一覧表）

4 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備

市は、要配慮者等自身の災害対応能力及び在宅の要配慮者等の分布等を考慮し、避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

第5 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第6 外国人等への支援対策

1 外国人の支援対策

国際化の進展に伴い、本市に居住あるいは来訪する外国人の数は増加しており、その国籍も多様化している。災害時に外国人が被災する危険性が高まっていることから、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等が必要である。

（1）外国人に対する防災知識の普及対策

市は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語をはじめとする外国語の防災パンフレットの配布等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

市は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（JISで規定された避難場所等に関する災害種別図記号の使用等）に努める。

（2）県の情報伝達体制の活用

市は、県が運用している福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」多言語版（英語・中国語・韓国語・やさしい日本語）の活用を図る。

（3）通訳・翻訳ボランティアの確保

県は、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、国際交流センターとの連携を図り、災害時通訳・翻訳ボランティア等を対象に災害時の外国人支援等に関する研修会を実施する等、外国語を話すことができるボランティアを速やかに動員できる体制づくりに努めるとともに、海外派遣経験のある職員等の体制整備を図る。

市は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

2 旅行者への支援対策

旅行者は、地理に対する知識が少ないため、迅速に避難行動をとることが困難な場合があるので、災害時に円滑な避難行動がとれるよう配慮する必要がある。

このためホテル・旅館等の施設管理者は、市と連携し、災害の状況に応じた避難場所、経路を事前に確認し、災害時の情報伝達に備えるものとする。

また、災害発生時に旅行者が適切な情報を得ることができるよう、観光地のWi-Fi整備を進める。

第7 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施

市は、要配慮者等及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識や福祉避難所の位置等の理解を高めるよう努める。

また、避難が必要な際に要配慮者等に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から要配慮者等に対する避難訓練を実施するなど、要配慮者等に対して避難の重要性の認識を普及させ、地域住民が参加して要配慮者を福祉避難所まで誘導する訓練を実施するなど、要配慮者等が確実かつ円滑に避難できるよう努める。

第8 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保

健所からの情報提供に基づき、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第13節 災害ボランティアの活動環境等の整備

(ふるさと課、会計課、監査委員事務局)

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時から、地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等が連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境等の整備を図る。

第1 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは次のとおりとする。

1 生活支援等に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がい者等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- (9) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がい者等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他の専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティアの受入体制の整備

市は、災害ボランティアの受入体制づくりについて、社会福祉協議会及び関係団体

と連携し、災害ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援に努める。また、「朝倉市災害時受援計画」を踏まえた災害ボランティアの受入に関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（災害時における現地ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入に努める。

第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

市は、社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努めるものとする。

また、災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

第14節 災害備蓄物資等の整備・供給

(防災交通課、上下水道課、保険年金課)

第1 共通方針

- 1 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる飲料水、食料、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておく。
- 2 市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努める。
- 3 備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮する。

また、市及び県は、被災地への物資の輸送に当たっては、市の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて指定避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するよう努める。

特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、指定避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となったことにかんがみ、県は大規模災害発生時に市町村等と連絡が取れない場合には、その要請を待たずに、県から職員を派遣するなど情報の収集に努め、迅速かつ的確な義援物資の供給に努める。

県は、これに必要な物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図り、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

また、熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。一方で、物資の供給は刻一刻と変わる被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努める。

- 3 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在

が把握できる広域避難者・在住外国人等に対しても物資等が供給されるよう努める。

- 4 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズの違いに配慮する。

第2 給水体制の整備

1 趣旨

災害時は、広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、市は、平常時から水道施設の耐震性強化、被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がある。

2 補給水利等の確保

市は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めるとともに、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備を計画的に進める。

3 給水用資機材の確保

市は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し飲料水等の確保を図る。

4 危機管理体制の整備

市は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

5 水道施設の応急復旧体制の整備

市は、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等応急復旧体制の整備を図る。

6 災害時への備えに関する啓発・広報

市は、災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、平常時から3日分（3リットル／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第3 食料供給体制の整備

1 趣旨

市は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。

この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間

の食料を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

2 給食用施設・資機材の整備

(1) 市は、避難所となる小・中学校等の給食用施設を有効に活用できるよう、給食施設の耐震化を図る。

(2) 市は、野外炊飯に備えて炊飯器具を避難所等備蓄施設に整備する。

3 食料の備蓄

(1) 市の備蓄推進

市は、食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及びアレルギー体質者等食事療法を要する者等に特に配慮する。

(2) 市民・事業所の備蓄推進

市民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の食料の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。

4 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

市は、食料関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

(2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

市は、農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

(3) 給食施設等の応急復旧体制の整備

市は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、プロパンガス業者等との間で協力体制を整備する。

5 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1) 市は、市民及び事業所等に対し、最低3日分の食料の自主的確保を指導する。

(2) 市は、在宅の要配慮者への地域住民による食料配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第4 生活必需品等供給体制の整備

1 趣旨

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失又はき損し、直ち

に日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。

そのため、市は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

2 生活物資の備蓄

(1) 市の備蓄推進

市は、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される要配慮者に特に配慮する。

(2) 市民・事業所の備蓄推進

市民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。

3 災害時民間協力体制の整備

市は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1) 市は、市民及び事業所等に対し、最低3日分の生活物資の自主的確保を指導する。

(2) 市は、在宅の要配慮者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第5 資機材供給体制の整備

1 趣旨

災害時には、ライフラインの被害等により、指定避難所や災害対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他資機材が必要となるため、市は、迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、備蓄基本計画に基づき平常時からの備蓄及び防災関係機関や業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

2 資機材の備蓄

市は、資機材の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がい者、女性等にも配慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

3 災害時民間協力体制の整備

市は、レンタル資機材業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、資機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

第6 義援物資の取り扱い

市は、災害時における備蓄品の現況や公的機関等からの供給予測を踏まえ、義援物資の受け入れにあたる。

受け入れる義援物資は、原則として企業等からの大口のみとし、小口・混載の義援物資は受け取らないことを基本とする。ただし、小口・混載の義援物資が送られてきた場合は、内容を確認した上で一時保管し、必要に応じて活用する。

なお、匿名者からの義援物資は、受け入れに係る従事者等の安全を損なうおそれがあるため、受け入れを拒否する。

市は、必要物資の効率的な確保と過剰な在庫の発生を防止するため、ホームページやSNS等を活用し、適時・適切に義援物資の供給に関する広報を行うように努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないように運送会社等との協定締結を含め、集積拠点の確保や被災者への迅速かつ的確な供給体制について、あらかじめ整備しておく。

第15節 住宅の確保体制の整備

(都市計画課)

市は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておく。

第1 空家住宅の確保体制の整備

市は、公営住宅の空家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。

また、市は、民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

応急仮設住宅を迅速に供与するため、市は、洪水、土砂災害等の危険性に十分に配慮しつつ、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努める。

その際、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(資料編：資料 2-3-15-1 応急仮設住宅の建設候補場所)

第16節 保健衛生・防疫体制の整備

(健康課、保険年金課、教育課)

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

第1 防疫用薬剤及び資機材等の確保

市は、災害時において、調達が困難になることが予想される防疫用薬剤及び資機材等について、調達方法を把握するなど平時からその確保に努める。

第2 学校における環境衛生の確保

校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を行うものとする。また、児童・生徒に対し、常に、災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

第17節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備

(環境課、上下水道課)

市は、想定される風水害被害に伴う衛生状態の悪化を防止するため、ごみ、し尿処理等必要な体制の整備をする。災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「災害廃棄物」という。）については、「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（環境省）や県の災害廃棄物処理計画等に基づき、市は、災害廃棄物の処理について基本的な計画として事前に整備する。

第1 ごみ処理体制の整備

1 趣旨

災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下、「ごみ」という。）を適正に処理する体制を整備する。

2 ごみの仮置き場の選定

市は、災害時におけるごみの仮置き場の選定を行う。選定の基準は以下のとおりとする。

- (1) 他の応急対策活動に支障がないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

3 廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

第2 し尿処理体制の整備

1 趣旨

災害時に発生するし尿を適正に処理する体制を整備する。

2 災害用仮設トイレの整備

市は、発災時に指定避難所、住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう、仮設トイレを保有する建設業やその他事業所と協力体制を整備する。

3 マンホール型トイレ、簡易トイレの整備

市は、公園・道路等の公共施設に併設して災害用マンホールトイレの整備が可能な施設・場所等の調査検討を進める。また、災害用仮設トイレの整備と並行して避難所等における簡易トイレの設置等の体制の整備・計画を推進する。

4 し尿処理施設の整備

市は、し尿処理施設・下水道処理施設・下水道管の耐震性を診断し、補強等を行う。
なお、社団法人日本下水道協会の「下水道施設の対震対策指針と解説」に基づき、
下水道台帳の整備、本格的な下水道施設の対震診断を進めるものとする。

第3 災害廃棄物処理体制の整備

1 趣旨

災害廃棄物を適正に処理する体制を事前に整備・計画する。

2 災害廃棄物の仮置き場の選定

市は、短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の
点に留意して、災害廃棄物の仮置き場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

3 応援協力体制の整備

市は、災害廃棄物処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、
あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、
協定書の締結等体制を整えておく。

第4 災害廃棄物処理計画等の整備

市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理で
きるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体と
の連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。

県は、福岡県災害廃棄物処理計画等に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理で
きるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行う。

第5 広域的な処理体制・連携体制の確立

県及び市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行
う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせる。同時に
処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を
図る。

加えて、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

県は、市町村、九州各県、関係団体との広域的な災害廃棄物処理に係る連携体制を
構築する。さらに、県及び市町村等の職員を対象とした研修会及び図上訓練を実施す
る。

第18節 農業の災害予防

(農林課、農業振興課)

市は、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講じる。

第1 防災意識の普及

市は、農業改良普及組織及び土地改良区その他の関係団体等を活用して、福岡県施設園芸用施設導入方針に基づく施設整備や土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災意識の普及やその指導に努める。

第19節 複合災害の予防

(防災交通課)

市、国、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えの充実を図る。

第1 職員・資器材の投入判断

市、国、県及び防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資器材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資器材の投入判断を行う。また、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請する。

第2 訓練の実施

市、国、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第20節 防災関係機関における業務継続計画

(全課)

大規模災害時においても、災害対応等の業務を適切に行なうため、業務継続計画（BCP）を定める。

第1 業務継続性の確保

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、令和2年3月に策定された業務継続計画により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

第2 地方自治体におけるBCP

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画に「市長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理」（以下「重要6要素」という。）について定める。

県は、市町村における業務継続計画の早期策定を促進するものとし、重要6要素を満たしていない市町村については、計画の見直しを支援する。

第4章 大規模事故等の予防対策

第1節 安全のための情報の充実

(防災交通課、建設課、関係各課)

第1 福岡管区気象台

福岡管区気象台は、安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予報及び特別警報、警報・注意報等の情報を適時・的確に発表する。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。

1 航空災害対策

局地的な激しい気象の変化を監視する航空気象ドップラーレーダー等の航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて、航空交通の安全のための気象情報の充実を図る。

2 林野火災対策

消防機関は、林野火災防止のため、気象台に対し、湿度、風向、風速等の状況の報告に努める。

第2 防災管理者

1 福岡空港事務所

空港事務所は、航空路誌、ノータム等により航空交通の安全確保に関する情報を適切・適時に提供する。

2 航空運送事業者

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を様態、要員毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずる。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。

3 道路管理者及び警察

道路管理者及び警察は、道路交通の安全のための情報収集、連絡体制の整備を図る。

また、道路に異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

4 九州運輸局及び鉄軌道事業者

踏切道における自転車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため、九州運輸局及び鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努める。

第2節 安全の確保

(防災交通課、建設課、都市計画課、関係各課)

第1 航空機の安全な運航の確保

1 規則の遵守指導

空港事務所は、航空運送事業者に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導する。

2 航空事業者等の教育・訓練

空港事務所は、航空運送事業者等において実施する航空事業者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導する。また、航空運送事業者等に対し、過去の事故事例等を参考とした実践的な教育訓練の設定及びその実施を指導するとともに、その実施状況を把握し、必要に応じてその改善・充実等を図る。

第2 道路施設等の整備

1 現状の把握

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現状の把握に努める。

2 施設の設備

道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

3 体制の整備

道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

4 道路ネットワークの整備

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

第3 鉄軌道及び鉄軌道車両の安全な運行の確保

1 鉄軌道の安全な運行の確保

(1) 列車防護用具等の整備

鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実にも努める。

(2) 施設の点検・監視

鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の安全を図るため、トンネル、落石覆その他の路線防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努める。

(3) 職員の教育訓練

鉄軌道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努める。

2 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査制度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

また、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

第4 危険物等関係施設の安全性の確保

市、県及び関係機関は、危険物による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により安全性の確保を図る。

1 危険物災害予防対策

(1) 規制

ア 危険物施設について、設置等の許可及び立入検査により、位置、構造及び設備の技術上の基準、貯蔵、取扱基準に適合するよう規制する。

イ 関係事業所に対して、保安管理体制等を定める予防規程の策定及び整備を指導する。

ウ 屋外タンク貯蔵所の保安検査及び危険物施設の定期点検の適正な実施について指導する。

(2) 保安意識の高揚

ア 消防法及び関係法令の周知徹底を図る。

イ 危険物取扱者に対し、関係機関と連携して危険物の取扱作業の保安に関する講習を定期的実施する。

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等の関係者に対し防災等に関する研修会を実施する。

(3) 保安指導

ア 危険物施設の保安検査により、施設の維持管理等の適正化を図るとともに、危険物取扱状況等のソフト面の保安体制の確立を指導する。

イ 危険物施設での災害発生時における緊急措置について指導する。

ウ 地下タンク等の地下埋設物からの危険物漏洩防止のため、漏洩検査の実施について指導する。

エ 移動タンク貯蔵所等の危険物運搬車両及び船舶について、関係機関と連携して一斉の取締を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

- ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設の管理者等に対して、保安教育、消火訓練等の実施について指導する。
- ウ 危険物施設の自主点検の徹底について指導する。

2 高圧ガス災害予防対策

高圧ガスは、その取扱を誤れば爆発や火災の原因となり、大きな災害に発展する危険性があるので、九州経済産業局及び県等は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を未然に防止するため、高圧ガス保安法をはじめ関係法令に基づき規制を行うとともに、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の確立等を図る。

(1) 規制

- ア 高圧ガスの製造・販売・貯蔵・移動、その他取扱について、施設等が技術上の基準に適合するよう規制する。
- イ 保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危険予防規程の制定・整備や従業員に対する保安教育計画の制定、実施等を指導する。

(2) 保安意識の高揚

- ア 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。
- イ 関係事業所の製造保安係員や販売主任者又は消費者等に対し、保安確保を図るため関係機関等と連携して、講習会等を実施する。
- ウ 保安活動促進週間を設定し、高圧ガス大会の開催、ポスターの配布、防災訓練の実施等、関係者の保安活動促進思想の啓発を図る。

(3) 保安指導

- ア 製造・販売・貯蔵施設等に対し、定期的に保安検査を実施する一方、随時に立入検査を実施して施設の維持管理状況が適正であることを確認し、さらに、ソフト面に関する保安確保の指導を行う。
- イ 販売、消費事業所等に対し、巡回保安指導を行い、保安確保を図る。
- ウ 高圧ガス積載車両等については、関係機関と密接に連携して、随時、一斉取締りを行う。

(4) 自主保安体制の確立

- ア 高圧ガス関係事業者に対し保安教育の実行、自主保安の徹底を指導する。
- イ 高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「九州地区高圧ガス防災協議会福岡県支部」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を指導する。

3 火薬類災害予防対策

火薬類は、産業火薬については土木・採石事業を、煙火（花火）については打ち上げ花火、がん具花火を中心に活用されているが、一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。

このため、九州経済産業局、県及び県公安委員会は、盗難防止対策を含め火薬類取締法をはじめ法令に基づく規制、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の確立等の徹底を図る。

(1) 規制

- ア 火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費、その他取扱いについて、施設、設備等が技術上の基準に適合するよう規制する。
- イ 保安管理体制や事故防止措置を定めた危害予防規程の制定・整備や従業員に対する保安教育計画の制定、実施等を指導する。

(2) 保安意識の高揚

- ア 火薬類取締法の周知徹底を図る。
- イ 火薬類取締保安責任者免状取得者や発破技士免許取得者等に対して、保安講習会を実施し保安意識の高揚を図る。
- ウ 危害予防週間を設定し、ポスターの配布等を行い危害予防思想の啓発を図る。

(3) 保安指導

- ア 火薬類の製造及び火薬庫等に対する保安検査並びに販売所及び消費場所への立入検査を実施することにより保安の確保を図る。
- イ 各取扱いに関して必要な許可・認可・届出の際、実際に取扱う事業者に対して、直接指導することにより関係者に法令の周知徹底を図る。
- ウ 火薬類取扱事業者で構成する「福岡県火薬類保安協会」等の関係機関が実施する自主保安と二次災害防止対策事業を指導する。

(4) 自主保安体制の確立

- ア 火薬類取扱事業者に対し、保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。
- イ 火薬類関係事業者の団体である「福岡県火薬類保安協会」及び「(社) 日本煙火協会福岡県支部」が実施する自主保安活動を育成・指導する。

4 毒物劇物災害予防対策

県は、災害時において、毒物劇物による危害を防止するため、毒劇物営業者及び毒劇物を業務上使用するものに対し、製造、販売、使用のあらゆる段階において、次のとおり規制、指導を行い、災害予防対策を講じる。

(1) 規制

- ア 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対し、施設等が登録基準に適合するよう規制する。
- イ 営業者等に対し立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の整備を指導する。

(2) 保安意識の高揚

- ア 毒物及び劇物取締法の周知徹底を図る。
- イ 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底を図る。

(3) 保安指導

- ア 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び特定毒物使用者に対し、特に重点的に指導を実施する。
- イ 毒物劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努める。
- ウ 学校、研究所等の実験室、検査用毒劇物については落下等のおそれのない場所に保管するとともに、堅固な容器又は被包を用いて、漏洩による危険を防止するよう指導する。

(4) 自主保安体制の確立

- ア タンク等の大量貯蔵設備を有する事業者による相互援助体制の確立を推進する。
- イ 毒物劇物貯蔵施設の自主点検の実施について指導する。

第5 大規模火事に対する安全の確保（災害に強いまちづくり）

市は、次に示す対策のほか、本編第1章「第3節 火災の予防」、「第4節 都市構造の防災化」で定める対策を実施する。

1 災害に強いまちの形成

市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

市、県及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

防災機関及び事業者は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

(2) 建築物の防火管理体制

消防機関及び事業者は、多数の人が出入りする事業所等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

(3) 建築物の安全対策の推進

市、県及び事業者等は、建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

第6 林野火災に対する安全の確保

1 林野火災に強い地域づくりのための市の役割

市は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

(1) 火災警報の発令等

気象情報等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講じる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の市民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、有線放送等を通じ周知徹底を図る。

(3) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整する。

また、火入れの場所が隣接市町村に接近している場合には、関係市町村に通知する。

(4) たき火等の制限

ア 気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。

イ 市長は、特に必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき期限を限って、一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

第7 放射線災害に対する安全の確保

1 施設の安全確保関係

施設設置者は、放射線災害の発生及び拡大を未然に防止するため、次のとおり施設の防災対策に係る措置を推進する。

(1) 施設の耐震・不燃化対策による安全確保

(2) 放射線による被ばくの予防対策

(3) 施設の環境放射線量の測定による放射能レベルの常時把握

(4) 自衛消防防災体制の充実改善

2 防災業務関係者に対する教育・訓練

施設設置者は、放射線防災業務に携わる者に対し、教育・訓練の充実に努める。

3 防災要員の安全確保関係

施設設置者は、応急対策を行う防災要員の安全を確保するため防護資機材の整備を行う。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(防災交通課、健康課、福祉事務所、関係機関)

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

市、県等の防災関係機関及び航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者、放射線施設設置者は、内部の若しくは相互の連絡体制が確保され、相互の連絡協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、必要に応じ発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、市、県は体制の整備を推進する。

2 情報の分析整理

- (1) 航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者、放射線施設設置者は、収集した情報を的確に分析し整理するための体制の整備を推進する。
- (2) 市及び県等防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるように努める。

3 通信手段の確保

(1) 共通

市及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会との連帯にも十分配慮する。

(2) 鉄道災害対策

鉄軌道事業者は、事故災害の重要通信の確保のため、指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努める。

その際、電気通信事業者の協力を得るように努める。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

- (1) 市、県等防災関係機関及び航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者、放射線施設設置者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。
- (2) 市、県等防災関係機関及び航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者、放射線施設設置者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に

応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に通知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 防災関係機関相互の連携体制

(1) 共通

災害発生時には、防災関係機関相互の連携が重要であり、市、県及び航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者等は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において平常時より連携を強化しておく。また、事業者は資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

(2) 航空災害対策

空港事務所長等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

(3) 放射線災害対策

ア 放射線検出体制の整備

施設設置者は、放射線測定機器等を整備するなど、緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制を整備する。

市及び県は、放射線測定機器、防護服等の整備に努める。

イ 専門家の派遣体制

県は、施設設置者から放射線災害の発生の連絡を受けた場合、国の担当省庁に対し事態の把握等のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておく。

第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 捜索活動関係

警察等防災関係機関は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

2 救助・救急活動

(1) 共通

ア 市、県等の防災関係機関及び空港事務所、航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急処置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

イ 自衛隊は、救助用資機材の整備に努める。

(2) 鉄道災害対策

鉄軌道事業者は、事故災害発生後における旅客の避難等のための体制の整備に努

めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

3 医療活動

(1) 共通

ア 市、県等の防災関係機関及び空港事務所、航空運送事業者、道路管理者、危険物施設取扱い事業者は、あらかじめ、空港事務所、道路管理者及び鉄軌道事業所と医療機関、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するように努める。

イ 市は、朝倉医師会、日本赤十字社（福岡県支部）と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備に努める。

(2) 放射線災害対策

ア 市及び県は、緊急時の被ばく医療対応可能機関との連絡体制の整備を図る。

イ 県は、県卸売業協会等を通じ、放射線災害に必要な医薬品の確保に努める。

4 消火活動

(1) 共通

空港事務所、航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者は、火災による被害の拡大を最小に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

市は、平常時から消防機関、消防団及び自衛防災組織、放射線施設設置者等の連携強化を図り、区域内の消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

市は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(2) 林野火災対策

ア 消防体制の整備

消防機関及び関係行政機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立する。

また、初期消火の徹底を図るため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。

さらに、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

イ 火災対策用施設等の整備

関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備、火災の早期発見等の施設を整備する。

(ア) 県

林野火災の危険性の高い民有林が所在する市町村に、簡易防火用水等の林野火災予防用機材を重点的に配備する。

(イ) 市

- a 防火水槽の増強を図る。
- b 自然水利利用施設の増強を図る。
- c ヘリポート・補給基地の整備を推進する。

(ウ) 九州森林管理局

国有林に係る防火線並びに林道の整備保全を行う。

(エ) 関係機関（管理者）

- a 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水を整備する。
- b 土管等を利用した路端用灰皿等を整備する。

ウ 資機材の整備

関係機関は、消防力の強化のため、防御資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

(ア) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、可搬ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等作業用機器等、消火作業機器等の整備を推進する。

(イ) 消火薬剤等の備蓄

第一リン酸アンモニウム（MAP）、第二リン酸アンモニウム（DAP）、展着剤等、消火薬剤等の備蓄を推進する。

エ 消防水利の多様化

市及び県は、大規模な災害に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

オ 空中消火体制

市は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進し、林野火災の状況に応じて早期にヘリコプターの活用が図られるようにするため、ヘリコプター整備、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等、積極的に体制づくりを推進する。

カ 自主防災組織等との連携等

市は、平常時から消防機関、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

5 危険物等の流出時における防除活動

市、県等の防災関係機関及び空港事務所、航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動

及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

市及び県は、関係機関による危険物の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

6 防災業務関係者の安全確保

防災関係機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

第4 緊急輸送活動

1 共通

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交関連施設を活用し、災害時における道路交通の管理に努める。

2 鉄道災害対策

鉄軌道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

第5 関係者等への的確な情報伝達

1 市、県等の防災関係機関及び空港事務所、航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者、放射線施設設置者は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。

2 市、県等の防災関係機関及び空港事務所、航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者、放射線施設設置者は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対する体制についてあらかじめ計画しておく。

第6 避難収容活動

1 避難誘導

(1) 共通

市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(2) 放射線災害対策

市は、屋内退避及び避難誘導の方法についてあらかじめ定めるとともに、屋内退避、避難場所・避難の方法について日頃から市民への周知に努める。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。ま

た、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

2 避難場所

市は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、市民への周知徹底に努める。

また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

第7 防災関係機関による防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

(1) 市、県等の防災関係機関及び空港事務所、航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者、放射線施設設置者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 市、県等の防災関係機関及び空港事務所、航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者、放射線施設設置者は、相互に連携した訓練を実施する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 市、県等の防災関係機関及び空港事務所、航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者、放射線施設設置者が訓練を行うに当たっては、事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間等を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

(2) 訓練後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第8 施設、設備の応急復旧活動関係

1 共通

市、県等の防災関係機関及び空港事務所、航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者、放射線施設設置者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材の整備をする。

2 鉄道災害対策（鉄軌道交通環境の整備）

(1) 路線防護設備の整備

鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。

(2) 運転保安設備の整備

鉄軌道事業者は、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保守設備の整備・充実に努める。

(3) 踏切道の改良促進

道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設

備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

3 林野火災対策（二次災害の防止活動）

市及び県は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険箇所危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策を推進する。

第9 災害復旧への備え

市、県等の防災関係機関及び空港事務所、航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第4節 防災知識の普及

(防災交通課)

第1 防災知識の普及

1 道路災害対策

道路管理者は、道路ふれあい月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対し、災害時にとるべき行動等防災知識の普及・啓発に努める。

2 危険物等災害対策

(1) 市、県及び関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓蒙を図る。

(2) 市は、地域の防災的見地から、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に周知するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

3 大規模な火事災害対策

(1) 市、県及び消防機関等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓蒙を図る。

(2) 市は、地域の防災的見地から、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に周知するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

(3) 防災訓練の実施、指導

ア 市等防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施する。

イ 市は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、住居地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

4 林野火災対策

(1) 防災思想の普及

関係機関は火災発生期を重点的に、予報広報を積極的に推進する。

ア 山火事防止月間の設定

春季・秋季に山火事防止月間を設け広報誌等を活用し周知徹底を図る。

○春 3月1日～3月31日

○秋 11月1日～11月30日

イ ポスター、標識板等の設置

登山口、林道、樹木、交通機関等に提示し注意を喚起する。

ウ ラジオ、テレビ等の活用

報道機関、学校等の協力得て、防火思想の普及、啓発を図る。

(2) 市民の防災活動の環境整備

ア 市及び県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・設備の充実、青少年・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

イ 林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、市及び県は、市民や事業所等の自主防災活動を助成・助長するものとする。

第2 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第5節 再発防止対策の実施

(建設課、都市計画課)

第1 道路災害対策

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止策を実施する。

第2 鉄道災害対策

鉄軌道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な要因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両、その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。

また、事故災害の要因が判明した場合には、個々の鉄軌道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

第6節 原子力災害の予防対策

(防災交通課)

第1 効果的な応急対策活動のための事前対策

1 即応体制の整備

原子力災害時に応急対策活動を効果的に行うため、市は、あらかじめ、災害警戒本部や災害対策本部の組織編成を定める等、即応体制の整備を図る。

(1) 情報収集・警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

市は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡を行うために必要な体制を整備する。

(2) 長期化に備えた動員体制の整備

市は、県、その他防災関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

2 情報収集・伝達体制の整備

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

ア 県と関係機関相互の連携体制

市は、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。その際、夜間休日の場合においても対応できる体制を整備する。

イ 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、対象地域における情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

(2) 通信手段の確保

ア 災害用伝言サービスの活用促進

市は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

3 広域防災体制の整備

(1) 広域的な応援協力体制の整備

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、相互に応援協定を締結するなどあらかじめ必要な調整を行う。

4 モニタリング体制の整備

(1) モニタリング要員の確保

市は、緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備する。

(2) 関係機関との協力体制の整備

県は、国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他モニ

タリング関係機関と、合同研修及び訓練などを通じて、測定技術の向上に努めるとともに、緊密な連携を図る。

5 市民等への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、市民等に対し危険回避のための情報や災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は、市民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用体制の整備など情報提供体制の整備を図る。

(1) 情報項目の整理

市は、情報収集事態及び警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。

(2) 情報提供体制の整備

市は、住民等へ的確な情報を継続的に提供できるよう、情報提供体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、多様なメディアの活用や自主防災組織、自治会、民生・児童委員等との協力・連携に努める。

(3) 住民相談窓口の設置等

市は、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

(4) 多様なメディアの活用体制の整備

市は、インターネットホームページ、CATV等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

6 緊急輸送活動体制の整備

大規模な原子力災害が発生した場合に専門的な見地から迅速な現地対応を行うため、市（道路管理者）は、国の専門家等を移送するための緊急輸送活動が円滑に実施されるよう体制の整備に努める。

市は、緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、道路管理の充実を図る。

7 避難収容活動体制の整備

(1) 避難所等の整備

市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得て、避難所としてあらかじめ指定する。（資料編：資料2-3-8-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の一覧）

(2) 避難所・避難方法等の周知

市は、避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

8 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

市は、飲料水、飲食物の摂取制限等が行われた場合に備え、住民等への飲料水、飲食物の供給体制をあらかじめ定める。

9 防災業務関係者への研修

市は、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟を図る。

第2 市民等の防災力の向上

1 原子力防災に関する知識の普及・啓発

平常時から市民等の原子力防災に対する意識の向上を図るため、市は、以下に掲げる事項等について、継続的な広報活動を実施する。

防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者や被ばくによる健康リスクが高い青少年への普及・啓発が図られるよう努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 屋内退避や避難に関すること
- (7) 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) 放射性物質による汚染の除去に関すること
- (9) 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

第3編 風水害応急対策計画

応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一次的には市町村が当たり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。

また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援する。

災害時の応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達等の災害未然防止活動（風水害、雪害等における避難支援等の対策、風水害における水防警報等の発表・伝達）があり、災害発生後は、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

さらに、避難対策（応急収容を含む。）、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行っていくこととなる。

このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

第1章 活動体制の確立

第1節 組織体制の確立

（全課）

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における災害応急対策を実施するための組織及び編成に関する計画である。

市は、災害警戒本部又は災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、県や関係機関との緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

なお、災害応急対策実施責任機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

第1 災害時の配備体制

市は、被害防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次の基準による配備体制を整える。

災害警戒本部 (注意体制)		次の基準で配備される体制であり、情報の収集・分析等、災害対策本部設置前の準備指令を行う。 ・ 気象警報が発表され、暴風、降雨、河川の水位の状況により警戒が必要になったとき。 ・ 比較的軽微な規模の災害が発生したとき。 ・ 局地的な災害が発生したとき。 ・ 異常気象等により災害が発生し、又は発生のおそれがあり、警戒本部長がその必要を認めたとき。
災害対策本部	第1 配備 (準備体制)	次の基準で配備される体制 ・ 気象情報等により災害の発生が予想される状態であるが、災害発生までに多少の時間的余裕があるとき
	第2 配備 (警戒体制)	次の基準で配備される体制 ・ 比較的軽微な規模の災害若しくは、局地的な災害が発生したとき又は災害の発生が必至となったとき
	第3 配備 (非常体制)	次の基準で配備される体制 ・ 相当規模の災害が発生し又は災害の規模が相当に拡大する恐れがあるとき ※災害救助法を適用した事態を含む

第2 災害警戒本部の設置及び廃止

1 設置、指揮の権限

総務部長（警戒本部長）は、災害警戒本部の設置及び指揮を行い、防災交通課長が事務局長を担う。緊急にやむを得ない事情がある場合は、警戒本部長は防災交通課長（事務局長）が行う。

表 意思決定権者順位

第1 順位	第2 順位
総務部長	防災交通課長

2 災害警戒本部の設置

総務部長（警戒本部長）は、次の判断基準に基づき警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。

設置場所は本庁舎（別館1階防災交通課事務室及び2F会議室）とする。

- (1) 気象警報が発表され、暴風、降雨、河川の水位の状況により警戒が必要になったとき。
- (2) 比較的軽微な規模の災害が発生したとき。
- (3) 局地的な災害が発生したとき。

- (4) 異常気象等により災害が発生し、又は発生のおそれがあり、警戒本部長がその必要を認めたとき。

3 要員及び体制

災害警戒本部の要員及び体制は、別途「朝倉市災害対策マニュアル」に定め、必要に応じて見直しを行う。

4 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

災害警戒本部の詳細な災害対応は、別途「朝倉市災害対策マニュアル」に定め、必要に応じて見直しを行う。

- (1) 気象情報等の収集・伝達
- (2) 水害、土砂災害等に対する警戒活動
- (3) 市域の被害情報の収集
- (4) 県及び関係機関への被害状況の伝達
- (5) 住民への気象情報等の伝達

5 災害警戒本部の廃止等

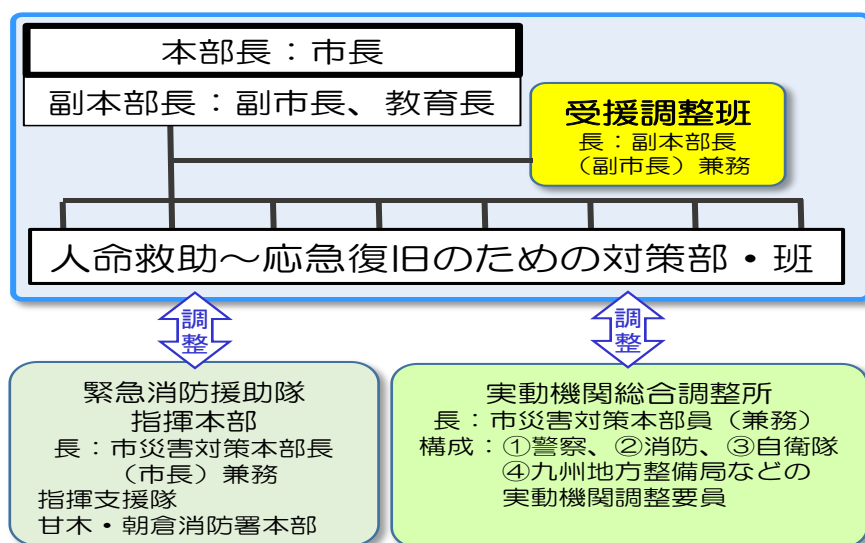
総務部長（警戒本部長）は、予想された災害の危険が解消したと認められる場合、災害警戒本部を廃止する。また、災害が拡大したとき若しくは拡大の恐れがある場合、災害対策本部へ移行する。

第3 朝倉市災害対策本部の設置及び廃止

1 災害対策本部の組織体制

朝倉市災害対策本部の組織及び編成は、朝倉市災害対策本部条例（平成18年3月20日条例第19号）に定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

（組織体制の概要）



2 災害対策本部の設置

市長（対策本部長）は、次の場合で必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

- （1）気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報又は警報が発令され、災害対策上市長がその必要を認めたとき。
- （2）大規模な災害が発生し、市長がその対策上必要と認めたとき。
- （3）福岡県災害対策本部が設置された場合において、市長がその必要を認めたとき。
- （4）異常現象等により災害が発生し、又は発生のおそれがあり、市長がその必要を認めたとき。

（参考）福岡県災害対策本部の設置基準

ア 福岡県内に大雨特別警報が発表されたとき

イ 福岡県内に大雨及び洪水警報が発表された場合で、気象庁及び福岡県が県内に設置した雨量観測局（本部運営要綱に定める山間部に設置された雨量観測局を除く。）において観測された直近の24時間雨量が250mmを超え、かつ、直近の1時間雨量が70mmを超えたとき。

ウ 前号に該当しない場合であっても、大雨、洪水、暴風、高潮等により既に相当程度の人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想される場合で、災害対策上必要と認めるとき

エ その他前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認めたとき

3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市本庁舎に設置するが、市本庁舎が被災により使用不可能と判断される場合には、朝倉支所又は杷木支所の使用可能性を調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。

表 災害対策本部の設置場所

優先順位	指定場所
第1順位	市本庁舎（別館1階防災交通課事務室及び2階会議室）
第2順位	朝倉支所または杷木支所

4 意思決定権者代理順位

災害対策本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。（業務継続計画BCP参照）

この場合において、代理で意思決定を行った場合は、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

表 意思決定権者順位

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
市長	副市長	総務部長	防災交通課長

5 要員及び体制

災害対策本部の要員及び体制は、別途「朝倉市災害対策マニュアル」に定め、必要に応じて見直しを行う。

6 動員要請

(1) 本部

災害対策本部長又は警戒本部長は、指定された配備の規模に基づき、各部の配備要員数を決定し、各部の統括司令に指示する。

また、災害対策本部長又は警戒本部長は、災害発生のおそれがある場合または災害発生の場合、災害対応初動班の出動を災害対応初動班総合指揮者に指示する。

(2) 勤務時間外における動員

勤務時間外の職員の動員指令は、携帯電話等を活用し連絡する。

(3) 情報収集時における動員

各部及び各地区単位に情報収集班を組織し、被害状況を調査する。

(4) 災害対策に関係ある課、局、所等の職員は、常に留意し、災害の発生又は災害対策本部の設置を知ったとき又は推定されるときは、自主的に参集する。

(5) 勤務時間外において、警備員が次に掲げる情報を察知したときは、市長、副市長、総務部長又は防災担当職員に連絡して、その指示により必要に応じ関係課長に連絡する。

ア 災害発生のおそれのある気象情報が通報され、又は自ら覚知し緊急措置を実施する必要があると認められるとき。

イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

7 現地災害対策本部

現地災害対策本部に関しては、次のとおりとする。

(1) 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

(2) 現地災害対策本部の責任者は、副本部長とする。ただし、緊急を要するときは、本部長が定める職員とする。

(3) 現地災害対策本部及び要員は、応急活動に関しての本部長（市長）代理権を行使し、捜索・救助、2次災害防止等に関する災害現場での指揮、警察・消防・自衛隊、医療従事者など防災関係機関との連絡調整を行う。また、この機能発揮のために必要な職員を配置する。

8 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

9 活動内容

(1) 災害対策本部各部

災害対策本部の各部における業務は、別表「朝倉市災害対策本部の所掌事務」のとおりとする。

災害対策本部の詳細な災害対応は、別途「朝倉市災害対策マニュアル」及び、各部の「活動マニュアル」に定め、必要に応じて見直しを行う。

(2) 災害対策本部会議

災害に関する応急対策について方針を決定し、その実施を推進するため、必要の都度、本部長は、副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

本部会議においては主に以下について検討する。

- ア 配備体制の決定、廃止に関すること
- イ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること
- ウ 災害救助法の適用に関すること
- エ 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること
- オ 県をはじめ、指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び、他の市町の応援要請に関すること
- カ 災害対策に関する経費に関すること
- キ その他、重要な災害対策に関すること

10 災害対策本部の廃止

次の場合は、災害対策本部を廃止する。

- (1) 予想された災害の危険が解消したと本部長が認めたとき。
- (2) 災害発生後における応急措置がおおむね完了したと本部長が認めたとき。

【朝倉市災害対策本部の所掌事務】

※災害対策本部の体制と所掌事務の詳細は、別途各部の「活動マニュアル」に定める。

部 名 等	班名／ 所属課等	主な業務
受援 調整	受援調整班 あらかじめ指	○消防・自衛隊の実動機関の派遣要請に関すること ○各対策班の受援調整では時間を要する横断的調整や県への重大かつ緊急的

班	定された職員 (各対策班担当 兼務)	受援要請事項に関する調整・統制 ○各対策班の人的支援受け入れ状況の総括（実動機関含む） ○各対策班の物的支援受け入れ状況の総括
総務 部	本部事務局 防災交通課	○災害対策本部会議に関すること ○気象情報、雨量・河川水位情報、ダム水位・放流情報等の収集に関すること ○被害状況の把握に関すること ○防災関係機関（国・県・警察・消防署・消防団・自衛隊等）との連絡調整に関すること ○自主防災組織との連絡調整に関すること ○各部、各班との連絡調整に関すること ○防災行政無線や非常通信機器の管理・運用に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること
	総務班 総務財政課 総合政策課 復興推進室 庁舎・十文字 公園整備室 議会事務局	○災害対策本部会議に関すること（事務局体制の支援） ○災害対策の応急措置に係る財政計画等に関すること ○関係予算及び経理に関すること ○災害対策の資機材の確保及び整備に関すること ○災害復旧・復興計画の策定に関すること ○議会との連絡に関すること ○通信体制の確保に関すること ○各部に属さない事務の割振りに関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること
	情報管理班 人事秘書課	○職員の動員調整及び派遣に関すること ○国・県・近隣市町村等への人的支援要請及び受援に関する総括・統括に関すること（各対策班の人的受援担当者（兼務）との連絡調整）（受援調整班 人的支援受入係業務と兼務） ○マスコミ・住民等対応コールセンターの設置・運営 ○職員の給食に関すること ○被災職員に関すること ○職員の健康管理に関すること ○災害状況及び避難状況等の情報収集に関すること ○市民への災害情報の提供に関すること ○市民への避難勧告等の周知に関すること ○報道機関との連絡調整に関すること

		○災害記録・災害資料等の作成に関すること ○広報活動の総合調整及び実施に関すること ○罹災者の相談窓口に関すること ○インターネット等による情報提供及び収集に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること
	災害ボランティア班 ふるさと課 会計課 監査委員事務局	○災害ボランティアの受入体制の整備に関すること ○NPO等支援団体の受入調整に関すること ○災害資金の出納に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること
市民環境部	環境第1班 環境課	○災害廃棄物の処理に関すること ○遺体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること ○被災地の衛生維持に関すること ○被災地の清掃、がれきの処理に関すること ○災害による一般廃棄物の処理に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること
	環境第2班 税務課 収納対策課 市民課 人権・同和対策課	○災害時における環境衛生指導に関すること ○災害時における公害対策に関すること ○災害時の防疫に関すること ○遺体安置所の開設に関すること ○税制措置に関すること ○家屋及び土地の被害調査に関すること ○在住外国人との連絡調整に関すること ○罹災証明書等の調査・発行に関すること ○被災証明書の調査・発行に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること
保健福祉部	救護第1班 介護サービス課	○社会福祉施設等への災害情報の提供に関すること ○社会福祉施設等入所者の避難誘導・支援に関すること ○独居老人・高齢者世帯の安全管理に関すること ○罹災者の緊急生活支援に関すること ○災害時要援護者対策に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること

		○その他所管施設・業務に関すること
	救護第2班 福祉事務所 子ども未来課 あさくら “縁”結び課	○社会福祉施設等への災害情報の提供に関すること ○社会福祉施設等入所者の避難誘導・支援に関すること ○市立保育所等の園児の安全確保に関すること ○市立学童保育所等の児童の安全確保に関すること ○子ども・子育て支援事業実施施設の利用者の安全確保に関すること ○障がい者・母子世帯等の安全確保に関すること ○罹災者の緊急生活支援に関すること ○災害時要援護者対策に関すること ○災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の貸付けに関すること ○義援金品及び見舞金品等の受付・保管及び整理に関すること ○災害救助法、被災者生活再建支援法に関すること ○保育所の被害調査及び復旧に関すること ○学童保育所の被害調査及び復旧に関すること ○応急保育に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること
	救護第3班 保険年金課	○罹災者・避難者の安全管理に関すること ○救援物資の受理、保管、配分に関すること ○国・県・近隣市町村等への物的支援要請及び受援に関する総括・統括に関すること（各対策班の物的受援担当者（兼務）との連絡調整）（受援調整班 物的支援受入係業務と兼務） ○罹災者の緊急生活支援に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること
	医療班 朝倉診療所 健康課	○罹災者・避難者の安全管理・健康管理に関すること ○救急医療団の編成及び派遣に関すること ○医療従事者の確保に関すること ○災害時の感染症予防に関すること ○罹災地域住民の健康管理に関すること ○医療救護活動に関すること ○医療関係機関等との連絡調整に関すること ○保健に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること
農林	農林第1班	○災害箇所の警戒及び応急措置に関すること

商工部	農業振興課 農業委員会 農地等・林道 災害対策室	☐ 災害復旧の応急工事に関すること ☐ 農林業の被害調査に関すること ☐ 農産物の被害調査に関すること ☐ 農畜産、山林、果樹の災害対策に関すること ☐ 災害荒廃林等の応急復旧措置に関すること ☐ 農業団体との連絡に関すること ☐ 被災農林業者にかかる被災証明書等の発行に関すること ☐ 上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ☐ その他所管施設・業務に関すること
	農林第2班 農林課 農地改良復 旧室	☐ 災害箇所の警戒及び応急措置に関すること ☐ 災害復旧の応急工事に関すること ☐ 農林地・農林業施設の被害調査及び復旧に関すること ☐ 農畜産、山林、果樹の災害対策に関すること ☐ 災害荒廃林等の応急復旧措置に関すること ☐ 被災農林業者にかかる被災証明書等の発行に関すること ☐ 上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ☐ その他所管施設・業務に関すること
	商工班 商工観光課	☐ 観光施設及び商工業者等の被害状況調査に関すること ☐ 商工業の災害対策及び災害復旧に関すること ☐ 商工業者にかかる被災証明書等の発行に関すること ☐ 上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ☐ その他所管施設・業務に関すること
都市建設部	都市住宅班 都市計画課	☐ 市営住宅入居者への災害情報の提供に関すること ☐ 災害箇所の警戒及び応急措置に関すること ☐ 災害復旧の応急工事に関すること ☐ 罹災者の緊急生活支援に関すること ☐ 市営住宅の被害調査及び復旧に関すること ☐ 応急仮設住宅に関すること ☐ 上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ☐ その他所管施設・業務に関すること
	土木班 建設課 水のまちづくり課 公共土木施設 災害対策室	☐ 関係機関との連絡調整に関すること ☐ 災害箇所の警戒及び応急措置に関すること ☐ 道路・橋梁・河川等の被害調査及び応急復旧工事に関すること ☐ 道路障害物の除去に関すること ☐ 資材物資の調達及び車両等の確保に関すること ☐ 復興計画策定及び総括に関すること

		○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること
	下水道班 上下水道課	○災害箇所の警戒及び応急措置に関すること ○下水道施設の被害調査と復旧工事に関すること ○仮設トイレの設置・管理に関すること ○雨水幹線の安全管理に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること
	給水班 上下水道課	○災害地の給水及び管理指導等に関すること ○上水道施設の被害調査と復旧工事に関すること ○ろ水器及び給水車の配車対策に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること
教育部	避難所管理班 (第1班) 文化・生涯学習課	○市指定避難所・市指定緊急避難場所の開設及び管理に関すること ○避難者の安全管理に関すること ○生涯学習施設利用者の安全確保に関すること ○生涯学習関連施設の被害状況調査に関すること ○文化施設利用者の安全確保に関すること ○文化財の被害調査に関すること ○文化財の保護及び復旧に関すること ○所管文化施設の被害調査及び復旧に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること
	避難所管理班 (第2班) 教育課	○市指定避難所・市指定緊急避難場所の開設及び管理に関すること ○避難者の安全管理に関すること ○教育関連施設の被害状況調査に関すること ○罹災者の緊急生活支援に関すること ○被災後の応急教育施設及び設備の確保に関すること ○学校及び幼稚園への災害情報の提供に関すること ○児童・生徒の避難及び安全確保に関すること ○学校施設の被害調査及び復旧に関すること ○応急教育に係る総合調整に関すること ○学用品の給与に関すること ○管理施設の避難施設への供与に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること ○その他所管施設・業務に関すること

朝倉地域班 朝倉支所	○所管施設・業務に関すること ○支所管内の被害状況の把握に関すること ○他部所掌事務の支援に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること
杷木地域班 杷木支所	○所管施設・業務に関すること ○支所管内の被害状況の把握に関すること ○他部所掌事務の支援に関すること ○上記所掌事務遂行上必要で、不足する人的・物的支援の受援に関すること

第2節 自衛隊の災害派遣要請要求

(防災交通課)

災害時、自衛隊の応援が必要と判断した場合、「県知事による自衛隊への派遣要請」が迅速・円滑に行えるよう、派遣要請の要求手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期することを目的とする。

第1 自衛隊の災害派遣に係る自治体等の責務と根拠等

1 災害派遣における国・地方自治体の責務【基本法第3条～第5条】

市町村は、基本理念に基づき、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

都道府県は、その区域内の市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

国は、地方公共団体、指定公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

※朝倉市の基本理念は、第1編 第2節「基本理念」参照

2 防衛省の役割及び自衛隊の任務上の位置付け

(1) 防衛省の役割【基本法第3条第3・4項】

防衛省は、国の指定行政機関の一つとして、国の責務が十分に果たせるよう指定行政機関相互に協力するとともに、都道府県及び市町村の地域防災計画の作成・実施が円滑に行われるように、その所掌業務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告・指導・助言・その他適切な措置をとらなければならない。

(2) 自衛隊の任務上における位置付け【自衛隊法第3条第1項及び第76条～86条】

災害派遣は、「防衛出動」「治安出動」「海上における警備行動」等と並ぶ自衛隊の任務行動であり、目的は人命又は財産の保護で、「公共の秩序の維持」としての活動の一環である。自衛隊法（以下「隊法」とする。）

3 自衛隊の災害派遣の根拠【自衛隊法83条】

(1) 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

(2) 防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため、派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがない

と認められるときには、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

(3) 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

(4) 第1項の要請の手続は、政令で定める。

第2 自衛隊の災害派遣の区分（形態）

災害派遣は、形態上、次のように区分される。

1 自衛隊法第83条第2項の規定に基づく派遣

(1) 都道府県知事その他政令で定める者（以下「都道府県知事等」という。）からの要請を受けて行う派遣（以下「要請派遣」という。）

(2) 特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待たないで行う派遣（以下「自主派遣」という。）

2 自衛隊法第83条第3項の規定に基づく派遣

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣（以下「近傍派遣」という。）

3 自衛隊の災害派遣に関する訓令第12条の規定に基づく派遣

災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、防衛大臣の指定する者（指定部隊等の長）が事態やむをえないと認めたときの部隊等の派遣。自衛隊の災害派遣に関する訓令（以下「予防派遣」とする。）

第3 要請派遣に関する手続き及びその根拠等

自衛隊の災害派遣は、都道府県知事等からの要請に基づき部隊を派遣することを原則としている。市長は、県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求手続きを行うこととなる。

1 災害派遣の要請手続

要請の手続きは、政令【自衛隊法施行令第106条】で定められており、次の事項を明らかにすることになっている。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

派遣要請を口頭又は電信若しくは電話によって受けた場合は、速やかに派遣要請の文書を提出させるよう措置するものとされている。【災派訓令第11条第3項】

2 市長が行う知事への「災害派遣要請の要求」手続き根拠等

(1) 災害派遣の要請の要求等【基本法第68条の2】

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとし

ている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

- (2) 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、規定する部隊等を派遣することができる。

市町村長は、通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

3 市長等による派遣要請の要求

災害に際し、市長は次の場合に知事に自衛隊の部隊等の派遣の要請を要求する。

- (1) 本節第1の自衛隊の災害派遣に係る自治体等の責務と根拠等に基づき、自衛隊の派遣要請が必要となった場合
 (2) 防災関係機関から市長へ派遣要請の要求依頼があり、市長が必要と認めた場合
 (3) 市長が自らの判断で派遣の必要を認めた場合（災害の規模や収集した被害情報及び通信途絶の状況等より判断する）

4 意思決定権者不在時又は連絡不可能な場合の派遣要請

市は、意思決定権者が不在又は連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

表 意思決定権者順位

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
市長	副市長	総務部長	防災交通課長	消防防災係長

5 派遣要請の方法

- (1) 市長が知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（防災危機管理局）に依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び朝倉市の災害の状況を自衛隊に通知する。

（資料編：様式8 県への応援要請文書）

派遣要請にあたっては、原則として次の事項を明確にする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

- (2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して上記の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

市長は、前述の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

(資料編：様式9-1 自衛隊災害派遣要請文書)

○災害派遣の要請を受理できる部隊

部隊名	所在地	電話番号	主務
第4師団	春日市大和町 5-12	092-591-1020 (内) 5431	

(朝倉市域担当部隊：第5施設団 第9施設群)

6 自衛隊の災害派遣の要請を知事に要求する場合の市の対応

- (1) 市は、法的根拠等に基づき文民統制の下に派遣される自衛隊の災害派遣活動が適切に行われるよう、要請を受理した部隊長が三要件を総合的に勘案して判断することを踏まえ、知事に派遣要請の要求手続き等を適切に行わなければならない。
- (2) 災害派遣実施の可否は、災害の状況とその救助に従事すべき機関・地方公共団体等の活動状況を考慮し、要請を受理する部隊長が、次の3要件をもって判断する。

ア 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

イ 緊急性

差し迫った必要性があること。

ウ 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

第4 派遣部隊の受け入れ体制

1 派遣部隊の受け入れ

派遣部隊指揮官及び部隊規模・派遣時期等について県（災害対策本部）から連絡を受けた後、派遣部隊に対しては、次の事項に留意し、自衛隊の任務の完遂とその組織力の効果的かつ効率的発揮ができるよう受け入れの準備を推進する。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な施設等の準備
- (2) 派遣部隊の活動に対する協力
- (3) 派遣部隊と市との連絡調整

※自衛隊の災害派遣部隊の受け入れのため拠点等の広さや進入路、水道設備等の要

件の詳細は、「朝倉市災害時受援計画 第3章 1 人的資源の受援の流れ 応援部隊の受入拠点の要件（参考）」内の「自衛隊の災害派遣受入れ」を参照

2 使用資器材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除き、市において準備する。
- (2) 災害救助応急作業等に必要な材料、消耗品等は県及び市において準備する。

3 経費の負担区分

市は、当該部隊が活動した場合、派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものを負担する。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して、負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が連絡のため、宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金(災害派遣に関わる事項に限る。)
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- (3) 活動のため、現地で調達した資機材の費用
- (4) その他の必要な経費は、事前に協議しておくものとする。

4 その他

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、㊦マークや吹き流しなどのヘリポート等の諸準備に万全を期す。

(資料編：資料3-1-2-1 応急ヘリポート設置候補場所)

第5 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

1 状況悪化に伴う活動

(1) 連絡班及び偵察班の派遣

ア 連絡班

状況悪化に伴い県災害対策本部、被災市町村の災害対策本部などその他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。

イ 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察するとともに連絡にあたる。

(2) 出動準備体制への移行

ア 司令部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに

に、事態の緊迫に伴い指揮所を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

イ 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

2 災害派遣時に実施する救援活動

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか県知事の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとし、関係機関及び在日米軍と連携しつつ必要な協力を実施する。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。災害発生後の活動

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の応急啓開

道路又は水路の損壊、若しくは障害物の発生がある場合、これらの啓開又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者・医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置を取る。

第6 派遣部隊等の撤収

1 災害派遣の範囲と撤収要請

県と市の自衛隊の派遣に関する受援調整組織の相互調整に基づき、市長は、自衛隊の撤収について適時・適切な判断のもと知事への要請(要求)を行う。

(資料編：様式9-3 自衛隊災害派遣撤収要請文書)

2 撤収に係る留意事項

部隊等の撤収の細部については、災害の態様は千差万別であり、また撤収における措置の適否は、政治的・社会的問題を生じやすいので次の点に留意する。

- (1) 災害対策本部と自衛隊指揮本部間の調整のみでなく、事前に関係者(地元リーダーなど含む)を通して市民に周知させる。
- (2) 関係実働機関、特に警察・消防関係と綿密に調整する。
- (3) 必要に応じ、広報・行事等にとり派遣目的の達成を周知させ、撤収のきっかけを得るための方策を講じる。

3 撤収要領等

撤収の要領には、一挙に行う場合と段階的に行う場合があるが、状況は千差万別であるので、派遣の目的、復旧の度合、派遣区域、活動内容等を考慮し、撤収要領、撤収行事要領を自衛隊側と協議し決定する。

第3節 応援要請（受援）

（全課）

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その被害が拡大・進展することが予想され、市単独では、増大する応急対策活動に十分に対応できず支障をきたすことから、各関係機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築する必要がある。

市は平常時から関係機関と十分に協議し、災害時にあたっては速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施する。

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、朝倉市災害時受援計画に沿って、速やかに応援体制を整える。具体的な応援要請手続き・手順等は、「朝倉市災害時受援計画」に定める。

第1 応援要請

1 市

市長は市域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、本市の指揮の下に行動する。

- （1）災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請
被災した場合、市長は応急措置を実施するため必要があるときは上記協定に基づき、他の市町村に対し応援を求め、また複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

（資料編：資料 2-3-1-2 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定）

- （2）県への応援又は応援斡旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請

市長は、市域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援、災害応急対策の実施又は応援の斡旋を要請する。また、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援又は応急対策の実施を要請する。

この場合において、知事は必要があると認めるときは、自ら応援を行い又は国、他の都道府県、他の市町村、関係機関等に応援を要請し、又は指示する。

（資料編：様式 8 県への応援要請文書）

- （3）「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請

知事は、大規模災害発生時に、県及び県内市町村の応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、国や九州地方知事会等と連携し、「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援職員の派遣を依頼する。

なお、県及び市は、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 消防機関

(1) 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

ア 市長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、福岡県消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し消防応援を求め、災害対策に万全を期する。

(ア) 応援要請の種別

a 第一要請

現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

b 第二要請

第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(イ) 応援要請の方法

市長又は消防長から他の市町村長等又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行う。

(ウ) 県への連絡

応援要請を行った要請側の長又は消防長は、県にその旨を通報する。

イ 航空応援が必要と認めた要請側の市町村等の消防長は、直ちに市長に報告の上、その指示に従って県を通じて応援側の市町村長に航空応援の要請を行う。

この場合においては、同時に応援側の消防長へも同様の連絡を直接行う。

(資料編：資料 2-3-1-1 福岡県消防相互応援協定)

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害発生時において、市長は、必要に応じ知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待つ暇がない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。

なお、航空応援が必要な場合においても、同様に応援を要請する。

3 消防機関の応援受け入れに関する措置

他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請を行う場合には、市長は、応援活

動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受け入れ体制の整備に努める。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、「緊急消防援助隊受援計画」（福岡県）に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次の事項について支援体制の確保を図る。

- (1) 情報提供体制
- (2) 通信運用体制
- (3) ヘリコプター離着陸場の確保
- (4) 補給体制等

第2 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請等

- 1 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求め、災害対策の万全を期する。
- 2 市長は、職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を明示する。
 - (1) 派遣を要請する（斡旋を求める）理由
 - (2) 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) その他職員の派遣について必要な事項
- 3 応援の受入れに関する措置

他の市町村等に応援の要請等を行う場合には、市は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊（消防）に加え、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）等の多くの救助部隊を円滑に受入れることができるよう、近隣市町村等と連携して活用可能な宿泊場所（候補地）を確保する

第4節 災害救助法の適用

(福祉事務所、子ども未来課、あさくら縁結び課)

災害救助法は、災害に際して応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としており、市が実施する罹災者に対する救援活動・措置を主に費用面で援助するためのものである。

そのため、災害救助法の適用については、同法、同法施行令及び福岡県災害救助法施行細則等の定めるところにより速やかに所定の手続きを行う。

第1 災害救助法の適用基準

- 1 本市における災害救助法適用基準は概ね次のとおりである。
 - (1) 市の区域内の住家滅失世帯数が、80世帯以上であること。
 - (2) 県の区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が40世帯以上であること。
 - (3) 県の区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上である場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等により、罹災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
 - (4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前記(1)から(3)までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。
- 3 前記1によるもののほか、知事は、特定災害又は非常災害が発生するおそれがある場合において、政府本部が設置され、当該本部の所管区域として県内市町村が告示されたときには、災害救助法による救助を実施できる。

表 災害救助法適用基準一覧表(朝倉市)

人口(人)		50,273
適用基準 (住家滅失世帯数)	第1号適用	80
	第2号適用	40

注. 人口は令和2年度国勢調査結果による
資料:「福岡県地域防災計画 基本編・風水害対策編」(R3.9.8 福岡県防災会議)

第2 災害救助法の適用手続

- 1 市長は、災害による被害の程度が前記第1の「災害救助法適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に情報提供すると

もに、法の適用について協議する。

- 2 市長は、前記第1の「災害救助法適用基準」の（3）の後段及び（4）の状態で被災者が現に救助を要するときは、法の適用を申請しなければならない。
- 3 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手し、その状況について速やかに情報提供を行う。

第3 救助の実施

- 1 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

なお、本節第1の3による救助の種類は、（1）である。

- （1）避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与
 - （2）炊き出し、その他による食品の供与及び飲料水の供給
 - （3）被服、寝具、その他生活必需品の供与又は貸与
 - （4）医療及び助産
 - （5）被災者の救出
 - （6）被災した住宅の応急修理
 - （7）生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与
 - （8）学用品の供与
 - （9）埋葬
 - （10）遺体の捜索及び処理
 - （11）災害によって住宅又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - （12）応急仮設住宅の供与
- 2 市長は、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を行う。

また、その他の救助実施については、市長は知事が行う救助を補助する。

第4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則及び同細則に基づく救助の程度等に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

第5節 要員の確保

(保健福祉部)

市は、災害対策を実施するために必要な労働者及び技術者等の動員、雇い入れを行うが、市のみでは必要な労働者等を確保できない場合は、市は応援・斡旋を要請する。

第1 労働者等確保の種別、方法

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ、適切な手段を採用する。

- 1 災害対策実施機関の関係者等の動員
- 2 ボランティア等の受け入れ
- 3 公共職業安定所による労働者の斡旋
- 4 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- 5 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

第2 公共職業安定所の労働者斡旋

朝倉公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の紹介斡旋を依頼するものとし、朝倉公共職業安定所は、災害対策実施機関の要求に応じ、必要な労働者の紹介斡旋を行う。

- 1 必要となる労働者の人数
- 2 労働者が従事すべき業務の内容に関する事項
- 3 労働契約の期間に関する事項
- 4 賃金の額に関する事項
- 5 始業及び終業の時刻
- 6 所定労働時間を超える労働の有無
- 7 休憩時間及び休日に関する事項
- 8 就業の場所に関する事項
- 9 社会保険、労働保険の適用に関する事項
- 10 労働者の輸送方法
- 11 その他の必要な事項

第6節 災害ボランティアの受入・支援

(ふるさと課、会計課、監査委員事務局、福祉事務所)

大規模災害が発生したときには、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

県から事務の委任を受けた場合、市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

第1 受入窓口等の設置

1 福岡県災害ボランティア本部、現地災害ボランティア本部の設置

ボランティアの受け入れ調整組織としては、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会が中心となって、県レベルの福岡県災害ボランティア本部、市町村レベルの現地災害ボランティア本部の2段階レベルの災害ボランティア本部が設置され、相互に連携の上、日本赤十字福岡県支部、ボランティア関係団体等と連携を図り、活動が展開される。

各災害ボランティア本部の役割は次のとおり。

(1) 福岡県災害ボランティア本部

福岡県災害ボランティア連絡会が中心となって設置され、市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、福岡県災害ボランティア本部から市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等が行われる。

(2) 現地災害ボランティア本部（市）

市社会福祉協議会及び市が中心となって設置し、基礎的なボランティア組織とし

て、地域ボランティアの協力を得ながら、被災市民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

2 日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との連携

現地災害ボランティア本部は、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、現場活動をできるだけ支援する。

3 市の支援

市は、現地災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティア本部の場所の提供
- (2) 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
- (3) 資機材等の提供
- (4) 職員の派遣
- (5) 被災状況についての情報提供
- (6) その他必要な事項

第2 災害ボランティアの活動

災害ボランティアが活動する内容は、主として次のとおりとする。

1 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がい者等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災宅地の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がい者等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 市災害対策本部と現地災害ボランティア本部の連携

市災害対策本部は現地災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、県災害対策本部へ情報を提供する。

第2章 災害応急対策活動

第1節 防災気象情報等の伝達

(防災交通課)

市は、災害の発生のおそれのある場合、気象業務法に基づいて発表される特別警報、警報及び注意報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等について、市民に迅速かつ確実に伝達するため、また、これらに資するために必要な観測記録を迅速確実に収集するため、通報系統及び要領等を定めて、適切な防災対策の充実を図る。

第1 防災気象情報等の種類・基準と伝達系統

1 警報・注意報等の定義

特別警報… 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるために重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

警 報…… 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

注意報…… 大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

気象情報… 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

福岡管区気象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。

「雨を要因とする特別警報」を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

2 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

種類は下表のとおりであり、発表基準は資料編に示す。

(資料編：資料 3-2-1-1 気象特別警報、警報及び注意報の発表基準)

表 特別警報・警報・注意報の種類

特 別 警 報	大雨、暴風、暴風雪、高潮、波浪、大雪
警 報	大雨、洪水、暴風、暴風雪、高潮、波浪、大雪

注 意 報	大雨、洪水、強風、風雪、高潮、波浪、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着氷・着雪、融雪
-------	--

3 注意報・警報の細分区域発表について

気象現象に伴う災害の発生が予想される場合は、市町村を単位として注意報・警報を発表する。

4 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、発表する。

福岡県の発表基準は、1時間 110ミリ以上を観測又は解析したときである。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

6 火災気象通報

火災気象通報を行う場合の基準は、福岡管区気象台が定めた「乾燥意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とする。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

※「乾燥注意報」の基準：実効湿度 60%以下でかつ最小湿度 40%以下

※「強風注意報（陸上）」の基準：平均風速 12m/s 以上

7 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて、市長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

第2 警報・注意報等の伝達系統

1 伝達系統の基本

知事は、福岡管区気象台等が発表する災害に関する予報若しくは警報等次の事項を直ちに、県防災行政無線により、市及び消防本部等の関係機関に伝達する。

市は、県から伝達された情報については、夜間・休日においても、防災担当職員へ確実に伝達できる体制を確保する。また、市は、特別警報については、市の各種広報媒体等を活用して市民への広報を実施する。

(1) 下記の警報・注意報等の発表及び解除に関すること。

大雨注意報、洪水注意報、各警報、各特別警報、火災気象通報、記録的短時間大雨情報

(注) このほか状況に応じ、強風注意報、乾燥注意報、大雪注意報、風雪注意報、雷注意報、大雨情報、台風情報及びテレメーターによって得た降雨状況等を通報する。

(2) 洪水情報（指定河川）・水防警報の発表・解除等及び洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報の通知に関すること。（県土整備事務所から水防管理者等へ）

(3) 県災害対策本部等の設置及び廃止に関すること。

(4) 市災害対策本部等の設置及び廃止状況の把握に関すること。

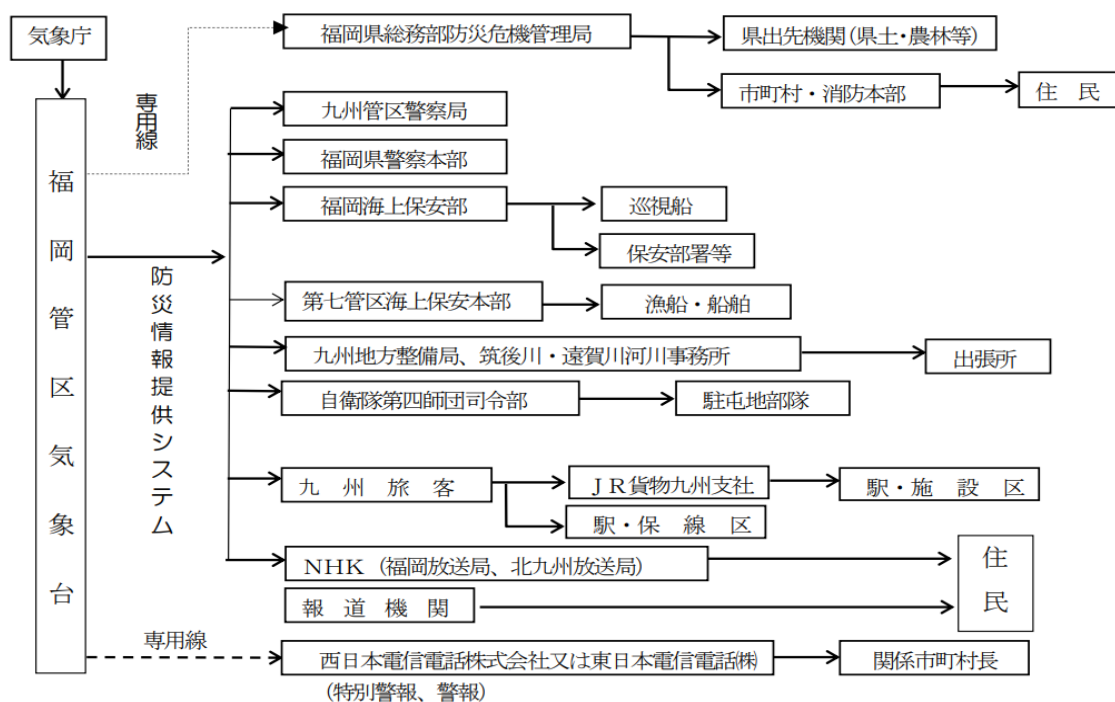
(5) 市等に対する災害警戒体制の強化指示に関すること。

(6) 市の被害状況把握に関すること。

(7) 関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関すること。

(8) その他防災上必要と認められること。

2 防災気象情報等伝達系統図



3 市から住民への周知方法

市は、関係住民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のための立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて住民等に伝達する。この場合、要配慮者が基本法第60条第1項の規定による避難のための立

ち退きの指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮する。

これらの、一般的な周知方法は次のとおりである。

(1) 直接的な方法

- ア 市防災行政無線（同報系）による同報的運用による通報
- イ 防災メールや緊急速報メール等の利用
- ウ 広報車の利用
- エ 水防計画等による警鐘の利用
- オ 電話・口頭による戸別通知
- カ 有線放送の利用
- キ ヘリコプター等の利用

(2) 間接的な方法

- ア 公共団体（自治会・自主防災等）の電話連絡網等による通知
- イ 他機関を通じての通知

(3) 事態が緊急を要する場合の方法

市長は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットポータルサイト・サーバ運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。なお、この場合の手続は、事前に事業者と協議して定める。

4 異常現象発見時の通報（基本法第54条関連）

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官等に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官等は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- (3) 通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報しなければならない。
- (4) 異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

- ア 気象に関する事項
 - ー 著しく異常な気象現象（大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等）
- イ 水象に関する事項
 - ー 放置すれば決壊の恐れがある堤防の水漏れ等

(5) 異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通 報 先 機 関 名	電 話 番 号	備 考
・福岡管区气象台	(092) 725-3600 (092) 725-3609 (092) 725-3606	気象及び水象に関する事項 地震に関する事項（官庁執務時間） 地震に関する事項（夜間・休日）
・福岡県防災危機管理局	(092) 641-4734	夜間退庁時災害連絡用
・福岡県警察本部	(092) 641-4141	内線：5722 5723（警備課） FAX：5729 夜間 5505
・第七管区海上保安本部	(093) 321-2931	

5 防災関係各機関交互における雨量観測通報

福岡県、福岡管区气象台、九州地方整備局は、自らが観測した雨量観測結果について相互に情報の交換を行う。

第3 洪水予報・水防警報等

1 福岡管区气象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

2 福岡管区气象台・九州地方整備局（河川事務所）が共同して行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による洪水予報及び警報については、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

本県における対象河川は、筑後川、遠賀川、山国川、矢部川水系における一級河川で、別に国土交通大臣が指定する。

3 福岡管区气象台・県が共同して行う洪水予報

水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定による洪水予報及び警報については、その状況を水防管理者（市長）等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

対象河川については、国土交通大臣が洪水予報を行う河川として指定した河川以外で、知事が指定する。

4 水防警報

水防警報は、水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼等について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表のことである。

九州地方整備局（河川事務所）が水防警報を行った場合には、その事項を知事に通知する。

知事は、その通知を受けた事項について、水防管理者（市長）等に通知する。

知事が水防警報を行った場合には、その事項を関係水防管理者（市長）等に通知する。

5 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

水防法第13条第1項又は第2項の規定により、国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）については、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を設定し、河

川の水位がその水位に達した場合、関係機関等への通知等を行う。

国土交通大臣が指定した河川について河川の水位が洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達した場合には、九州地方整備局（河川事務所）は、その旨を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

知事は、その通知を受けた事項について水防管理者（市町村長）等へ通知する。

知事が指定した河川について、河川の水位が洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者（市町村長）等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

6 洪水予報、水防警報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報の発表の基準、伝達系統等

洪水予報、水防警報、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報の発表の基準、伝達系統等、具体的な内容については、指定河川洪水予報実施要領、福岡県水防計画及び国土交通省防災業務計画等の定めるところによる。

（1）洪水予報（筑後川上中流部）

筑後川上中流部洪水予報は水防法及び気象業務法に基づいて福岡管区气象台及び九州地方整備局筑後川河川事務所が共同して、水位、流量を示して水防活動等の利用に供するため発表するものである。

ア 筑後川洪水予報の発表基準

（ア）はん濫注意情報（洪水注意報）は、基準地点の水位がはん濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき発表する。

（イ）はん濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が、避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は、はん濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。

（ウ）はん濫危険情報（洪水警報）は、基準地点の水位がはん濫危険水位に到達し、はん濫のおそれがあるとき発表する。

（エ）はん濫発生情報（洪水警報）は、洪水予報実施区間内ではん濫が発生したとき発表する。

観測所名	水防団待機水位 （指定水位）	はん濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位 （特別警戒水位）	はん濫危険水位 （危険水位）
荒 瀬	3.40m	5.00m	5.90m	6.30m
片ノ瀬	5.40m	6.70m	7.80m	8.50m

（2）はん濫警戒情報（佐田川及び小石原川）

はん濫警戒情報は、水防法に基づき、九州地方整備局筑後川河川事務所又は知事が、基準地点の水位が避難判断水位（水防法第13条に定める特別警戒水位）に達したときに発表するものである。

観測所名 【河川名】	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
金丸橋 【佐田川】	1.50m	2.50m	3.50m	3.87m
新甘木橋 【小石原川】	1.41m	1.79m	1.90m	2.20m

第4 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の内容

福岡県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第27条及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の規定に基づき共同して作成・発表する土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、避難指示等の発令対象区域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報の提供に努める。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。土砂災害警戒情報は警戒レベル4に相当する情報である。

2 発表対象地域

柳川市、筑後市、大川市、大木町、大刀洗町を除く福岡県内全市町村

3 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、市民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

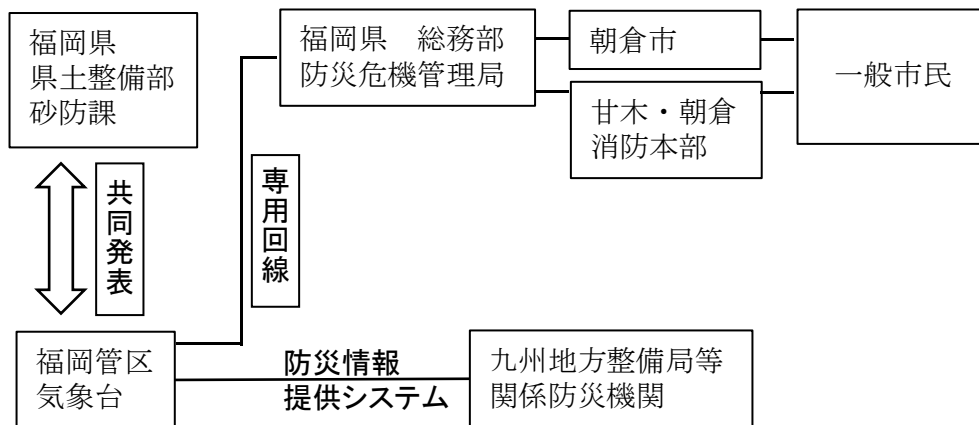
4 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害に対する避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を判断基準にする。

しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

5 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。



6 発表・解除の基準

項 目	基 準
発表基準	大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県と福岡管区気象台は基準の取扱いについて協議し、土砂災害警戒情報を発表するものとする。
解除基準	警戒解除基準は、付図で示す監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、福岡県県土整備部と福岡管区気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。
暫定基準	地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県県土整備部と福岡管区気象台は、福岡県土砂災害警戒情報に関する実施要領に示す「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の考え方について」に基づき、基準を取り扱うものとする。

7 土砂災害警戒情報文

警戒を要する場合の情報	<概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。 <とるべき措置> 崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区のお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示等の情報に注意してください。
解除に相当する情報	<全警戒解除> 大雨が弱まり、多発的な土砂災害が発生するおそれは少なくなりましたが、引き続き局地的な土砂災害が発生する場合がありますので、十分注意してください。

第2節 被害情報等の収集伝達

(全課、防災交通課、人事秘書課)

市は関係機関と相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な初動応急対策を実施するため、災害に関する情報の収集及び伝達を迅速に行う。また、災害時における情報の収集、報告、災害応急対策のための通知、要請等緊急を要する通信の確保は応急対策上最も重要なものであるので、多様な通信手段の確保を図る。

第1 被害情報の収集・伝達

1 情報総括責任者の指定

市は、災害情報の責任者を速やかに選定し、災害情報の収集・統括・報告に当たる。

2 災害情報の把握

市は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

市は、降雨量、降雨予測、土壌雨量指数、風速等から災害の発生が予想される地域の職員、消防団等から現場の情報を直接収集することとし、被害規模の早期把握に努める。

なお、県は、必要に応じ、市に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市との通信及び情報の収集に努める。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努める。

(1) 人的被害（行方不明者の状況及び概略の位置・人数などを含む。）

※ 行方不明者の状況については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関（旅行業者など含む）の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(2) 物的被害

ア 建物等施設被害

(避難所・物資集積所、臨時ヘリポート候補地など防災拠点含む)

イ 道路、橋梁施設被害（孤立地域の概定）

ウ 鉄道、バス等の大型・大量輸送機関の被害

(3) 水道・ガス・電気・電話通信（インターネット含む）等ライフライン途絶被害

(4) 避難の状況（避難所だけでなく、それ以外の自宅等避難者状況、および避難行動要支援者・要配慮者の避難状況）

- (5) 警察・消防・自衛隊、DMAT・医療機関などの防災関係機関の対応状況（市域への進出・集結状況）

3 災害関係情報収集用カメラや警察の交通監視用テレビ等の活用

- (1) 福岡県防災・行政情報通信ネットワークと災害関係情報収集用カメラとの連携
福岡県防災・行政情報通信ネットワークと災害関係情報収集用カメラとを連携し、そのネットワークを活用しながら災害情報の収集を行うよう努める。

- (2) 市及び九州地方整備局、西日本高速道路株式会社との連携

市及び九州地方整備局、西日本高速道路株式会社とのカメラとの連携についても検討を行うよう努める。

4 報告

初期情報は、主は、福岡県防災情報システムを活用し、急を要する場合は、所定の様式によらず、電話等により県に報告する。その後速やかに文書で報告する。

通信の途絶等により県に報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行うほか、消防通報が殺到した場合等には、市から県に加えて直接消防庁（応急対策室）にも行う。

5 情報の収集・伝達、災害対策本部での展開・表示

次の点に留意し、的確に収集伝達する。

(1) 情報項目

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時・場所又は地域
(場所は、住所の他、UTM座標、緯度・経度などによる表示)
- ウ 被害の状況
- エ とられている対策
- オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

- (2) 市は災害情報の収集に当たっては、警察署と密接に連絡する。

- (3) 被害の程度の調査に当たっては、内部体制の連絡を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整する。

- (4) 災害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概要を把握し、罹災人員についても、平均世帯により計算し即報する。

- (5) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

- (6) 市災害対策本部内に情報の展開・表示

入手した被害情報・防災機関活動状況などを災害対策本部内の地図上に展開するとともに、各被害発生及び被害の拡大状況、防災機関の応急救援活動状況などを時系列で表したクロノロジーをもって揭示し、各部課・防災関係機関が共通の情報・

認識に基づく応急対策活動が行われるように整備する。

6 被害情報等の他の関係機関との共有

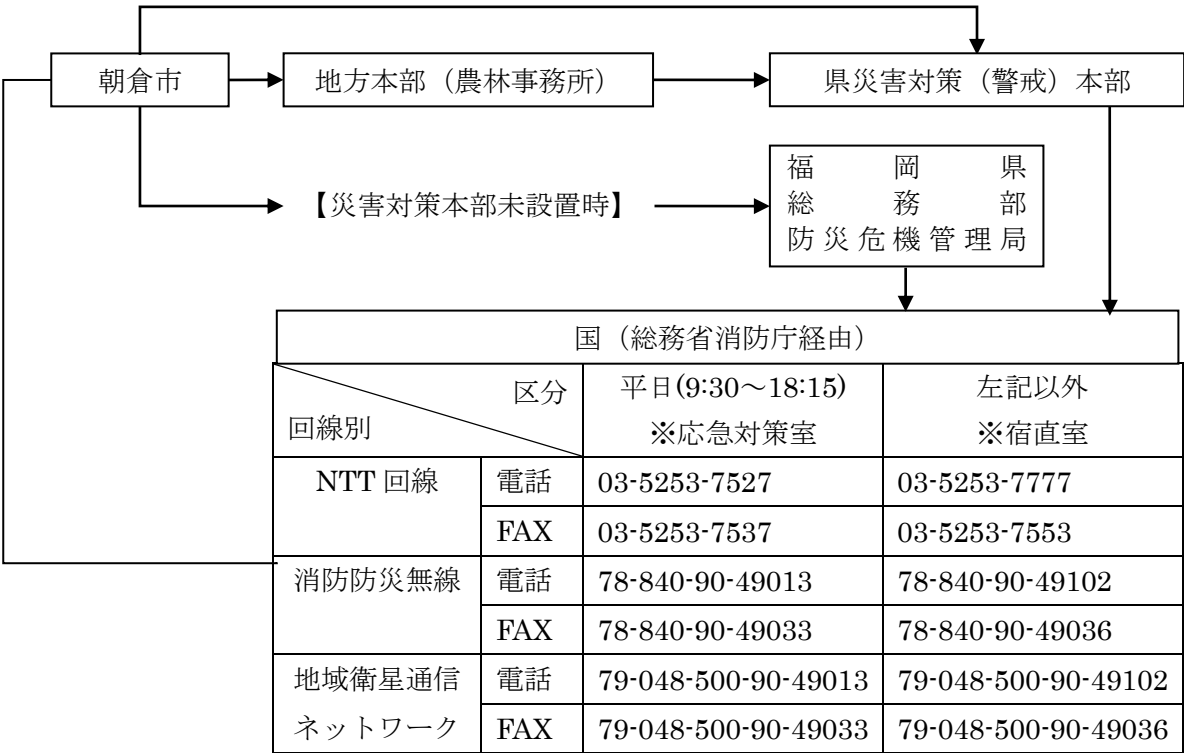
被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であることから、風水害の規模や被害の程度に応じ、市、国、県及び防災関係機関等は、情報の収集・連絡を適時・適切に行うこととする。この場合、概括的な情報や位置（地理空間）情報はもとより、要すれば災害の景況が分かりやすい画像・映像など必要不可欠な情報のみを齟齬の無い通信手段・機材、情報システムを用いて迅速に伝達・共有し、被害規模全体の早期把握を行う必要がある。

市は、応急対策の活動状況、対策本部設置・運営状況等を災害対策本部内の状況図やクロノロジーなどにより常時表示するとともに県に画像情報を含め連絡するものとし、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

市、国、県及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、防災関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図る。

市、国、県及び防災関係機関等は、収集・連絡された情報に基づく判断により、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制をとる。

第2 市から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図



第3 被害状況の報告基準、方法等

被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところによる。

第4 通信計画

1 災害発生直後の対応

災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保する。このため、必要に応じ、市は、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行い、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、総務省に直ちに連絡し、通信の確保に必要な措置を講ずるよう求める。

2 災害時における通信連絡

(1) 防災行政無線の利用

市、県、消防本部及び県出先機関等が、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため相互に通信連絡を行う場合は、福岡県防災行政情報通信ネットワークを活用する。

ア 気象情報等共通の情報を県庁（統制局）から各関係機関へ伝達するときは、一斉通報により行う。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、統制局からの通信統制等により、被害状況の報告等の緊急通信を優先させる。

ウ 被災現場から直接通信の必要がある場合は、移動系無線により通信を行うとともに、必要に応じて可搬型映像伝送装置やヘリコプターテレビ映像伝送装置、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）等を活用する。

エ 市から県への被害情報の収集処理を迅速に行うため、防災情報システムを活用する。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害時優先電話の利用

災害等が発生した場合、被災地等への通話が集中することから、重要な通話を確保するため通話が制限される場合があるが、あらかじめ災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については優先的に取扱われる。

【災害時優先電話として登録を受けた電話番号】

電 話 番 号	関 係 部 署
0946-22-1118	総務財政課（FAX 専用）
0946-22-1117	総合政策課情報化推進係
0946-23-0364	防災交通課

電 話 番 号	関 係 部 署
0946-22-1116	介護サービス課高齢者支援係
0946-22-1115	都市計画課計画管理係
0946-22-1122	上下水道課庶務係
0946-24-8856	上下水道課下水道公務係
0946-22-1123	上下水道課水道公務係
0946-52-1114	朝倉支所市民窓口係
0946-52-1115	農林課（朝倉支所内）
0946-52-3150	農林課（朝倉支所内）（FAX 専用）
0946-62-1111	杷木支所市民窓口係
0946-62-1112	杷木支所市民窓口係
0946-63-3569	杷木支所市民窓口係（FAX 専用）
0946-52-2612	朝倉診療所

(4) その他の通信設備の利用

公衆電気通信設備が利用できない場合は、次の通信設備等を活用し、非常時の通信の確保を図る。

ア 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第11条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておく。使用できる主な機関は次のとおりである。

県（防災行政無線）、警察、九州地方整備局、福岡管区気象台、大阪航空局、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社

表 通信設備が優先利用（使用）できる機関名

優先利用（使用）するもの	通信設備設置機関		申込み窓口
・ 知事 ・ 市長 ・ 指定行政機関の長 ・ 指定地方行政機関の長 ・ 地方公共団体 ・ 水防管理者 ・ 水防団長	県	防災行政無線	県防災危機管理局・県土整備事務所
	県警察本部		県警察本部－通信指令課長 各警察署－署長
	九州地方整備局		電気通信技術課長・事務所長・出張所長
	大阪航空局福岡空港事務所		その都度依頼する。

優先利用（使用）するもの	通信設備設置機関	申込み窓口
・消防機関の長	福岡管区气象台	その都度依頼する。
	JR 九州本社	駅長・信号通信区長・工務センター長
	JR 九州大分支社	〃
	JR 九州熊本支社	〃
	九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社	各支社・営業所・電力所・ 発電所・変電所・制御所・ 工務所の長
	陸上自衛隊	その都度依頼する。
	航空自衛隊	その都度依頼する。

イ 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線（以下「非常通信」という。）を行うことができるので、次の計画の定めるところによる。

（ア）利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

（イ）非常通信の依頼先

福岡県非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

（ウ）非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

- a 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- b 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- c 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- d 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- e その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

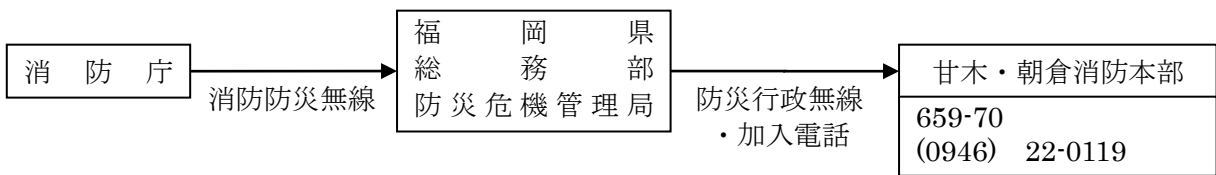
（エ）発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙（なければ普通の用紙でもよい）にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- a あて先の住所、氏名（職名）及びわかれば電話番号

- b 本文（200字以内）、末尾に発信人名（段落にて区切る）
- c 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。
- ウ 電子メール等の活用
電子メール等を用いて関係機関との間で情報交換を行う。

【消防通信連絡系統表（防災行政無線・加入電話利用）】



- 3 非常災害時における通信料の免除扱い
- N T T回線を経由する場合は、次のものが料金免除の対象となる場合がある。
- (1) 天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命、財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助及び救援に直接関係がある機関に対して発するもの。
 - (2) 災害に際し、N T Tが指定する地域及び期間において罹災者が発言する罹災状況の通報又は救護を求めることを内容とする電報であって、N T Tが定める条件に適合するもの。
- 4 災害時における地上と陸上自衛隊航空機との交信方法（昭和43年11月7日決定）
- (1) 地上から航空機に対する信号の種類

旗の色別	事態	事態の内容	希望事項	摘要
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1 mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役所又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要請

事 項	信 号
了解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる）
了解できず	蛇行飛行（機首を左右交互に向ける）

(3) 航空機から地上に対する信号要領

事項	信 号	信号の内容
投下	急降下	物資又は信号筒を投下したい地点の上 空で急降下を繰り返す
誘導	旋回等で捜索隊又は住民の注意を喚起 したのち誘導目的地点に向かい直線飛 行し目的地上空で急降下を繰り返す	ある地点で異常を発見し、その地点ま で地上の人員を誘導したい場合に行う
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際 に行う

(4) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径7 m以上のHを
図示し、風向を吹流し、又はT字形（風向→└）で明確に示す。

第3節 広報・広聴

(人事秘書課)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、市民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動の実施に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努める。

第1 災害広報の実施

市は、災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに地域住民への広報、関係機関への通報を行う。なお、避難指示等の避難情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供（Ｌアラート）の活用に努める。

- 1 災害に関する注意報、警報・特別警報及び指示等に関すること
- 2 避難指示等に関すること
- 3 予想される災害への心構えと対応準備の具体的内容、及び自主防災組織等も含めた被災時の対応要領等
- 4 避難所の設置・運営状況に関すること
- 5 災害応急対策活動状況に関すること
- 6 電気・ガス・水道・燃料等ライフラインの応急復旧に関すること
- 7 安否情報に関すること
- 8 避自主防災組織等の活動支援に関すること
- 9 応急仮設住宅の供与に関すること
- 10 炊き出しその他による食品の供給に関すること
- 11 飲料水の供給に関すること
- 12 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること
- 13 災害応急復旧の見通しに関すること
- 14 流言飛語の防止、風評被害（人権侵害含む）防止のための情報
- 15 被災者生活支援などに関する情報

第2 広報の実施方法

市は、記者発表による情報提供のほか、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに行う。

また、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

なお、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることをかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行う。

- 1 同報系通信による地域広報
- 2 Lアラートなどを活用しての報道機関による広域広報
- 3 広報車等による現場広報
- 4 自主防災組織等の連絡網を活用した広報
- 5 避難所・避難場所等における職員等派遣広報
- 6 広報紙の掲示・配布、公共掲示板への貼紙等による広報
- 7 インターネットや携帯電話等による情報提供

第3 災害時の放送要請

1 災害時における放送要請

市は、Lアラートによる避難情報等の伝達以外に放送局を利用することが適切と考えるときは、やむをえない場合を除き、県を通じて各放送局に対して、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請する。

各放送局とは、NHK福岡放送局、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社をいう。

2 緊急警報放送の要請

市長は緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知事を通じてNHK福岡放送局に対して、災害対策基本法第57条に基づき無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）を要請することとする。

- (1) 要請権者 市長、県知事
- (2) 要請先 NHK福岡放送局
- (3) 要請事由

災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。

ア 事態が切迫し、緊急安全確保・避難指示や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。

イ 通常の市の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること。

(4) 要請手続

ア 要請は、別紙様式6「放送要請に係る文書」による。

イ 要請方法

原則として県を窓口とする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請できる。

(ア) 市から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
1 県防災行政無線電話《発信番号78-》 ※700-7022（防災企画係） 700-7023（消防係） 700-7500（災害対策本部設置時のみ）	1 県防災行政無線電話《発信番号78-》 ※700-7027（宿直室） 700-7020～7025 （防災危機管理局事務室、宿直室対応可） 700-7500（災害対策本部設置時のみ）
2 一般加入電話 ※092-641-4734（防災企画係） ※092-643-3112（防災企画係） 092-643-3986（災害対策本部設置時のみ）	2 一般加入電話 ※092-641-4734（宿直室切替） 092-643-3986（災害対策本部設置時のみ）
備考 1 一般加入電話は、市の孤立防止用無線電話からも接続できる。 2 ※印の電話番号を優先する。	

(イ) 市、県からNHK福岡放送局への要請

1 一般加入ファックス	092-781-4270
	092-771-8579
ただし、この場合も別途電話連絡すること	
2 県防災行政無線電話《発信番号78-》	982-70
3 一般加入電話	092-741-7557
	092-741-4029

第4 住民等からの問い合わせへの対応及び相談活動

1 趣旨

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や被災者の支援措置等についての相談、要望、苦情に対して通常の窓口のほかに、情報管理班は住民等対応コールセンターの設置整備を行う。

2 内容

市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

第4節 避難対策の実施

(防災交通課、介護サービス課、福祉事務所、子ども未来課、あさくら縁結び課、文化・生涯学習課)

災害に際しては、住民等に「自らの命は自ら守る」ことを意識して避難等の行動を適切に実施してもらう必要がある。

これを最大限に支援するため市は、災害により危険区域に所在する住民等に対しては安全な場所に避難する立ち退き避難、その避難開始が遅れた住民等には、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

市は、風水害が想定される事態に至った時点から気象情報・土砂災害危険度情報等を積極的に入手し、「朝倉市避難情報等マニュアル」などを基に警戒レベルを付した避難情報を適時・適切に発令し、住民の避難行動を促す。

第1 避難情報及び市民等への周知

市長が住民に行動を促す避難情報には、警戒レベル3の「高齢者等避難」、警戒レベル4の「避難指示」、警戒レベル5の「緊急安全確保」がある。

1 市長が発令する避難情報区分と発令時の状況及び住民等がとるべき行動

【警戒レベル5】緊急安全確保

- 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）
- 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！
 - ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

【警戒レベル4】避難指示

- 発令される状況：災害のおそれ高い
- 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難
 - ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

【警戒レベル3】高齢者等避難

- 発令される状況：災害のおそれあり
- 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難
 - ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
 - ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者
 - ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見

合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。

例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

2 警戒レベル3 高齢者等避難

市は、高齢者や障がい者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル等に沿った高齢者等避難等の伝達を行う。

3 警戒レベル4 避難指示

市は、災害が発生するおそれが高い状況等となっていることから、危険な地域に居住する住民に対し安全な避難場所・施設等に避難を開始してもらう必要がある。

このため、あらかじめ定めるマニュアル等に沿った避難指示等の伝達を行う。

4 警戒レベル5 緊急安全確保

市は、既に災害が発生している又は発生してもおかしくない状況を踏まえ、危険な地域に居住する住民で、未だ避難行動をとっていない人たちに対し、命を守るための最善の行動をとるよう促すために、あらかじめ定めるマニュアル等に沿った緊急安全確保等の伝達を行う。

5 避難の指示権者と避難の指示の基準

(1) 避難の指示権者

【避難の指示権者及び時期】

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法第60条第1項、第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	①立退きの指示 ②立退き先の指示(※1) ③緊急安全確保の指示	県知事に報告(窓口：防災危機管理局)
知事 (委任を受けた吏員)	災対法第60条第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法第61条、警察官職務執行法第4条	全災害 ・市長が避難のため立退き又は緊急安全確保を指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 ・危害を受けるおそれのある者	①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③緊急安全確保の指示 ④避難の措置(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市長に通知(市長は知事に報告)

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
自衛官	自衛隊法第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(※2)	警察官職務執行法第4条の規定を準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法第29条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	その区域を管轄する警察署長に通知(※3)

※1 立ち退き先としては、指定緊急避難場所その他の避難場所を指定する

※2 警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※3 水防管理者が行った場合に限る。

(注)「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

(2) 避難の指示等の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民等に対し、「朝倉市避難情報に関するマニュアル」等に基づき避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保の指示を行う。

ア 気象台や県から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき

イ 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき

ウ 降雨やダムの異状洪水時防災操作等により河川のはん濫危険水位突破や水路等がオーバーフローし、洪水のおそれがあるとき

エ 土壌雨量指数が危険領域に達して、地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがあるとき

オ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき

カ 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき

キ 危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき

ク その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

(3) 災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、風水害の被災地近傍の支所等に現地災害対策本部を開設し、避難指示等の判断を行い、適時適切な避難行動支援に努める。

避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(4) 指定行政機関の長等による助言

市長は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

6 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保の指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

市長は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保安全確保措置の指示の措置をとった場合は、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連絡を行う。

7 市民等への周知

- (1) 避難の指示、緊急安全確保の指示を行った場合には、地域住民等に対し広報車、サイレンあるいは報道機関などあらゆる手段を通じて、避難指示又は緊急安全確保の指示の理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。

また、市民の積極的な避難行動の喚起につながるよう、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するよう努めるものとする。

- (2) 情報の伝わりにくい避難行動要支援者への「避難の指示の伝達」には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

- (3) 市は、住民等に対し、避難指示等が発令された場合の避難行動 としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等 への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

原則として、市民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。なお、知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する。（災害対策基本法第73条第1項）

災害全般	市長又はその委任を受けて 市長の職権を行う市職員	災害対策基本法第63条第1項
	警察官	災害対策基本法第63条第2項
	自衛官	災害対策基本法第63条第3項
火災	消防吏員・消防団員	消防法第28条
	警察官	
水災	水防団長・水防団員	水防法第21条
	警察官	
	消防吏員・消防団員	
火災・水災 以外	消防吏員・消防団員	消防法第36条
	警察官	

2 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

- (1) 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合においては、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (2) 警察官は、市長（権限の委任を受けた職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知することとする。
- (3) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市長に通知することとする。

なお、市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は退去を命ずる。

- (4) 市長は、警戒区域の設定をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該設定に関する事項について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行う。

なお、市長は、これらの機関との発災時の連絡体制について、予め市防災計画に定めておく等、十分な連携を図る。

第3 避難者の避難支援等

1 市の役割

(1) 避難者の誘導

市は、警察や自主防災組織等の協力を得て、住民等の避難誘導を実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導・移送

市は、避難行動要支援者（高齢者、傷病人、乳幼児、妊産婦、身体障がい者及び必要な介護者等）に対しては優先的に避難誘導・移送を行う。

(3) 避難者の他地区への移送

市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合には、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び他市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。その際、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ、実施する。

2 広域避難、広域一時滞在

(1) 広域避難についての協議

ア 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村と協議する。

イ 広域避難の実施について

市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施する。

ウ 避難者への情報提供

市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

(2) 広域一時滞在

ア 広域一時滞在についての協議

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

イ 広域的避難収容活動の実施

市は、政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

3 県

(1) 避難者の他地区への移送等

県は、市町村の被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた指定避難所が使用できない場合、あるいは指定避難所に収容しきれなくなった場合に、市町村から協力依頼があった時は、避難者の他地区への移送等について、関係機関に応援要請を行う。

(2) 広域避難

県は、必要に応じて他県に相互応援協定に基づく応援要請や、国等に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。その際、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

(3) 広域一時滞在

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

4 学校、病院、集客施設等の避難対策

学校、病院、興行場、大規模商業施設、ホテル等多人数が勤務し、又は出入りする施設の管理者は、あらかじめ施設の地理的条件及び施設配置状況を考慮して作成した避難計画を参考に、実際の災害状況を適切に認識し避難実行計画を速やかに確立し応急対策を遂行する。

第4 指定避難所等の開設

1 市の役割

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等を行うとともに、指定緊急避難場所等を開放し、また、災害により、家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、遅滞なく指定避難所等の開設を行い、住民等に周知徹底を図る。

指定避難所等の開設に当たっては、災害の状況に応じ、その立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行う。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所等に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持すること

の適否を検討する。この場合、市は以下の点に留意する。

- (1) 開設した指定避難所等の付近住民に対する速やかな周知徹底
- (2) 朝倉警察署等との連携
- (3) 指定避難所等の責任者の選任とその権限の明確化
- (4) 避難者名簿の作成（なお、指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている避難者等に係る情報についても、把握するよう努める）
- (5) 要配慮者に対する配慮

※民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者が把握している要配慮者の居場所や安否の情報についても収集するよう努める。

- (6) 良好な居住性の確保、当該避難所に置ける食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備

- (7) 次の事項について県へ速やかに報告する。

ア 指定避難所等の開設の日時及び場所

イ 収容状況及び収容人員

※指定避難所で生活せず食事のみ受取に来ている避難者等についても情報の早期把握に努める。

ウ 開設期間の見込

エ 避難対象地区名

（災害危険箇所名等）（資料編：資料3-2-4-1 災害危険箇所一覧）

- (8) 指定避難所等の適切な運営管理

ア 指定避難所等における協力体制の構築

指定避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

イ 指定避難所等の運営に関する役割分担を明確化

ウ 避難者の主体的な運営体制の立ち上げ支援

避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

エ 性暴力・DVの発生防止

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため

・女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する

・トイレ・更衣室・入浴施設等は、昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する（照明を増設するなど）

・性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮する。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

（資料編：資料 2-3-8-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の一覧）

（9）収容人数等の周知

市は、収容人数に達した、または達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、ホームページやWeb版ハザードマップ・避難支援マップ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を住民へ周知する。

（10）新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。

2 県

市町村から災害救助法による指定避難所開設について応援の要請を受けたときは、被災市町村に隣接する市町村に必要な応援等の要請をするとともに、必要に応じ県警察に通知する。

第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、市は以下の点に留意する。

1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所の運営管理

（1）グループ分け

（2）プライバシーの確保

（3）多様な者の視点等に配慮

指定避難所の運営管理においては、女性や性的少数者等の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、性的少数者に配慮した多目的トイレの設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など、多様な者のニーズに配慮するよう努める。

（4）情報提供体制の整備

（5）指定避難所運営管理ルールの徹底

円滑な指定避難所運営管理の行うための指定避難所運営管理ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

（6）指定避難所のパトロール等

（7）要配慮者等の社会福祉施設等への移送等

（8）福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等

の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所)の開設の検討と要配慮者の移送・支援等

2 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

市は以下の点に留意する。

指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- (1) 避難者を主体とした自主運営体制の整備
- (2) 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
- (3) 避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営

3 保健・衛生対策

市及び県は以下の点に留意する。

市は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

- (1) 救護所の設置
- (2) 健康状態や栄養摂取状況の把握及び改善指導、相談の実施
- (3) 仮設トイレの確保
- (4) 入浴、洗濯対策
- (5) 食品衛生対策
- (6) 感染症対策
- (7) 心の健康相談の実施

第6 収容施設の確保

避難者が大量長期化した場合、市は公営住宅、公的宿泊施設の斡旋及び体育館、コミュニティセンター等の施設を提供する。

第7 要配慮者等を考慮した避難対策

災害時の避難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者（傷病者、高齢者及び乳幼児等）を特定し、市の防災部局と福祉部局のみならず、直接避難支援に携わる自主防災組織、民生委員等が避難行動要支援者に関する情報を共有し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して、災害時に誰が支援して避難所等に避難させるかなどを定める「個別避難計画」を迅速に策定する。

避難順位はおおむね次によるものとするが、臨機応変かつ迅速に対応する必要がある。

- ①介助を要する高齢者や障がい者及び傷病者
- ②傷病者
- ③乳幼児及びその母親・妊産婦
- ④高齢者・障がい者
- ⑤学童
- ⑥女性
- ⑦男性

なお、避難にあたっては、自主防災組織のリーダー等が責任をもって、速やかに地区住民を集団避難させる。

第8 避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮

やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、市は、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供、その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第9 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、市及び県は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。滞在所の運営・管理に当たっては、多様な性のニーズや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努める。

第5節 水防対策の実施

(防災交通課、建設課、水のまちづくり課、公共土木施設災害対策室、消防団本部)

はん濫（洪水）により水害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

第1 実施内容

市（水防管理団体）は、水防上危険が予想される状態に至ったときは、水防計画の基準に従い水防体制に万全を期す。

第2 応援協力関係

- 1 市（水防管理団体）は、自らの水防活動の実施が困難な場合、他の水防管理団体又は県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請する。
- 2 市（水防管理団体）は、状況により県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。
- 3 九州地方整備局は、必要に応じて、著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施する。

第6節 消防活動

(防災交通課、消防団本部)

第1 消防活動体制における市民及び自主防災組織の役割

災害発生直後の初期段階においては、市民及び自主防災組織等は速やかに消防機関に火災発生の通報及び付近への呼びかけを行うとともに、安全を確認・確保しつつ自発的に初期消火活動を行う。消防機関到着後は、消防活動に協力するよう努める。

第2 消防活動の実施

1 特殊地域の消防活動

(1) 林野

林野火災は全般的に、地理的条件が悪く、かつ消防水利はほとんど利用不能な場合が多いため、消火活動は極めて困難であり、人海戦術による場合が多い。

したがって、樹木の切り開き及び防火線設定に必要な装備を有する隊員を主体とし、打消し、迎火等の消火手段によるものとし、利用可能な範囲において消防ポンプを活用するとともに、空中消火の効果的な実施を図る。

(2) 危険区域

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備部隊を編成待機させ、風位の変化等による不測の事態に備える。

2 異常時の消防活動

平均風速が10mを超える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火の粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることにかんがみ、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼防止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機させるものとする。同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

3 特殊火災消防活動

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性又は爆発物性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

第7節 救出活動

(防災交通課)

災害時には、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水と共に流された者等、救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、市は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第1 救出対策

1 市民及び自主防災組織の役割

市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 市の役割

(1) 消防機関により編成された救助隊等は、救助に必要な車両、舟艇、特殊機械器具その他資機材を調達し、必要に応じ消防相互応援協定に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に救助に当たる。

また、市防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定める場合には、当該情報も活用して救助・救急活動に努める。

(2) 消防機関が編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助に当たる。

(3) 市全体の能力で救出作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等の調達が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

(4) 状況により、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求し、車両、舟艇等の支援を受ける。

3 緊急消防援助隊の応援要請

市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県に連絡が取れない場合は、直接、国に応援要請を行う。

(1) 災害発生日時

(2) 災害発生場所

(3) 災害の種別・状況

(4) 人的・物的被害の状況

(5) 応援要請日時・応援要請者職氏名

(6) 必要な部隊種別

(7) その他参考事項

第2 災害救助法による救出対策

災害救助法の適用に基づく措置は次のとおりとする。

1 対象

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者

2 費用の限度額

福岡県災害救助法施行規則で定める額とする。

3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

第8節 医療救護

(朝倉診療所、健康課)

災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

第1 医療機関のライフライン機能の維持及び早期回復

市は、県と連携を図りながら、医療機能を維持するために必要となる水、電力、ガス等の安定的供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧を関係事業者に要請する。

第2 初動医療体制

1 医療救護所の設置

市は、災害により被災地の医療機関では対応しきれない場合に、指定避難所あるいは指定避難所の近く等に医療救護所を設置する。

2 医療救護活動

市長は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を医療救護所、指定避難所等に派遣する。

(1) 医療救護班の編成

医療救護班は、原則として医師、薬剤師、看護師、補助員で構成する。

(2) 医療救護活動連絡指令体制

医療救護に関する指令については、災害医療情報センターを活用し、知事及び市長が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

(3) 連絡指令方式

市長は、朝倉医師会長の協力の下、市医療救護班の出動要請、近隣市町村への応援要請を行い、必要に応じて県知事に、被災地以外からの救護班の派遣及び後方医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。

(4) 医療救護活動の実施及び業務

医療救護班は、市長又は委任を受けた被災地医師会が設置した医療救護所（避難場所、指定避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置）において医療救護活動を実施するとともに次の業務を行う。

ア 傷病度合によるトリアージ（トリアージタグを使用）等

イ 医療救護

ウ 助産救護

- エ 死亡確認
- オ 死体検案

第3 後方医療活動

医療救護所では対応できない重傷者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療機関に搬送して収容、治療を行う。

1 災害拠点病院

朝倉保健医療圏において、朝倉医師会病院が災害拠点病院として指定されている。

(1) 機能

- ア 被災重傷者の受け入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施
- イ 重症者等の被災地外への搬出を行う広域搬送への対応
- ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣
 - ※自己完結型－医薬品や医療資機材のみならず、食料、飲料水、衣類、寝具等も持参し、医療救護活動を展開すること
- エ ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等

(2) 施設整備

災害拠点病院については、次のとおり施設等の整備及び機能強化を図る。

- ア 情報収集、後方医療活動等に必要な通信設備
- イ 迅速な救護班派遣のための救急医療用資機材、仮設テント等の装備
- ウ 後方病院としての患者受け入れ等のためのヘリコプター離着陸場や簡易ベッド等の装備
- エ 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食料の備蓄

2 救急病院等

現行の救急医療体制を担う救急病院等において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、日頃から災害対策マニュアルの策定やこれに基づく自主訓練の実施等を通じ、災害時の体制整備を図る。

3 ヘリコプター離着陸場

市は、災害拠点病院や救急病院等の近隣の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておくとともに、災害拠点病院にヘリコプター離着陸場の整備促進を図る。

第4 医薬品等の供給

市は、医療救護所等で使用する医薬品を確保する。

県は、市で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合に、供給を斡旋することとする。また、県内の医薬品卸業者と連携し、流通在庫の有効活用を図る。

第5 搬送

1 方針

災害時における多数の負傷者の後方搬送や人命救助に要する救護班、医薬品等の物資を迅速に搬送するため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上輸送及び初動の救護活動において有用であるヘリコプターによる広域搬送を実施する。

2 災害拠点病院等への患者搬送

消防本部は、被災現場から災害拠点病院等への患者搬送を行う。被災地域外災害拠点病院等への搬送は消防本部又は県が緊急輸送関係機関と緊密な連携を図りながらその協力のもとに行うものとする。

3 ヘリコプターによる広域搬送

市は、県と連携し、災害拠点病院や救急病院等の近隣に選定された臨時ヘリポート、緊急離発着場を活用し、ヘリコプターによる広域搬送を実施する。

第6 広域的医療救護活動の調整

1 広域後方医療施設

(1) 応援要請

市及び県は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構〕に対し、被災地域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

(2) 広域後方医療施設への傷病者の搬送

市及び県は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営する。

市は、管内の医療機関と広域搬送拠点間の重病者等の輸送を実施する。

第7 災害救助法に基づく措置

1 医療救助の対象

(1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者

(2) 応急的に医療を施す必要がある者

2 費用の限度

福岡県災害救助法施行規則で定める額とする。

3 医療救助の範囲

(1) 診察

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

4 医療救助の期間

災害発生の日から14日以内。ただし、特別な事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

5 助産救助の対象

災害のため助産の方途を失った者（死産、流産を含む。）で、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者とする。

6 助産救助の範囲

(1) 分娩の介助

(2) 分娩前後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

7 助産救助の期間

分娩の日から7日以内。ただし、特別な事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。（特別基準）

8 実施方法

(1) 医療救助

ア 原則として医療救護班が実施する。

イ 重症患者等で医療救護班では人的、物的の設備又は薬品、衛生資材等の不足のため、医療を実施できないときは病院又は診療所に移送し治療することができる。

(2) 助産救助

ア 医療救護班によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。

イ アにより難しい場合は産院又は一般の医療機関により実施する。

第9節 飲料水の供給

(上下水道課)

市は、給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

第1 方針

1 基本的な考え方

災害時においては、断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うために、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

また、避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

2 応急給水の目標水量

給水量については、災害発生後3日間については、飲料水として3リットル／人・日を目安とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として、市の実態に即して給水レベルごとに、目標水量を設定する。

表 目標値設定例

経過日数	目標水量	住民の運搬距離	給水レベル
3日	3リットル／人・日	概ね1km以内	飲料水（生命維持用水）
10日	20リットル／人・日	概ね250m以内	飲料水＋炊事用水＋トイレ用水
21日	100リットル／人・日	概ね100m以内	上記＋洗濯水＋避難所での入浴
28日	約250リットル／人・日	概ね10m以内	自宅での入浴・洗濯
29日	通水		被災前と同水準

第2 市の役割

- 1 飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。
- 2 飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。
- 3 市のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、隣接市町村及び県に応援を要請する。
- 4 状況により、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求し、給水支援を受ける。

第3 災害救助法に基づく措置

1 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

2 支出できる内容

- (1) 水の購入費
- (2) 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- (3) 薬品及び資材費

3 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

4 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承諾を得て延長することができる。(特別基準)

(給水量等の基準) 給水量等の基準は、次表を標準とする。

給 水 の 基 準	給水量の基準	備 考
1 災害救助法を適用した場合で飲料水の確保が困難なとき	1人1日当たり 3 ^{リットル}	飲料水のみ
2 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水+雑用水 14 ^{リットル}	(洗面、食器洗い)
3 伝染病予防法により知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20 ^{リットル}	2+洗濯用水
4 3の場合が比較的長期にわたるとき 必要の都度	35 ^{リットル}	3+入浴用水

第10節 食料の供給

(介護サービス課、保険年金課)

市は、被災者に対し、食料の供給を迅速かつ円滑に実施する。

第1 基本方針

- 1 給食は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施する。
- 2 当初にあつては、市立学校等の給食施設で被害を受けていない施設での炊き出し及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・製パンの調達により給食を実施する。
なお、この場合、業者には各避難所等までの配送を含めて依頼し、市による輸送は原則として行わない。
- 3 2による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食料を支給するが、できるだけ早期に2による給食に切り替える。
- 4 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は避難所等に限定する。
- 5 4以外の施設等への配送は以下のような場合に実施する。
 - (1) 災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域
 - (2) 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設
- 6 市民等においては、2～3日間は、可能な限り、市民自身が備蓄している食料で対応し、相互に助け合う。
- 7 事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需要の明確化を図る。
- 8 発災当初にあつては炊出し等を実施するが、避難が長期化した場合には原材料の支給等、時間の経過に応じた措置を施す。

第2 供給対象者

- 1 避難所に避難している者
- 2 住家に被害を受けて炊事のできない者
- 3 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- 4 ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- 5 救助活動に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない）

第3 市の役割

市はあらかじめ災害時における食料供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の食料の確保と供給に努める。必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。

第4 災害救助法による炊出し及び食品の給与方法

1 給与の対象

- (1) 避難所に避難している者
- (2) 住家の被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者
- (3) その他市長が給与の必要と認めた者

2 給与の方法

- (1) 市長は、炊出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供給申請を知事にしなければならない。
- (2) 市長は、知事からの通知に基づき知事の指定する者から給与を受けるものとする。

3 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

4 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承諾を得て延長することができる。（特別基準）

第11節 生活必需品等の供給

(介護サービス課、保険年金課)

市は、被災者に対し寝具、被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平常から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握確認に努め、災害時においては速やかに調達し、供給を迅速かつ円滑に実施する。

第1 方針

1 基本的な考え方

- (1) 生活必需品等の供給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。
- (2) 当初にあっては、市備蓄を放出及び協定業者から調達し、配布する。
協定業者に依頼する場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、市による輸送は原則として行わない。
- (3) 市民等においては、2～3日間は、可能な限り、市民自身が備蓄している生活必需品等で対応し、相互で助け合う。在宅の要配慮者への生活必需物資の配送等は地域で対応する。
- (4) 事態がある程度落ち着いてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別等に配給計画をたてて、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に配給を実施する。
- (5) 協定の運用に関しては、日頃から協定業者と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障が生じないようにする。

2 生活必需品等の範囲

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（衣服、肌着、大人用紙おむつ等）
- (3) 炊事道具（鍋、炊飯用具、庖丁等）
- (4) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (5) 保育用品（ほ乳びん、紙おむつ等）
- (6) 光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）
- (7) 日用品（石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、タオル、乾電池）
- (8) その他

第2 市の役割

市は、あらかじめ生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市

町村に対し応援を要請する。

その際、市は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して、供給を促し、物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

第3 災害救助法に基づく措置

1 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与

(1) 対象者

ア 災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼、又は床上浸水）を受けた者

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者

ウ 被服寝具その他生活必需品等がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

エ 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

(3) 給与又は貸与の方法

一括購入し、又は備蓄物資から放出し市長が分配する。

(4) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

(5) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

第12節 交通対策の実施

(建設課、水のまちづくり課、公共土木施設災害対策課)

市は道路管理者として、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、鉄道事業者等と相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

第1 道路管理者としての通行の禁止、制限

道路の損壊、欠損等の事由により、市道等の交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

また、警察署と協力し、交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して、迅速に市内の交通情報を把握することに努め、その状況及び措置について警察署へ連絡する。

市は道路管理者として、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

第2 相互の連携・協力

市は道路管理者として、警察（公安委員会）及び他の道路管理者、鉄道事業者等と次の事項について、相互に連携、協力し、的確、円滑な災害応急対策を実施する。

- (1) 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請
- (3) 通行の禁止又は制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、又は緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。
- (4) 指定公共機関、指定地方公共機関にある鉄道事業者は、災害、事故発生時の状況及び、その後の運行体制についての連絡・通報をする。

第3 通行の禁止・制限を実施した場合の措置

通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講じる。

- (1) 法令の定めに基づき、道路標識の設置等の必要な措置
- (2) 迂回路の指定等適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項を周知させる措置

第4 広報

通行の禁止又は制限の措置を講じた場合において、必要がある場合は、適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努める。

第13節 緊急輸送の実施

(防災交通課)

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等、あらかじめ策定している緊急輸送計画を参考に関係機関との連携の下、速やかに緊急輸送（実施）計画等を策定し、緊急輸送体制を確保する。県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

第1 緊急輸送対策の実施

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、県、警察、自衛隊等関係機関と連携し、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記第1段階の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- ア 上記第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

第2 緊急通行車両等の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会は災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両等の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

1 申請手続

緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認申請書」、「緊急通行車両等として使用することを疎明する書類」及び「自動車検査証（写）」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出するものとする。

（1）県 総務部防災危機管理局、農林事務所

（2）県公安委員会

ア 県警察本部 交通部交通規制課

イ 各警察署 交通課

ウ 高速道路交通警察隊（各分駐隊を含む）

エ 交通検問所

2 緊急通行車両等の標章及び証明書の交付

緊急通行車両等であることを認定したときは、知事又は県公安委員会は、速やかに緊急通行車両等確認証明書及び標章を申請者に交付する。

3 災害発生時の事前届出車両の措置

事前届出車両については、県又は県公安委員会は、確認に係る審査を省略し、緊急通行車両等確認証明書及び標章を直ちに申請者に交付する。

第3 輸送車両等の確保

市は、あらかじめ災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画を策定し、人員及び物資等の輸送手段を確保する。また、関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

なお、市が、運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して輸送車両等の派遣を要請する。

また、次の事項を明示して県に調達斡旋を要請する。

（1）輸送区間及び借上げ期間

（2）輸送人員、物資品名、輸送量

（3）車両等の種類及び台数

（4）集結場所及び日時

（5）その他必要な事項

第4 災害救助法に基づく措置

1 輸送の範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 遺体の搜索
- (6) 遺体の処理（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分

2 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

3 輸送の期間

当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合（特別基準）は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

第14節 保健衛生、防疫、環境対策

(朝倉診療所、健康課、環境課)

市は、被災地域における感染症の予防、環境悪化の防止のため、迅速かつ的確な防疫活動等を行い、衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談等を行い被災者の心身の安定を図る。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、市民生活の安定を図る。

第1 保健衛生

1 健康・栄養相談の実施

被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応じることを基本として、以下により対応する。

(1) 健康相談の実施

市は、保健師班を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

- ア 要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- イ 避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- ウ 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導
- エ 心のケア

後述の「2 心のケア」参照

(2) 栄養相談の実施

市及び県は、栄養士班を編成して以下の巡回栄養相談等を行う。

- ア 要配慮者に対する栄養指導
- イ 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- ウ 避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

2 心のケア

災害時における精神障がい者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対し、以下により対応する。

(1) 市は、県と調整し、災害時に既存の医療機関では対応できない場合、精神科救護所の設置や保健所を拠点とした巡回精神科診療チームを編成するなどして、被災精神障がい者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への対応、避難所巡回相談等を行う。

(2) 市は、県と調整し、被災者、防災活動従事者のPTSD等の精神的不安定に対し、前述の方法により対応するほか、被災地の状況を踏まえ、専門的な研修・訓練を受けた精神科医師等で編成されるDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣を県に要請する。県は、精神保健に関する情報提供、及び被災者支援にあたる者に対する技術的支援等を行う。

(3) 児童・生徒等のメンタルケア

本編本章第19節「文教対策」で定めるところによる。

3 愛護動物の救護等の実施

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理が必要になると考えられる。

市は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行う。

また、市は、飼養動物等の動物の管理等に必要な措置を講じる。

(1) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管

イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管

ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管

エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供

オ 愛護動物に関する相談の実施 等

(2) 指定避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等

市は、県と協力して、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、指定避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

ア 各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等

イ 指定避難所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整

(3) 飼養動物、危険動物等の管理

市、県は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じる。

第2 防疫

1 方針

市は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。

また、市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

2 防疫活動の実施体制

市は、被災地域において、防疫活動を実施するための組織を編成し、防疫上必要な措置を行う。

3 市の災害防疫業務

市は、知事の指導・指示に基づき、防疫活動を実施する。また、防疫実施のため、生活環境に関する防疫については、災害対策マニュアルの活動マニュアルに記載された「環境第2班」、新型コロナウイルス感染症等医療に係る防疫については「医療班」が行い、各班で連携、協力し、各班につき班長1名、作業員2～3名、事務1名の防疫班を編成する。

市の行うべき災害防疫業務は次のとおりである。

- (1) 感染症予防対策に関する広報活動の強化
- (2) 消毒の施行
- (3) ねずみ族、昆虫等の駆除
- (4) 生活用水の使用制限及び供給等
- (5) 避難所の衛生管理及び防疫指導
- (6) 臨時予防接種の実施

第3 環境対策

1 方針

災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止する。

2 市の役割

市は、有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告する。

3 工場・事業所等

- (1) 工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関に報告する。
- (2) 工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等に対し適切に対応する。

第15節 要配慮者（避難行動要支援者）の支援

（介護サービス課、福祉事務所、子ども未来課、あさくら縁結び課）

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者（避難行動要支援者）の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずる。

なお、市は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。

第1 災害により新たに発生した要配慮者（避難行動要支援者）に関する対策

- 1 災害時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者（避難行動要支援者）となる者が発生することから、これらの要配慮者（避難行動要支援者）に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このことから、市は、以下の点に留意しながら要配慮者（避難行動要支援者）対策を実施する。

- （1）要配慮者（避難行動要支援者）を発見した場合には、当該要配慮者（避難行動要支援者）の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

ア 指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送

イ 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所

ウ 保護者を亡くした児童の里親等への委託

エ 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握

- （2）要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての指定避難所等を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 県による支援

- （1）県は、市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。
- （2）県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣し、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。

第2 高齢者及び障がい者に係る対策

市は、指定避難所等や在宅における一般の要配慮者対策に加え、高齢者及び障がい

者に対しては、以下の点に特に留意しながら対策を実施する。

- (1) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者等に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (2) 指定避難所等において、適温食など高齢者等に適した食事を工夫する。
- (3) 指定避難所等において、被災した高齢者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するため相談体制を整備する。
- (4) 被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- (5) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保及び福祉施設職員等の応援体制整備を図る。
- (6) 指定避難所や住宅における高齢者及び障がい者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第3 避難対策

本編 第2章第4節「避難対策」、特に「第7 要配慮者等を考慮した避難対策」を参照

第4 生活の場の確保

市は、以下により、要配慮者の生活の場を速やかに確保することとする。

- 1 応急仮設住宅の建設供与
- 2 公営住宅・一般住宅の確保
- 3 公的宿泊施設の確保

第5 外国人等の支援対策

1 外国人の支援対策

市は、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

(1) 外国人への情報提供

市は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行うよう努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティア制度の活用

市は、必要に応じて、県から、外国語を話すことができるボランティアや国際交流専門員等の派遣を受け入れる。

(3) 国際交流専門員の派遣受入れ

市は、必要に応じて、県から、外国人に対して適切な情報提供を行うための国際交流専門員の派遣を受入れる。

2 旅行者への対策

市は、災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

ホテル・旅館等の施設管理者は、宿泊客の安全確保を実施するものとし、必要に応じて、避難所等の情報を伝達する。

第16節 安否情報の提供

(防災交通課)

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

第1 市の役割

- 1 市は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

第2 情報収集

- 1 市は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。
- 2 市は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第3 照会を行う者

- 1 照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。
 - (1) 被災者の同居の親族（親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。）
 - (2) 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
 - (3) 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

第4 照会手順

- 1 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - (1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - (3) 照会をする理由
- 2 照会者は1（1）の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法

律第81号)第30条の44第1項に規定するもの)、個人番号カード(マイナンバーカード)その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる。

第5 提供できる情報

市は、照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

1 第3の1の者

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

2 第3の2の者

被災者の負傷又は疾病の状況

3 第3の3の者

被災者について保有している安否情報の有無

4 1～3の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報

5 1～3の区分にかかわらず、市が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

第17節 遺体の搜索、収容及び火葬

(環境課、税務課、収納対策課、市民課、人権・同和対策課)

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上許されないことであり、混乱期に人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。このため、関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に行方不明者等の搜索及び遺体の埋葬活動を実施する。

第1 遺体の見分場所、安置場所の確保

市は、遺体の見分場所、安置場所について、安全面や衛生面を考慮した上で、公共施設又は寺院等あらかじめその管理者と協議して抽出選定しておくとともに、関係機関と連携し確保に努める。

第2 遺体の搜索

1 市は、警察の協力を得て遺体の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

2 搜索に必要な資機材の整備

市は、災害により、広範囲な搜索活動や長期的な搜索のための自活等を実施するために必要な資機材を整備し、災害発生時に搜索実施機関（警察、消防、自衛隊等）への配分に努める。

- (1) 胴付手中長靴、とび口、ゴム長手袋、踏み抜き防止板、スコップ、つるはし等搜索用資機材
- (2) 強力ライト、投光器、発動発電機等照明用資機材
- (3) エアーテント、可搬式濾過器、寝袋、簡易トイレ等後方支援・自活用資機材
- (4) トランジスターメガホン、拡声器等広報用資機材

第3 遺体の身元確認、取り扱い

1 遺体について、医師による死因その他の医学的検査を実施する。

2 検視及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により対策を行う。

- (1) 遺体識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- (2) 遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬ができない場合においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に収容し、火葬の処置をするまで一時保存する。

3 遺体の取り扱いに必要な資機材の整備

市は、早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の

事故を防止するための資機材を整備し、災害発生時に遺体検視場所及び遺体安置場所への配備に努める。

- (1) ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等の感染症防止用資機材
- (2) ピンセット、注射器、注射筒、血液等採取容器等の遺体見分用資機材

第4 遺体の火葬

1 遺体の火葬

市は、下記により火葬の実施体制の確保を行うとともに、災害の際、死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない等の場合には、原則として市が遺体の火葬を行う。

また、死亡者が多数のため、市内の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合、県を通して県内の他市町村や近隣県への協力要請により広域的に必要な数の確保を図る。

- (1) 火葬場の被災状況の把握
- (2) 死亡者数の把握
- (3) 火葬相談窓口の設置
- (4) 死体安置所の確保
- (5) 火葬場へのアクセス道路の確保
- (6) 死体搬送体制の確保
- (7) 棺、ドライアイス、骨壺の調達
- (8) 火葬用燃料の確保

2 火葬の留意点

(1) 身元不明の遺体の取り扱い

ア 身元不明の遺体については、火葬前に、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、身元の判明に必要な資料を保存する。

イ 遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき取り扱う。

ウ 火葬後の遺骨及び遺品については保管を行う。

(2) 火葬に関する帳簿等の整理

火葬を実施し又は火葬等に要する現品若しくは経費を支出した場合は、次の書類・帳簿等を整備、保存しなくてはならない。

ア 救助実施記録日計表

イ 火葬費支出関係証拠書類

第5 災害救助法に基づく措置

1 搜索

(1) 対象者

災害により行方不明の状態にある者で、四囲の状態から、既に死亡していると推定される者。

(2) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、現に遺体を捜索する必要がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(4) 捜索の方法

知事又は知事の委任を受けた市長が、警察機関、消防機関及びその他の機関の協力を得て行う。

2 遺体の検視(見分)及び処理

(1) 遺体の検視(見分)

警察は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき又は遺体がある旨の届出を受けた場合は、死体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)に基づき、遺体の見分及び検視を行う。

(2) 遺体の処理

災害の際死亡した者については、その遺族が混乱期のため死体識別等の処理、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合はこれらの処理を行う。

(3) 処理の内容

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

(4) 処理方法

- ア 救助の実施機関である知事又は知事の委任を受けた市長が遺体の一時保存のための施設、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等について現物給付により実施する。
- イ 遺族が遺体の処理を行う場合は、遺体の処理に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。

(5) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

(6) 処理の期間

災害の発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

3 遺体の埋葬等

(1) 埋葬等を行う場合

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者
- イ 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難なとき

(2) 埋葬の方法

棺又は骨壺等埋葬に必要な物資の支給及び火葬又は納骨等について現物給付をもって実施する。

(3) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

(4) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。(特別基準)

第18節 障害物の除去

(建設課、水のまちづくり課、公共土木施設災害対策室)

市は、関係機関と連携し、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家、又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

第1 障害物の除去

市は、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。

道路、河川等にある障害物の除去は、それぞれ、道路、河川等の管理者が行う。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- 1 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 2 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 3 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- 4 その他、公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物除去の方法

- 1 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- 2 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し、行う。
- 3 状況により、市は県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、障害物の除去の支援を受ける。

第4 資機材、人員の確保

実施者はスコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員の支援を受ける。

第5 除去した障害物の集積場所

- 1 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 2 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 3 盗難の危険のない場所を選定する。

- 4 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第6 障害物除去に関する応援、協力

市は、市だけで除去できない場合は、県に応援、協力要請を行う。

第7 災害救助法に基づく措置

1 障害物除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所（炊事場、便所、居室等）に運びこまれていること。
- (3) 自らの資力をもっては除去することができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

2 除去の方法

救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は市長）が実施する。

3 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

4 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。（特別基準）

第19節 文教対策の実施

(文化・生涯学習課、教育課)

市（教育委員会）は、災害等の発生時の児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処理等の措置を講ずる。

第1 学校教育対策

1 指定避難所としての学校の役割

市は、学校が指定避難所となる場合、避難者や地域住民と協力して指定避難所の運営を行う。

教職員は、児童・生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。

教職員は、災害応急対策が円滑に行われるよう、指定避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力するものとする。

2 応急教育

(1) 応急教育の実施責任者

教育委員会は、市立学校の応急教育について計画し実施する。

(2) 応急教育計画の作成とその実施

教育委員会は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(3) 児童・生徒等の安全確保措置

災害発生時における児童・生徒等の安全の確保に関し、次の措置をとる。

ア 学校に対する措置

市教育委員会は、授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとる。ただし、緊急事態が生じた場合は、市教育委員会の了解のうえで、県教育委員会において、市内の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることがある。

イ 校長の措置

(ア) 事前準備

a 校長は学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てておく。

b 校長は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育体制に備えて、次の事項に留意しなければならない。

(a) 学校行事、会議、出張等を中止すること。

(b) 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の検討。

(c) 教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認。

(d) 時間外においては、所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を職員に周知。

(e) 児童・生徒等の避難路・避難場所の安全性の確認。

(イ) 災害時の体制

a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

b 校長は、災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会と連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。

c 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

d 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに児童・生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 災害復旧時の体制

a 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。

b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。

c 疎開した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。

d 災害の推移を把握し、教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(4) 災害救助法で定める基準

ア 対象

住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒とする。

イ 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

ウ 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

エ 期間

学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

(5) 施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

ア 市立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、市において応急復旧工事を実施する。

イ 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長及び市教育委員会において確保することができない場合は、市教育委員会から県教育委員会に要請を行い、県教育委員会は市町村（組合）教育委員会間の調整を図る。

（6）教職員補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、市立学校の県費負担教職員については、次により迅速に教職員の補充を行う。

ア 災害に伴い教職員に被害が発生した場合、市教育委員会は、速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告する。

イ 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

（ア）条例定数の範囲内においてできる限りの補充を行う。

（イ）被災学校以外の学校にある教職員を被災学校に兼任するよう措置する。

（ウ）必要に応じて、時間講師の配当を行う。

（エ）上記（ア）～（ウ）の措置によってもなお補充が十分でないときは、教育委員会事務局、県教育センター等に勤務する教職員を臨時に被災学校に派遣するよう措置する。

3 就学援助に関する措置

被災により経済的に就学困難な児童生徒に対しては教育委員会と市の協議の上、次により就学援助の申請をする。

（1）「就学困難な児童生徒にかかる就学奨励についての国の援助に関する法律」による援助の措置。

4 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

（1）校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、教育委員会に報告し、協議のうえ、給食実施の可否について決定する。

このとき、次の事項に留意するものとする。

ア 被害があってもできうる限り継続実施するよう努めること。

イ 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるように努めること。

ウ 避難所として使用されている学校については、その給食施設は罹災者炊出し用に利用されることもあり、学校給食と罹災者炊き出しとの調整に留意すること。

エ 被災地においては感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意すること。

5 災害時における環境衛生の確保

災害後の感染症、防疫対策については、校長は、保健福祉環境事務所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行うものとする。

6 被災児童生徒へのメンタルケア

市・県教育委員会、校長、教職員は、保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行うものとし、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。

第2 文化財応急対策

文化財が災害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、市を経由して、その結果を県教育委員会に報告する。

第20節 住宅の確保

(都市計画課)

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には市又は県の公共施設等を利用して避難所として収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。(資料編：資料 2-15-2-1 応急仮設住宅の建設候補場所)

第1 空き家住宅の活用

1 市は、県と連携して、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応する。

(1) 公的住宅

市営住宅のほか、県営住宅、県内他の市町村、全国の都道府県、住宅供給公社、都市再生機構、高齢・障がい・求職者支援機構等の所有する空き家

(2) 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

(3) 企業社宅、保養所等

2 募集は、市及び空き家提供事業主体が行う。

第2 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

(1) 市長は、応急仮設住宅の建設に関する計画を策定し、実施する。

(2) 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

2 建設用資機材等の確保要請

市は、必要に応じて、用地及び資機材の確保について、県に応援の要請を行う。

3 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

(1) 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用し、所有者等と十分協議して選定する。

- (2) 1戸当たりの面積は世帯構成員等を考慮して設定する。
入居予定者の状況によって、高齢者、障がい者向けの仕様にも配慮する。費用は、1戸当たりの平均が、国が示す限度額以内とする。
- (3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
- (4) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上受入れ、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。
この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。
- (5) 着工期間は災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の同意を得て、期間を延長することができる。
- (6) 建設については、建設業者関係団体等の協力を得て行う。
- (7) 応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、市が県と協議のうえ、入居者を選定する。
なお、この場合、以下の点にも留意する。
 - ア 入居決定に当たっては、高齢者、障がい者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がい者等が集中しないよう配慮する。
 - イ 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。
- (8) 応急仮設住宅の建物の管理は、市の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市が行う。また、市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。
- (9) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

第3 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
- (2) 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、市長が行う。

2 救助法を適用した場合の住宅の応急修理

- (1) 応急修理の対象は、住宅が、半壊、半焼、若しくはそれに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ自らの資力をもってしては、修理ができない者の住宅とする。

- (2) 修理範囲は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。
- (3) 修理の期間は、災害が発生した日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。（特別基準）
- (4) 修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。
- (5) 修理を実施する住宅の選定は、市が行う。
- (6) 修理に要する費用は1世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融支援機構九州支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。

第4 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家、又は周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する。

1 実施責任者

- (1) 住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
- (2) 救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市が行う。

2 障害物除去の方法

- (1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し、行う。

3 災害救助法に基づく措置

(1) 障害物除去の対象

- ア 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。
- ウ 自らの資力をもっては除去ができないものであること。
- エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- オ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

(2) 実施責任者

救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施する暇がない場合は市長）が実施する。

(3) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

(4) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事業がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

第5 公営住宅の修繕・建設

1 公営住宅の修繕・供給促進

市は、損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

2 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、市が建設し、管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

第6 被災住宅に対する融資

自然災害によって住宅に被害を受けた者は、次により、災害復興にかかる住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資を住宅金融支援機構に申し込むことができる。

1 建設の場合

市から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」(「一部破損」は除く。)の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、建設資金の融資を申し込むことができる。また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金と併せて融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)
1,650 万円	510 万円	970 万円	440 万円

(2) 融資金利 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間【建設】

耐火構造	準耐火構造	木造(耐久性)	木造(一般)
35 年	35 年	35 年	25 年

2 購入の場合

市から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」(「一部破損」は除く。)の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、住宅購入資金の融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特別加算額 (購入資金)
新築住宅		2,620 万円	510 万円
リ・ユース住宅 (中古住宅)	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2,320 万円	
	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2,620 万円	

(2) 融資金利 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間

【新築住宅購入】

耐火構造	準耐火構造	木 造 (耐久性)	木 造 (一般)
35 年	35 年	35 年	25 年

【リ・ユース住宅購入】

リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション
35 年	25 年

3 補修の場合

市から住宅に10万円以上の被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、補修資金の融資を申し込むことができる。

また、補修する家屋を移転するときは移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

基本融資額	補修資金	引方移転資金	整地資金
	730 万円	440 万円	440 万円

(2) 利率 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間 20 年

※上記融資概要は、平成29年11月現在のものである。融資制度の詳細については、住宅金融支援機構に問い合わせること。また、上記の融資のほか、東日本大震災にかかる融資、事業向け融資もあるので、詳細については住宅金融支援機構に問い合わせること。

第21節 ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理

(環境課、上下水道課)

市は、衛生状態保持のため、ごみ、し尿処理等必要な清掃活動を行う。

災害廃棄物（災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等をいう。）については、あらかじめ市及び県が策定した災害廃棄物処理計画に基づき、状況に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

この実行計画に基づき、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、廃棄物処理施設については、事前の整備・計画などに基づき災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

第1 ごみ処理

1 方針

災害により一時的に大量に発生したごみ（「生活ごみ及び粗大ごみ」をいう。）を適正に処理する。

2 市の役割

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) ごみの収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
- (3) 収集したごみは焼却炉において焼却するか、必要に応じ埋立て処分等、環境保全上支障のない方法で行う。
- (4) 市で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (5) 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、ごみの仮置き場を確保して対応する。この場合、災害廃棄物の仮置き場と調整を図る。仮置き場の管理に当たっては、衛生上十分配慮する。
- (6) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。

ア ごみの収集処理方針の周知

イ ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等へ

の協力等の要請)

ウ ごみの分別への協力要請

第2 し尿処理

1 方針

災害時に発生するし尿を適正に処理する。

2 市の役割

- (1) 災害発生時、迅速に処理施設等の被害状況を把握し、処理施設等の応急復旧を図る。
- (2) し尿の収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し実施する。
- (3) 収集したし尿は原則としてし尿処理施設及び下水道処理施設により処理する。
- (4) 市で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (5) 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がい者等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。
- (6) 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- (7) 激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、各家庭の庭先等での素掘りトイレや隣近所での協力等を呼びかける。

第3 災害廃棄物処理

1 方針

市、県及び関係機関は、次の方針により災害廃棄物の処理を実施することとする。

- (1) 事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、広域処理の必要性に伴う災害廃棄物の応急処理などを含めた体制及び計画を確立した災害廃棄物処理実行計画をもって、災害廃棄物を適正に処理する。
- (2) 災害廃棄物のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。
この場合、緊急啓開路線については、優先的に実施する。
- (3) 災害廃棄物発生現場での分別を原則とする。
- (4) 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害となったりしないように配慮する。
- (5) 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

- (6) 災害廃棄物処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保する。
- (7) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を進める。

2 市の役割

市は、災害廃棄物処理計画に基づき、次のとおり災害廃棄物処理を実施する。

- (1) 被害状況をもとに災害廃棄物の発生量を見積もる。
- (2) 処理体制の決定
 - 市は、災害廃棄物の見積り量、道路交通状況等を基に処理体制を定める。被害が甚大で市で処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施する。
- (3) 災害廃棄物の仮置き場及び搬送路の確保
 - 短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置き場として確保する。
 - また、仮置き場及び最終処分場までの搬送路を確保する。
- (4) 災害廃棄物発生現場における分別
 - 原則として災害廃棄物発生現場において分別し、仮置き場へ搬入する。
- (5) 災害廃棄物の仮置き場への搬入
- (6) 仮置き場の消毒
- (7) 最終処分場への搬入
- (8) 住民等への広報
 - 住民等に対し、以下の項目について広報し、災害廃棄物処理の円滑な推進を図る。
 - ア 災害廃棄物の収集処理方針の周知
 - イ 災害廃棄物の分別への協力要請
 - ウ 仮置き場の周知
 - エ 最終処分場、仮置き場への直接搬入の依頼

第4 道路、河川等に残る障害物の除去

第1～第3の対策によっても、道路、河川等に残る障害物については、それぞれ、道路、河川等の管理者が除去する。

→ 本編第2章「災害応急対策活動」第18節「障害物の除去」

第5 死亡獣畜処理

市は、管轄保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。

第22節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害の応急対策

(上下水道課)

市は、災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、配水機能の維持を図る。必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

第1 上水道施設災害応急対策

1 取水施設

取水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

2 浄水施設

(1) 浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないよう原水処理薬品類の備蓄を行う。

(2) 浄水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

3 送配水ポンプ施設等

送配水ポンプ施設、ポンプ場には、送配水のための自吸式ポンプ等を設置して送配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとしての自家発電設備等により施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水等ができるよう努める。

4 送配水施設

送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水本管、給水拠点に至る路線を優先し、計画的な応急復旧を行う。

第2 下水道施設災害応急対策

下水道は、住民の日常生活に大きく関わっており、災害時において下水道施設の機能が損なわれた場合は、浸水対策、衛生対策の面で都市等の機能に重大な影響を与える。このため、下水道管理者（市）は、災害時における下水道施設の応急対策、復旧に必要な体制を整備し、対応する。

1 管渠（かんきょ：水路の総称）

(1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障がないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針をたてる。

(2) 工事施工中の箇所については、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。

(3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策に当たる。

2 ポンプ場及び終末処理場等

(1) 停電のためポンプ場及び終末処理場等の機能が停止した場合、自家用発電設備等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事

態がおこらないようにする。

- (2) 建物その他の施設には、洪水その他風水害時に備え、特に防護の必要のあるものに対しては所要の資機材を備蓄し応急対策を行う。

第3 工業用水道施設災害応急対策

1 取水施設

- (1) 取水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。
- (2) 沈砂池、浄水池及びろ過池等の被害に対しては応急復旧を行う。

2 送水施設

管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。

第23節 交通施設災害の応急対策

(防災交通課、建設課、水のまちづくり課、公共土木施設災害対策室)

交通施設は、災害時等において緊急通行車両等の通行、人員の輸送、市民の移動、復旧・復興活動等に欠くことのできない重要施設である点に鑑み、関係機関は、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。

第1 道路施設

1 方針

国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、道路啓開（障害物の除去、応急復旧）等を行うとともに、県、市等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示する。その場合、緊急輸送ルート of 確保を最優先に応急復旧等を実施する。

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するほか、道路啓開（障害物の除去、応急復旧）等を行い道路機能の確保に努める。

上記道路啓開等に当たっては、啓開道路の確保を最優先とし、その次に緊急輸送道路の確保に取り組む。

2 道路管理者等

各道路管理者及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両等の通行確保のため、次の措置を講じる。

- (1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- (2) 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

この場合、啓開道路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。

- (3) 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

この場合、啓開道路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。

- (4) 上・下水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急を要しその暇がない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。

- (5) 信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。

また、太陽光発電や非常用電源装置を付加した信号機など停電に影響を受けず災害に強い交通安全施設の整備と交通管制機能の強化に努める。

第2 鉄道施設

1 甘木鉄道株式会社

(1) 災害時の列車の運転規則

異常時について、軌道・土木設備実施基準、運転取扱実施基準、気象異常時運転規制手続きに基づき指示を行う。

ア 風水害により、列車運転が危険と認められたときは、直ちに列車の緊急停止を行う。

イ 風水害の状況により、次の運転規制を行う。

(ア) 風速20m注意運転、風速25m以上停止、突風などのために列車の運転が危険であると認めたときは、その状況に応じて一時列車運行を見合わせるとともに、異常の有無を確認の上、運転方法を指示する。

(イ) 水害等による線路故障のとき

水害等による線路その他施設の故障が発生したときは、その状況に応じて一時列車の出発を見合わせるとともに、線路その他施設を点検し、異常の有無を確認の上運転方法について指示する。

(ウ) 指定室に設置した雨量計及び風速計により、必要に応じて運転指令は列車無線にて、列車徐行運転、又は列車の停止を指示する。

(2) 災害時の代替輸送方法

列車の運休が長時間にわたると認められるときは、他社のバス、タクシーによる代行輸送を実施する。

(3) 災害対策本部の設置

事故災害発生時においては「災害応急処理規程」により下記の場合に事故対策本部及び現地対策本部を設ける。

ア 列車脱線事故、列車衝突事故、列車火災事故

イ 乗客の死傷を伴う事故

ウ 線路故障、災害等復旧に長時間を要すると想定される場合

(4) 連絡通報体制

災害発生時については、「災害応急処理規程」に定める連絡系統により、連絡施設(列車無線、運転専用電話、公衆電話、その他)を有効活用し、正確・迅速を期す。

(5) 応急措置(案内広報など)

各駅に本社より一斉に放送できる設備を設け、列車遅延又は災害時の正確な情報提供を行う。

(6) 応急復旧体制

事故、災害発生時は正確な状況把握と状況判断を的確に行い、災害対策本部においては応急復旧の具体的判断、「直営、部外、レッカー等」による復旧計画を行い、速やかに復旧を図る。

2 西日本鉄道株式会社

(1) 災害時の列車の運転規制

災害時などにより列車の運行に危難が生じるおそれがある時は、その状況を考慮して列車の運転を一時中止するなど危難防止の措置を講じる。

天神大牟田線の鉄道線路路線に気象観測局を設置し、そこからの気象データを運転総合指令所の中央気象観測局に伝送集積して、気象状況の把握と画面表示を行う「気象観測システム」を導入しており、気象観測局は気温、風向風速、雨量、水位、地震の気象値を観測し、各気象状況により運転総合指令所から列車無線等での確に指示にする。

災害発生時には「運転取扱心得」「緊急時の救急体制要綱」「異常時の対応マニュアル」に基づき対処する。

(2) 災害時の代替輸送方法

列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは、バスによる臨時輸送などの代替バス輸送を実施する。

(3) 災害対策本部の設置

災害発生時には「緊急時の救急体制要綱」に定める事故対策本部及び現地副本部の設置基準に従い、本部を設置し、必要に応じて、情報の収集、調査、連絡、広報等の活動を行う。

(4) 連絡通報体制

災害発生時においては「緊急時の救急体制要綱」に定める連絡系統により、速やかに関係各所に連絡をとる。

(5) 応急措置（案内広報など）

本社関係部署と現業各区所とは連絡を緊密にし、災害の状況、復旧作業の状態を把握し、復旧予定時刻、作業状況を逐次、広報担当へ連絡する。

また、広報担当は各報道機関の随時放送を利用し事故状況の情報を提供し、広報する。

さらに、各管理駅、乗務所、営業所を通じ、駅構内の放送施設及び車内放送を利用し、事故の情報（不通区間、乗換駅、代替輸送など）を放送し、旅客の案内誘導を行い、混乱の発生を防止する。

(6) 応急復旧体制

復旧責任者を定め、指揮命令系統を明確にして、総合的な復旧体制を確立し、迅速な復旧と、正確な状況把握、情報の伝達を行う。

第24節 土砂災害の応急対策

(防災交通課、建設課、水のまちづくり課、
公共土木施設災害対策室)

市は、土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴を認識し、危険の切迫する前に十分余裕をもって対策を実施する。

第1 市、県及び関係機関相互の情報連絡

1 災害原因情報の収集・伝達経路

市は、県及び関係機関と綿密な連携のもとに災害情報の収集に努めるが、特に大雨注意報・警報・特別警報の伝達周知については、各危険地域を所管する機関に徹底を図る。

2 前兆現象（異常現象）の把握

市は、各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

3 降雨状況の把握

市は、各危険地域の雨量測定を実施する。

第2 警戒体制の確立

市は、時期を失することなく、あらかじめ定める「避難情報に関するガイドライン」（内閣府 令和3年5月）を踏まえたマニュアルに基づき速やかに警戒体制を確立する。

第3 災害発生時の報告

1 市は、土砂災害が発生した場合、地すべり、急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録簿等により、県（所管事務所及び砂防課）に報告を行う。

2 市は、上記報告の他、県（総務部防災危機管理局）まで被害状況を報告する。

第4 救助活動

1 市は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。

この際、次の事項を配慮した実施計画を樹立する。

- (1) 被災者の救出
- (2) 倒壊家屋の除去
- (3) 流出土砂・岩石の除去
- (4) 救助資機材の調達
- (5) 関係機関の応援体制

第25節 二次災害の防止

(都市建設部)

危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。

第1 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物資、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限に止めるため、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずるものとする。

第2 降雨等に伴う二次災害の防止

市及び県は、降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

市は、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

*アドバイザー制度・・・（社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

第26節 農林施設等災害の応急対策

(農業振興課、農業委員会、農地等・林道災害対策室、農林課、農地改良復旧室)

市、県及び関係機関は、災害時において農林水産施設の被害の実情を早期に調査し応急復旧を図る。

第1 農業用施設応急対策

- 1 かんがい排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- 2 出水等により広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- 3 特に、ため池については、万一、災害により被害を受けた場合、下流域に大きな二次災害を発生させるおそれがあるため、市、ため池管理者はこれらの災害に円滑に対応するための措置を講ずる。

(1) 市の実施する対策

- ア ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

(2) ため池管理者の実施する対策

- ア ため池管理者において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報する。
- イ 堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
- ウ 市が実施する応急対策について協力する。

第2 農作物応急対策

1 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止めるため、農林事務所、普及指導センター、市、農協の指導関係者は、協力して対策技術の指導を行うものとし、必要に応じて県関係課及び農林業総合試験場等試験研究機関が指導、援助にあたる。

2 稲、麦、大豆の応急措置

(1) 再生産用種子の確保

被災農家の再生産に必要な稲、麦及び大豆の種子は応急対策用として県、九州農政局、米麦品質改善協会、その他関係機関と協力して緊急に確保する。

(2) 代作用種子の確保

稲、麦の被災により代作を必要とする場合は、代作用種子を緊急に確保する。

(3) 病虫害防除

病虫害の発生状況を的確に把握し、生産者に対し速やかに情報伝達を行い、適切な防除を指導する。

3 果樹の応急措置

(1) 干害対策

敷きわら、雑草等により土壌表面の被覆を行い、可能な限り水分の蒸散量を少なくする。また、適正結果（摘果）に努める。しかし、かん水が最も効果があるので、あらゆる手段を講じて実施する。また、熟期に達した果実の収穫を急ぐ。

(2) 台風・水害対策

ア 台風の襲来直前、おおむね熟期に達した果実は早めに収穫する。

イ 樹が倒伏した場合早急に起こし、裂枝は状況により切り取るか、復元固定する。
また、枝葉の損傷が多い場合には、その程度に応じてさらに摘果を行う。

ウ 潮風害の発生が懸念される場合には、潮風飛来直後十分散水して塩分を洗い落とす。

エ 土砂崩れ等で埋没したものは土砂を除去し、根腐れ、樹勢の衰弱等を防ぐ。

オ 落葉したものは、枝、幹の日焼け防止のため、藁を巻くか、石灰乳を塗布する等の措置を講ずる。

カ 襲来前後に薬剤散布等を行い、病害防除を徹底する。

キ 冠水した場合は、早急に排水を努めるとともに病害防除を徹底する。

4 野菜の応急措置

(1) 干害対策

ア 冠水を実施する。

イ マルチや敷きわら等により土壌の乾燥を抑える。

ウ 果菜類では若どりを実施し、草勢の維持を図る。

エ 乾燥すると害虫の発生が多いので害虫予防のための薬剤を散布する。

オ 被害の程度によりまき直しや改植を実施する。

(2) 水害、台風対策

ア 収穫可能なものは早めに収穫する。

イ 株元が露出した場合は、排水後、土寄せを実施する。

ウ 草勢が弱っている場合は、窒素質肥料の葉面散布を行う。

エ 茎葉に付着した土砂を洗浄し、病虫害防除のため薬剤を散布する。

オ 被害の程度によっては、まき直しや改植を実施する。

5 花きの応急対策

(1) 干害対策

ア 敷きわら、敷草等により土壌の乾燥を抑え、可能な限り灌水を実施する。

イ 草勢が弱っている場合は、液肥を灌水に加用する。

ウ 被害の程度によっては、まき直しや改植を実施する。

(2) 水害、台風対策

ア 株元が露出した場合は、排水、土寄せを実施する。

イ 茎葉に付着した汚泥を洗い流し、薬剤を散布する。

ウ 圃場周辺に防風施設を設置し、ハウスは補強を行う。

エ 被害の程度によっては、まき直しや改植を実施する。

6 飼料作物応急措置

(1) 干害対策

ア 可能な限り灌水を実施する。

イ 発芽不良の場合は、被害程度に応じて追播を行うかまき直しを行う。

(2) 水害対策

ア 排水に努める。

イ 生育初期の場合、追肥を行い生育の回復を図る。

(3) 台風対策

倒伏後の回復の見込みがない時は、高刈りにより、土砂が混入しないように収穫する。

第4 畜産応急対策

県は、災害時において家畜伝染病の発生予防とまん延の防止に留意し、家畜損耗の防止に努める。

1 家畜伝染病対策

被災地における家畜伝染病予防業務は、家畜保健衛生所長が、家畜防疫員を指揮し、伝染病の発生を防止する。なお、必要に応じ家畜伝染病防疫対策本部を設置し、防疫の万全を図る。

2 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会に対し治療を要請する。

3 飼料対策

飼料の需給安定法に基づく政府保管の飼料の放出を要請するほか、飼料業者に対し、飼料の確保及び供給の斡旋を行う。

第5 林産物応急対策

県は、災害時において、被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保、及び林産物の被害を軽減するため、次のとおり市と協議のうえ被災立木竹の除去、病害虫の防除、林業用種苗の供給に努める。

1 被災立木竹の除去

被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設、人家に災害を及ぼす恐れのある木竹の除去に努める。

2 病虫害の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受け易く、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒状、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

3 林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、県は森林組合、樹苗農業共同組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

(1) 干害対策

- ア 灌水を実施する。
- イ 病虫害の防除を実施する。

(2) 浸冠水対策

- ア 排水を実施する。
- イ 病虫害の防除を実施する。

(3) 風害対策

- ア 即効性追肥を実施する。
- イ 病虫害の防除を実施する。

第27節 大気汚染による災害応急対策

(環境課)

市は、県が光化学オキシダント注意報等を発令し、大気の汚染が著しくなり、人体に影響を及ぼす恐れがある場合に、速やかに安全維持を図る。

第1 光化学オキシダント注意報及び警報の発令

市は、光化学オキシダントについて、県が発令する基準に基づき、市の観測点が発令基準に該当した場合に周知する。

表 光化学オキシダントの発令基準及び措置

発令呼称	発令基準	措置
注意報	基準測定点において「オキシダント」の含有率の1時間値（以下「測定値」という）が0.12ppm以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。	一般住民に対して次のことを周知する。 ・警報に備えてテレビ・ラジオ等の報道に注意すること。 ・生徒・児童等の過激な運動を控えること。 ・不要な自動車の使用や外出を控えること。 ・目やのど等に刺激を感じた場合は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに最寄りの保健福祉環境事務所、市役所又は役場に届け出ること。
警報	基準測定点において測定値が0.24ppm以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。	一般住民に対して次のことを周知する。 ・生徒・児童等の野外運動の中止。 ・不要な自動車の使用や外出を控えること。 ・目やのど等に刺激や痛みを感じた場合は、水道水等で洗眼、うがいをするともに最寄りの保健福祉環境事務所、市役所又は役場に届け出ること。
重大警報	基準測定点において測定値が0.4ppm以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。	一般住民に対して次のことを周知する。 ・生徒・児童等の野外運動の中止。 ・不要な自動車の使用や外出を控えること。 ・目やのど等に刺激や痛みを感じた場合は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに最寄りの保健福祉環境事務所、市役所又は役場に届け出ること。

第2 周知の方法

一般住民に対して、市防災行政無線（同報系）、防災メール等により、大気汚染の状況について周知する。

第4編 震災応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 組織動員計画

(全課)

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における災害応急対策を実施するための組織及び編成に関する計画である。

市は、災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、災害応急対策実施責任機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

第1 災害時の配備体制

市は、被害防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次の基準による配備体制を整える。

災害警戒本部 (注意体制)		次の基準で配備される体制であり、情報の収集・分析等、災害対策本部設置前の準備指令を行う。 ・市内に震度4の地震が発生したとき ・異常気象等により災害が発生し、又は発生のおそれがあり、警戒本部長がその必要を認めたとき。
災害 対策 本部	第1配備 (準備体制)	次の基準で配備される体制 ・市内に震度5弱の地震が発生したとき
	第2配備 (警戒体制)	次の基準で配備される体制 ・市内に震度5強の地震が発生したとき
	第3配備 (非常体制)	次の基準で配備される体制 ・市内に震度6弱以上の地震が発生したとき ※災害救助法を適用した事態を含む

第2 組織体制の確立

大規模地震発生時には、特に発災直後において防災関係機関が緊密な連絡のもと、的確な初動対応を行うことが極めて重要であり、災害対策本部等の施設や要員の被災

も予想される中で、災害応急活動体制を速やかに整える必要がある。

このため、福岡管区気象台が発表する地震に関する情報及び県の震度情報等により、一定規模以上の地震が発生した場合においては、以下により迅速かつ的確に災害応急活動実施体制を敷き、職員の動員配備を行う。

1 意思決定権者代理順位

市長は、災害対策本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施を決定する。市長が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合において、代理で意思決定を行った場合は、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

表 意思決定権者順位

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
市長	副市長	総務部長	防災交通課長

2 夜間・休日等勤務時間外発災時の初動体制の確立

大規模な地震が発生した場合、災害対策本部等が必要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう、下記の措置を講じる。

勤務時間外等の職員の動員指令は、携帯電話等を活用し連絡する。

(1) 緊急初動班の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合においては、あらかじめ市庁舎近隣居住職員の中から指定した要員により直ちに緊急初動班を組織し、発災直後の情報収集・伝達、防災関係機関との連絡調整などの初動対応を行うことにより、災害対策本部機能の確保を図る。

(2) 自主参集

あらかじめ定める下記の配備要員は、所定の連絡動員方法によるほか、夜間・休日等勤務時間外において地震による揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等により震度情報を確認し、下記の基準により自主的に勤務先市庁舎に登庁する。

配 備 要 員	自主参集の基準
●災害対策本部要員（第3配備） ●緊急初動班要員	●市内に震度6弱以上の地震が発生したとき
●災害対策本部要員（第2配備） ●緊急初動班要員	●市内に震度5強の地震が発生したとき
●災害対策本部要員（第1配備） ●緊急初動班要員	●市内に震度5弱の地震が発生したとき
●災害警戒本部要員	●市内に震度4の地震が発生したとき

(3) 非常参集

市職員は、夜間・休日等勤務時間外において震度6弱以上の地震が発生した場合においては、直ちに勤務先市庁舎に登庁し災害対策第3配備体制を確立させ、所属長の指示に従う。

なお、この場合、以下の点に留意する。

ア 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、住民、自主防災組織等による人命救助活動が実施されているときは、その旨を所属長に連絡し、これに参加する。

イ 非常参集に際しては、居住地の周辺及び勤務地に赴く途上の地域の被害状況に注視し、これを随時、所属長又は災害対策本部事務局に連絡する。

ウ 非常参集する際は、身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努める。

(4) 勤務時間内発災時の初動体制の確立

大規模な地震が発生した場合、災害対策本部等が必要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう、勤務している職員により緊急初動班を組織し、本部機能確保のための措置を講じる。又、休暇中の職員についての自主参集は2の(2)に準ずる。

第3 災害警戒本部の設置及び廃止

1 設置、指揮の権限

総務部長（警戒本部長）は、災害警戒本部の設置及び指揮を行い、防災交通課長が事務局長を担う。緊急にやむを得ない事情がある場合は、警戒本部長は防災交通課長（事務局長）が行う。

表 意思決定権者順位

第1順位	第2順位
総務部長	防災交通課長

2 災害警戒本部の設置

総務部長（警戒本部長）は、市内に震度4の地震が発生したとき、必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。設置場所は本庁舎別館1階防災交通課及び2階会議室とする。

3 要員及び体制

災害警戒本部の要員及び体制は、別途「朝倉市災害対策マニュアル」に定め、必要に応じて見直しを行う。

4 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

災害警戒本部の詳細な災害対応は、別途「朝倉市災害対策マニュアル」に定め、必要に応じて見直しを行う。

- (1) 地震情報等の収集・伝達
- (2) 市域の被害情報の収集
- (3) 県及び関係機関への被害状況の伝達

5 災害警戒本部の廃止等

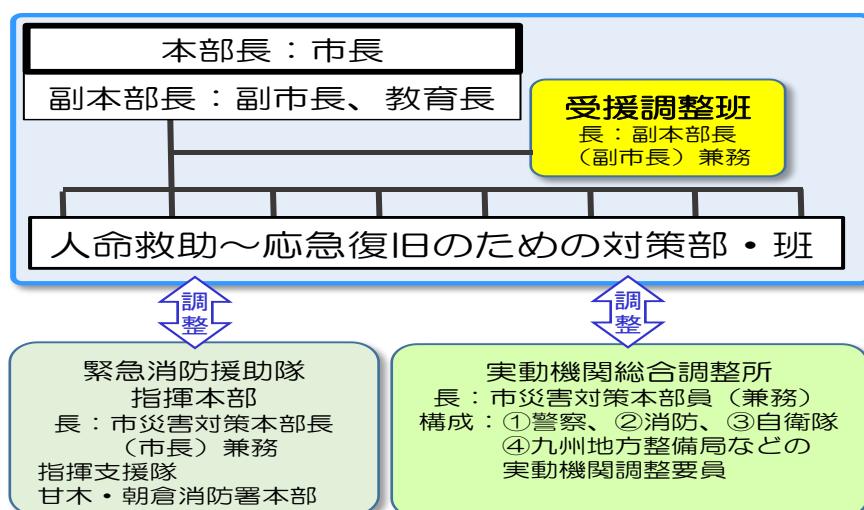
総務部長（警戒本部長）は、予想された災害の危険が解消したと認められる場合、災害警戒本部を廃止する。また、災害が拡大したとき若しくは拡大の恐れがある場合、災害対策本部へ移行する。

第4 朝倉市災害対策本部の設置及び廃止

1 災害対策本部の組織体制

朝倉市災害対策本部の組織及び編成は、朝倉市災害対策本部条例（平成18年3月20日条例第19号）に定めるところによるが、災害対策基本法の改正等に伴う修正を受けその概要は次のとおりである。

（組織体制概要）



2 災害対策本部の設置

市長（対策本部長）は、市内に震度5弱以上の地震が発生した場合においては、災害対策本部を設置する。

3 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市本庁舎に設置するが、市本庁舎が被災により使用不可能と判断される場合には、朝倉支所又は杷木支所の使用可能性を調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。

表 災害対策本部の設置場所

優先順位	指定場所
第1順位	市本庁舎（別館1階防災交通課事務室及び2階会議室）
第2順位	朝倉支所または杷木支所

4 意思決定権者代理順位

災害対策本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。（業務継続計画B C P参照）

この場合において、代理で意思決定を行った場合は、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

表 意思決定権者順位

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
市長	副市長	総務部長	防災交通課長

5 要員及び体制

災害対策本部の要員及び体制は、別途「朝倉市災害対策マニュアル」に定め、必要に応じて見直しを行う。

6 現地災害対策本部

現地災害対策本部に関しては、次のとおりとする。

- (1) 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部の責任者は、副本部長とする。
- (3) 現地災害対策本部及び要員は、応急活動に関しての本部長（市長）代理権を行使し、捜索・救助、二次災害防止等に関する災害現場での指揮、警察・消防・自衛隊、医療従事者など防災関係機関との連絡調整を行う。また、この機能発揮のために必要な職員を配置する。

7 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

8 活動内容

(1) 災害対策本部各部

災害対策本部の各部における業務は、第3編第1章第1節第3「朝倉市災害対策本部の所掌事務」で定めるところによる。

災害対策本部の詳細な災害対応は、別途「朝倉市災害対策マニュアル」、各部の「活動マニュアル」に定め、必要に応じて見直しを行う。

(2) 災害対策本部会議

災害に関する応急対策について方針を決定し、その実施を推進するため、必要の都度、本部長は、副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

本部会議においては主に以下について検討する。

- ア 配備体制の決定、廃止に関する事
- イ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関する事
- ウ 災害救助法の適用に関する事
- エ 自衛隊の災害派遣要請の要求に関する事
- オ 県をはじめ、指定行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請及び、他の市町の応援要請に関する事
- カ 災害対策に関する経費に関する事
- キ その他、重要な災害対策に関する事

9 災害対策本部の廃止

次の場合は、災害対策本部を廃止する。

- (1) 予想された災害の危険が解消したと本部長が認めたとき。
- (2) 災害発生後における応急措置がおおむね完了したと本部長が認めたとき。

【朝倉市災害対策本部の所掌事務】

災害対策本部の体制と所掌事務の詳細は、別途各部の「活動マニュアル」に定めるほか、第3編 第1章 第1節 「朝倉市災害対策本部所掌事務」参照

第2節 自衛隊の災害派遣要請要求

(防災交通課)

災害時、自衛隊の応援が必要と判断した場合、「県知事による自衛隊への派遣要請」が迅速・円滑に行えるよう、派遣要請の要求手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期することを目的とする。

第1 自衛隊の災害派遣に係る自治体等の責務と根拠等

第3編第1章第2節「第1 自衛隊の災害派遣に係る自治体等の責務と根拠等」で定めるところによる。

第2 自衛隊の災害派遣の区分（形態）

第3編第1章第2節「第2 自衛隊の災害派遣の区分（形態）」で定めるところによる。

第3 要請派遣に関する手続き及びその根拠等

第3編第1章第2節「第3 要請派遣に関する手続き及びその根拠等」で定めるところによる。

第4 派遣部隊の受け入れ体制

第3編第1章第2節「第4 派遣部隊の受け入れ体制」で定めるところによる。

第5 派遣部隊等の活動

第3編第1章第2節「第5 派遣部隊等の活動」で定めるところによる。

第6 派遣部隊等の撤収

第3編第1章第2節「第6 派遣部隊等の撤収」で定めるところによる。

第3節 応援要請（受援）

（全課）

大規模震災が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その被害が拡大・進展することが予想され、市単独では、増大する応急対策活動に十分に対応できず支障をきたすことから、各関係機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築する必要がある。

市は平常時から関係機関と十分に協議し、災害時にあたっては速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するものとする。大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

具体的な応援要請手続き・手順等は、「朝倉市災害時受援計画」に定める。

第1 応援要請

1 市

市長は市域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被災地以外の市町村は、あらかじめ締結している応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、本市の指揮の下に行動する。

以下は、第3編第1章第3節第1「1 市」で定めるところによる。

2 消防機関

第3編第1章第3節第1「2 消防機関」で定めるところによる。

3 応援の受け入れに関する措置

第3編第1章第3節第1「3 消防機関の応援受け入れに関する措置」で定めるところによる。

第2 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請等

第3編第1章第3節「第2 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請等」で定めるところによる。

第4節 災害救助法の適用

(福祉事務所、子ども未来課、あさくら“縁”結び課)

災害救助法は、市が実施する罹災者に対する救援活動・措置を主に費用面で援助するためのものである。災害救助法は要件を満たせば地震発生時に遡って適用されることになるが、市にとっては実際に適用されることが判明するまでは費用的な心配から思い切った対策が実施できない懸念がある。

そのため、災害救助法の適用については、同法、同法施行令及び福岡県災害救助法施行細則等の定めるところにより可能な限り速やかに所定の手続きを行う。

第1 災害救助法の適用基準

第3編第1章第4節「第1 災害救助法の適用基準」で定めるところによる。

第2 災害救助法の適用手続

第3編第1章第4節「第2 災害救助法の適用手続」で定めるところによる。

第3 救助の実施

第3編第1章第4節「第3 救助の実施」で定めるところによる。

第4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第3編第1章第4節「第4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」で定めるところによる。

第5節 要員の確保

(保健福祉部)

市は、災害対策を実施するために必要な労働者及び技術者等の動員、雇い入れを行うが、市のみでは必要な労働者等を確保できない場合は、市は応援・斡旋を要請する。

第1 労働者等確保の種別、方法

第3編第1章第5節「第1 労働者等確保の種別、方法」で定めるところによる。

第2 公共職業安定所の労働者斡旋

第3編第1章第5節「第2 公共職業安定所の労働者斡旋」で定めるところによる。

第6節 災害ボランティアの受入・支援

(ふるさと課、会計課、監査委員事務局)

地震災害が発生したときには、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

市は、福岡県災害ボランティア本部及び現地災害ボランティア本部と連携を図りつつ対応する。

第1 受入窓口等の設置

第3編第1章第6節「第1 受入窓口等の設置」で定めるところによる。

第2 災害ボランティアの活動

第3編第1章第6節「第2 災害ボランティアの活動」で定めるところによる。

第3 市災害対策本部と現地災害ボランティア本部の連携

第3編第1章第6節「第3 市災害対策本部と現地災害ボランティア本部の連携」で定めるところによる。

第2章 災害応急対策活動

第1節 地震情報等の伝達及び対処

(防災交通課)

地震が発生した場合、緊急地震速報、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）は、市が効果的に応急対策を実施するうえで不可欠である。このため、緊急地震速報、地震情報等の受領伝達を迅速・確実に実施する。

第1 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差（±1程度）を伴う。

第2 地震に関する情報

震度速報、地震情報、各地の震度に関する情報

第3 地震に関する情報の発表及び伝達

1 地震に関する情報の発表及び伝達方法

地震に関する情報とは、九州・山口県内の有感地震、局地的に群発する地震などが発生したときに発表するもので、その種類は次のとおりである。

（1）震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の発生時刻を速報する。

（2）震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表する。

（3）震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手

していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

(5) 地震回数に関する情報

地震が発生した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表する。

2 県の情報の伝達

知事は、福岡管区気象台が発表する上記の地震に関する情報が下記に該当する場合、県防災行政無線により、直ちに市町村、消防本部及び県出先機関に伝達する。

(1) 地震に関する情報については、県内において震度4以上の地震が観測された場合

(2) その他状況に応じ必要と認める場合

第4 異常現象発見時の通報（災害対策基本法第54条関連）

1 地震に関する異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

2 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

3 通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報しなければならない。

4 異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

(1) 地震に関する事項

群発地震・・・数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

(2) その他に関する事項

通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

5 異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通 報 先 機 関 名	電 話 番 号	備 考
・福岡管区気象台	(092)725-3600 (092)725-3609 (092)725-3606	気象及び水象に関する事項 地震に関する事項（官庁執務時間） 地震に関する事項（夜間・休日）
・福岡県防災危機管理局	(092)641-4734	夜間退庁時災害連絡用
・福岡県警察本部	(092)641-4141	内線：5722 5723（警備課） FAX：5729 夜間 5505
・第七管区海上保安本部	(093)321-2931	

第5 土砂災害警戒情報

第3編第2章第1節「第4 土砂災害警戒情報」で定めるところによる。そのうち、

特に、「6 発表・解除の基準」については、地震時に現状の基準を見直しが必要があると考えられた場合は、下表のとおり「暫定基準」に基づき基準を取り扱うものとしている。

6 発表・解除の基準

項 目	基 準
発表基準	大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県と福岡管区気象台は基準の取扱いについて協議し、土砂災害警戒情報を発表するものとする。
解除基準	警戒解除基準は、付図で示す監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、福岡県県土整備部と福岡管区気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況、土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。
暫定基準	地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、福岡県県土整備部と福岡管区気象台は、福岡県土砂災害警戒情報に関する実施要領に示す「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の考え方について」に基づき、基準を取り扱うものとする。

第2節 被害情報等の収集伝達

(防災交通課、人事秘書課)

市は関係機関と相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な初動応急対策を実施するため、災害に関する情報の収集及び伝達を迅速に行う。また、災害時における情報の収集、報告、災害応急対策のための通知、要請等緊急を要する通信の確保は応急対策上最も重要なものであるので、多様な通信手段の確保を図る。

第1 被害情報の収集と被害規模の早期把握

大規模地震が発生した場合、市の活動体制の規模、広域応援要請、自衛隊派遣要請の必要性とその規模及び災害救助法の適用の必要性等を早期に判断する必要があるが、そのためには、早い段階で被害規模を把握することが重要である。

1 被害中心地及び被害規模の推定

市及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者等の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集にあたる。

市及び県は、自衛隊（震度5弱以上の場合）、警察等が実施するヘリによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

2 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況（行方不明者の状況及び概略の位置・人数などを含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

市は災害情報の収集に当たっては、所轄警察署と緊密に連絡する。

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に即時救助活動などの応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

4 情報総括責任者の指定

市は、災害情報の責任者及びそのスタッフを速やかに選定し、災害情報の収集・統括・報告に当たる。

5 災害情報の把握

市は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

なお、県は、必要に応じ、市に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市との通信及び情報の収集に努める。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努める。

(1) 人的被害（行方不明者の状況及び概略の位置・人数などを含む。）

※行方不明者の状況については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、警察等関係機関（旅行業者など含む）の協力に基づき、努めて正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(2) 物的被害

ア 建物等施設被害

（避難所・物資集積所、臨時ヘリポート候補地など防災拠点含む）

イ 道路、橋梁施設被害（孤立地域の概定）

ウ 鉄道、バス等の大型・大量輸送機関の被害

(3) 水道・ガス・電気・電話通信（インターネット含む）等ライフライン途絶被害

(4) 避難の状況（避難所だけでなく、それ以外の自宅等避難者状況、および避難行動要支援者・要配慮者の避難状況）

(5) 警察・消防・自衛隊、DMAT・医療機関などの防災関係機関の対応状況（市域への進出・集結状況）

6 災害関係情報収集用カメラや警察の交通監視用テレビ等の活用

(1) 福岡県防災・行政情報通信ネットワークと災害関係情報収集用カメラとの連携

福岡県防災・行政情報通信ネットワークと災害関係情報収集用カメラとを連携し、そのネットワークを活用しながら災害情報の収集を行うよう努める。

(2) 九州地方整備局、西日本高速道路株式会社との連携

市は、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社とのカメラとの連携についても検討を行うよう努める。

7 報告

初期情報は、急を要する場合は、所定の様式によらず、電話等により県に報告する。その後速やかに文書で報告する。

通信の途絶等により県に報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行う。また、119番通報が殺到した場合等にも、市は、県に加えて直接消防庁（応急対策室）にも行う。

8 情報の収集・伝達要領、災害対策本部での展開・表示

次の点に留意し、的確に収集伝達する。

(1) 情報項目

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時・場所又は地域

（場所は、住所の他、UTM座標、緯度・経度などによる表示）

ウ 被害の状況

エ とられている対策

オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

- (2) 市は被害情報の収集に当たっては、警察署と密接に連絡する。
- (3) 被害の程度の調査に当たっては、内部体制の連絡を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整する。
- (4) 災害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概要を把握し、罹災人員についても、平均世帯により計算し即報する。
- (5) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- (6) 市災害対策本部内に情報の展開・表示

入手した被害情報・防災機関活動状況などを市災害対策本部に設置した地図上に展開し平面位置情報として、また、各被害発生及び被害の拡大状況、防災機関の体制確立から応急救援活動状況などを時系列で表したクロノロジーをもって時系列情報として掲示し、各部課・防災関係機関が共通の情報・認識に基づく応急対策活動が行われるように整備する。

9 被害情報等の他の関係機関との共有

被害情報及び防災関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であることから、地震の規模や被害の程度に応じ、市及び県、国、防災関係機関等は、情報の収集・連絡を適時・適切に行う。

この場合、概括的な情報や位置（地理空間）情報はもとより、要すれば災害の景況が分かりやすい画像・映像（短い動画）など必要不可欠な情報のみを齟齬の無い通信手段・機材、情報システムを用いて迅速に伝達・共有し、被害規模全体の早期把握を行う必要がある。

市は、応急対策の活動状況、対策本部設置・運営状況等を災害対策本部内の状況図やクロノロジーなどにより常時表示するとともに県に画像情報を含め連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

市及び国、県、防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、防災関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

市及び国、県、防災関係機関等は、収集・連絡された情報に基づく判断により、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制をとる。

第4編 震災応急対策計画

第2 市から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図

第3編第2章第2節「第2 市から県、国への被害状況（即報・確定）報告系統図」で定めるところによる。

第3 被害状況の報告基準、方法等

第3編第2章第2節「第3 被害状況の報告基準、方法等」で定めるところによる。

第4 通信計画

第3編第2章第2節「第4 通信計画」で定めるところによる。

第3節 広報・広聴

(人事秘書課)

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、市民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

なお、広報活動の実施に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努める。

第1 災害広報の実施

第3編第2章第3節「第1 災害広報の実施」で定めるところによる。

第2 広報の実施方法

第3編第2章第3節「第2 広報の実施方法」で定めるところによる。

第3 災害時の放送要請

第3編第2章第3節「第3 災害時の放送要請」で定めるところによる。

第4 住民等からの問い合わせへの対応及び相談活動

第3編第2章第3節「第4 住民等からの問い合わせへの対応及び相談活動」で定めるところによる。

第4節 避難対策の実施

(防災交通課、介護サービス課、福祉事務所、子ども未来課、文化・生涯学習課、教育課)

震災に際しては、住民等に「自らの命は自ら守る」ことを意識して避難等の行動を適切に実施してもらう必要がある。

これを最大限に支援するため市は、震災による建物倒壊・土砂災害など危険区域に所在する住民等に対して、安全な場所に避難するための方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難の指示、高齢者等避難等及び周知

1 避難の指示権者と避難判断の基準

(1) 避難の指示権者

第3編第2章第4節第1「5 (1) 避難の指示権者」で定めるところによる。

(2) 避難判断の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立ち退きの勧告、指示、安全確保措置の指示を行う。

ア 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき

イ 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき

ウ 地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがあるとき

エ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき

オ 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき

カ 危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき

キ その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

(3) 指定行政機関の長等による助言

市長は、避難のための立ち退きの指示、安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

(4) 災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、被災地近傍の支所等に現地災害対策本部を開設し、避難指示等の判断を行い、適時適切な避難行動支援に努める。

- 2 相互の連絡協力
第3編第2章第4節第1「6 相互の連絡協力」で定めるところによる。
- 3 市民等への周知
第3編第2章第4節第1「7 市民等への周知」で定めるところによる。
- 第2 警戒区域の設定
第3編第2章第4節「第2 警戒区域の設定」で定めるところによる。
- 第3 避難者の避難支援等
第3編第2章第4節「第3 避難者の避難支援等」で定めるところによる。
- 第4 指定避難所等の開設
第3編第2章第4節「第4 指定避難所等の開設」で定めるところによる。
- 第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理
第3編第2章第4節「第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理」で定めるところによる。
- 第6 収容施設の確保
第3編第2章第4節「第6 収容施設の確保」で定めるところによる。
- 第7 要配慮者等を考慮した避難対策
第3編第2章第4節「第7 要配慮者等を考慮した避難対策」で定めるところによる。
- 第8 避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮
第3編第2章第4節「第8 避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮」で定めるところによる。
- 第9 帰宅困難者対策
第3編第2章第4節「第9 帰宅困難者対策」で定めるところによる。

第5節 地震水防対策の実施

(防災交通課、建設課、水のまちづくり課、公共土木施設災害対策室、消防団本部)

地震による河川堤防等の被害に伴う水害危険が予想される。これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

第1 実施内容

市（水防管理団体）は、水防上危険が予想される状態に至ったときは、水防計画の基準に従い水防体制に万全を期す。

第2 応援協力関係

- 1 市（水防管理団体）は、自らの水防活動の実施が困難な場合、他の水防管理団体又は県に対し、必要とする要員及び資機材について応援を要請する。
- 2 市（水防管理団体）は、状況により県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

第6節 救出活動

(防災交通課)

地震災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、市は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

また、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 救出対策

1 市民及び自主防災組織の役割

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠する部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震発生直後から、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

2 市の役割

(1) 市は、地震直後から地域の住民、事業所等に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者等に対する救出活動等への協力を喚起する。

(2) 消防機関により編成された救助隊等は、救助に必要な車両、舟艇、特殊機械器具その他資機材を調達し、必要に応じ消防相互応援協定に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に救助に当たる。

また、市防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定める場合には、当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。

(3) 消防機関は、編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助に当たる。

(4) 市全体の能力で救出作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等の調達が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

(5) 状況により、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求し、救助部隊の派遣及び人命救助資器材、車両、舟艇、ヘリコプター等の支援を受ける。

3 緊急消防援助隊の応援要請

第3編第2章第7節第1「3 緊急消防援助隊の応援要請」で定めるところによる。

第4編 震災応急対策計画

第2 災害救助法による救出対策

第3編第2章第7節「第2 災害救助法による救出対策」で定めるところによる。

第7節 医療救護

(朝倉診療所、健康課)

災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

第1 初動医療体制

1 医療救護所の設置

市は、地震により被災地の医療機関では対応しきれない場合に、避難所あるいは避難所の近く等に医療救護所を設置する。

2 医療救護活動

第3編第2章第8節 第2「2 医療救護活動」で定めるところによる。

第2 後方医療活動

第3編第2章第8節「第3 後方医療活動」で定めるところによる。

第3 医薬品等の供給

第3編第2章第8節「第4 医薬品等の供給」で定めるところによる。

第4 搬送

第3編第2章第8節「第5 搬送」で定めるところによる。

第5 広域的医療救護活動の調整

第3編第2章第8節「第6 広域的医療救護活動の調整」で定めるところによる。

第6 災害救助法に基づく措置

第3編第2章第8節「第7 災害救助法に基づく措置」で定めるところによる。

第8節 飲料水の供給

(上下水道課)

市は、給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

第1 方針

1 基本的な考え方

震災時においては、配水管等の破損等による断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うために、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

また、避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

2 応急給水の目標水量

第3編第2章第9節 第1「2 応急給水の目標水量」で定めるところによる。

第2 市の役割

第3編第2章第9節「第2 市の役割」で定めるところによる。

第3 災害救助法に基づく措置

第3編第2章第9節「第3 災害救助法に基づく措置」で定めるところによる。

第9節 食料の供給

(介護サービス課、保険年金課)

災害のため食料の販売機関が麻痺し、混乱し、若しくは住宅の被災等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障が起こった場合に、罹災者等に対し応急的に必要な食料を支給して食生活の安全と秩序を維持する。

第1 基本方針

第3編第2章第10節「第1 基本方針」で定めるところによる。

第2 供給対象者

第3編第2章第10節「第2 供給対象者」で定めるところによる。

第3 市の役割

第3編第2章第10節「第3 市の役割」で定めるところによる。

第4 災害救助法による炊出し及び食品の給与方法

第3編第2章第10節「第4 災害救助法による炊出し及び食品の給与方法」で定めるところによる。

第10節 生活必需品等の供給

(介護サービス課、保険年金課)

市は、被災者に対し寝具、被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平常から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握確認に努め、災害時においては速やかに調達し、供給を迅速かつ円滑に実施する。

第1 方針

第3編第2章第11節「第1 方針」で定めるところによる。

第2 市の役割

第3編第2章第11節「第2 市の役割」で定めるところによる。

第3 災害救助法に基づく措置

第3編第2章第11節「第3 災害救助法に基づく措置」で定めるところによる。

第11節 交通対策の実施

(建設課、水のまちづくり課、公共土木施設災害対策室)

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

市は道路管理者として、地震発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、警察（公安委員会）等と相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

第1 道路管理者としての通行の禁止、制限

第3編第2章第12節「第1 道路管理者としての通行の禁止、制限」で定めるところによる。

第2 相互の連携・協力

第3編第2章第12節「第2 相互の連携・協力」で定めるところによる。

第3 通行の禁止・制限を実施した場合の措置

第3編第2章第12節「第3 通行の禁止・制限を実施した場合の措置」で定めるところによる。

第4 広報

第3編第2章第12節「第4 広報」で定めるところによる。

第12節 緊急輸送の実施

(防災交通課)

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等、関係機関との連携の下、速やかに緊急輸送（実施）計画等を策定し緊急輸送体制を確保する。県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

第1 緊急輸送対策の実施

第3編第2章第13節「第1 緊急輸送対策の実施」で定めるところによる。

第2 緊急通行車両の確認

第3編第2章第13節「第2 緊急通行車両等の確認」で定めるところによる。

第3 輸送車両等の確保

第3編第2章第13節「第3 輸送車両等の確保」で定めるところによる。

第4 災害救助法に基づく措置

第3編第2章第13節「第4 災害救助法に基づく措置」で定めるところによる。

第13節 保健衛生、防疫、環境対策

(朝倉診療所、健康課、環境課)

市は、被災地域における感染症の予防、環境悪化の防止のため、迅速かつ的確な防疫活動等を行い、衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談等を行い被災者の心身の安定を図る。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、市民生活の安定を図る。

第1 保健衛生

第3編第2章第14節「第1 保健衛生」で定めるところによる。

第2 防疫

第3編第2章第14節「第2 防疫」で定めるところによる。

第3 環境対策

第3編第2章第14節「第3 環境対策」で定めるところによる。

第14節 要配慮者（避難行動要支援者）の支援

（介護サービス課、福祉事務所、子ども未来課、あさくら“縁”結び課）

震災時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者（避難行動要支援者）の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずる。

なお、市は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。

第1 災害により新たに発生した要配慮者（避難行動要支援者）に関する対策

第3編第2章第15節「第1 災害により新たに発生した要配慮者（避難行動要支援者）に関する対策」で定めるところによる。

第2 高齢者及び障がい者に係る対策

第3編第2章第15節「第2 高齢者及び障がい者に係る対策」で定めるところによる。

第3 避難対策

本編第2章第4節「避難対策の実施」で定めるところによる。

第4 生活の場の確保

第3編第2章第15節「第4 生活の場の確保」で定めるところによる。

第5 外国人等の支援対策

第3編第2章第15節「第5 外国人等の支援対策」で定めるところによる。

第15節 安否情報の提供

(防災交通課)

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

第1 市の役割

第3編第2章第16節「第1 市の役割」で定めるところによる。

第2 情報収集

第3編第2章第16節「第2 情報収集」で定めるところによる。

第3 照会を行う者

第3編第2章第16節「第3 照会を行う者」で定めるところによる。

第4 照会手順

第3編第2章第16節「第4 照会手順」で定めるところによる。

第5 提供できる情報

第3編第2章第16節「第5 提供できる情報」で定めるところによる。

第16節 遺体の搜索、収容及び火葬

(環境課、税務課、収納対策課、市民課、人権・同和対策課)

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上許されないことであり、混乱期に人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要があるので、関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に実施する。

第1 遺体の見分場所、安置場所の確保

第3編第2章第17節「第1 遺体の見分場所、安置場所の確保」で定めるところによる。

第2 遺体の搜索

第3編第2章第17節「第2 遺体の搜索」で定めるところによる。

第3 遺体の身元確認、取り扱い

第3編第2章第17節「第3 遺体の身元確認、取り扱い」で定めるところによる。

第4 遺体の火葬

第3編第2章第17節「第4 遺体の火葬」で定めるところによる。

第5 災害救助法に基づく措置

第3編第2章第17節「第5 災害救助法に基づく措置」で定めるところによる。

第17節 障害物の除去

(建設課、水のまちづくり課、公共土木施設災害対策室)

市は、関係機関と連携し、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家、又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

第1 障害物の除去

第3編第2章第18節「第1 障害物の除去」で定めるところによる。

第2 障害物除去の対象

第3編第2章第18節「第2 障害物除去の対象」で定めるところによる。

第3 障害物除去の方法

第3編第2章第18節「第3 障害物除去の方法」で定めるところによる。

第4 資機材、人員の確保

第3編第2章第18節「第4 資機材、人員の確保」で定めるところによる。

第5 除去した障害物の集積場所

第3編第2章第18節「第5 除去した障害物の集積場所」で定めるところによる。

第6 障害物除去に関する応援、協力

第3編第2章第18節「第6 障害物除去に関する応援、協力」で定めるところによる。

第7 災害救助法に基づく措置

第3編第2章第18節「第7 災害救助法に基づく措置」で定めるところによる。

第18節 文教対策の実施

(文化・生涯学習課、教育課)

市（教育委員会）は、災害等の発生時の児童・生徒の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処理等の措置を講ずる。

第1 学校教育対策

第3編第2章第19節「第1 学校教育対策」で定めるところによる。

第2 文化財応急対策

第3編第2章第19節「第2 文化財応急対策」で定めるところによる。

第19節 住宅の確保

(都市計画課)

災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には県又は市の公共施設等を利用して避難所として収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。

第1 空き家住宅の活用

第3編第2章第20節「第1 空き家住宅の活用」で定めるところによる。

第2 応急仮設住宅の建設

第3編第2章第20節「第2 応急仮設住宅の建設」で定めるところによる。

第3 被災住宅の応急修理

第3編第2章第20節「第3 被災住宅の応急修理」で定めるところによる。

第4 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）

第3編第2章第20節「第4 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）」で定めるところによる。

第5 公営住宅の修繕・建設

第3編第2章第20節「第5 公営住宅の修繕・建設」で定めるところによる。

第6 被災住宅に対する融資

第3編第2章第20節「第6 被災住宅に対する融資」で定めるところによる。

第20節 ごみ・し尿・災害廃棄物等の処理

(環境課)

市は、衛生状態保持のため、ごみ、し尿処理等必要な清掃活動を行う。災害廃棄物（災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等をいう：前述）については、あらかじめ市及び県が策定した災害廃棄物処理計画に基づき、状況に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。同計画に基づき、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、廃棄物処理施設については、事前の整備・計画などに基づき災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

第1 ごみ処理

第3編第2章第21節「第1 ごみ処理」で定めるところによる。

第2 し尿処理

第3編第2章第21節「第2 し尿処理」で定めるところによる。

第3 災害廃棄物処理

1 方針

市、県及び関係機関は、次の方針により災害廃棄物の処理を実施する。

- (1) 事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、広域処理の必要性に伴う災害廃棄物の応急処理などを含めた体制及び計画を確立した災害廃棄物処理実行計画をもって、災害廃棄物を適正に処理する。
- (2) 災害廃棄物のうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。
この場合、緊急啓開路線については、優先的に実施する。
- (3) 災害廃棄物発生現場での分別を原則とする。
- (4) 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害となったりしないように配慮する。
- (5) 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- (6) 災害廃棄物処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保する。
- (7) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を進める。

2 市の役割

第3編第2章第21節第3「2 市の役割」で定めるところによる。

第4 死亡獣畜処理

第3編第2章第21節「第5 死亡獣畜処理」で定めるところによる。

第21節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害応急対策

(上下水道課)

市は、災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、配水機能の維持を図る。必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

第1 上水道施設災害応急対策

第3編第2章第22節「第1 上水道施設災害応急対策」で定めるところによる。

第2 下水道施設災害応急対策

第3編第2章第22節「第2 下水道施設災害応急対策」で定めるところによる。

第3 工業用水道施設災害応急対策

第3編第2章第22節「第3 工業用水道施設災害応急対策」で定めるところによる。

第22節 交通施設の災害応急対策

(防災交通課、建設課、水のまちづくり課、公共土木施設災害対策室)

交通施設は、災害時等において緊急通行車両の通行、人員の輸送、市民の移動、復旧・復興活動等に欠くことのできない重要施設である点に鑑み、関係機関は、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。

第1 道路施設

第3編第2章第23節「第1 道路施設」で定めるところによる。

第2 鉄道施設

1 甘木鉄道株式会社

第3編第2章第23節第2「1 甘木鉄道株式会社」で定めるところによる。

2 西日本鉄道株式会社

(1) 災害時の列車の運転規制

災害時などにより列車の運行に危難が生じるおそれがある時は、その状況を考慮して列車の運転を一時中止するなど危難防止の措置を講じる。

平成20年3月27日より、天神大牟田線・貝塚線において「緊急地震速報システム」の運用を開始。気象庁が提供する「緊急地震速報」を列車の運転規制に利用し、震度5弱以上の地震が予想される時に、全列車に列車無線により自動的に警報音およびメッセージによる停止指示を行い、列車を直ちに緊急停止させ被害の軽減を図る。

天神大牟田線の鉄道線路路線に気象観測局を設置し、そこからの気象データを運転総合指令所の中央気象観測局に伝送集積して、気象状況の把握と画面表示を行う「気象観測システム」を導入しており、気象観測局は気温、風向風速、雨量、水位、地震の気象値を観測し、各気象状況により運転総合指令所から列車無線等での的確に指示にする。

災害発生時には「運転取扱心得」「緊急時の救急体制要綱」「異常時の対応マニュアル」に基づき対処する。

以下、第3編第2章第23節第2「2 西日本鉄道株式会社 (2)～(6)」で定めるところによる。

第23節 二次災害の防止

(都市建設部、防災交通課、人事秘書課、消防本部)

大規模な火災、危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び余震等に伴う二次災害に対する活動を定める。

第1 震災消防活動

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、消防本部等は、次により出火防止措置及び消防活動を実施する。

1 出火防止、初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、市民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、市は、地震発生直後あらゆる方法により市民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

2 消防活動

(1) 基本方針

地震による火災は、同時多発するほか、建物倒壊や土砂災害などと同時に発生する場合が多く、また、電力の復旧に伴う通電火災も発生することから、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、早期に応援要請の考慮を行い、消防活動については、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼阻止線を設定するなど消防力の効率的運用を図る。

(2) 危険物火災等に対する消防活動

ア 危険物火災

大量の危険物による火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険度を考慮して、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ周辺部への延焼防止にあたる。

イ 放射線関係施設火災

放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第一条件として防御活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して防護装備した者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講じる。

ウ 危険区域

木造建設物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊

を增強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備部隊を待機させ、風位の変化等による不測の事態に備える。

3 救急救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防本部は、医療機関、朝倉医師会、県医師会、日本赤十字社福岡県支部、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を行う。

4 被災地以外の市町村等による応援

被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第2 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

第3編第2章第25節「第1 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置」で定めるところによる。

第3 余震、降雨等に伴う二次災害の防止

市及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害、建築物被害、宅地災害の危険を防止する。

1 水害・土砂災害・宅地災害対策

市及び県は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート協会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度＊を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

＊アドバイザー制度・・・（社）全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

2 建築物災害対策－被災建築物応急危険度判定－

市及び県は、被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、県で登録された応急危険度判定士を活用して、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

3 宅地災害対策－被災宅地危険度判定－

市及び県は、被災した宅地の余震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保す

るため被災宅地の危険度判定を行う。

危険度判定は、県で登録された危険度判定士を活用して宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

第5編 大規模事故等応急対策計画

第1章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1節 災害情報の収集・連絡

(防災交通課、関係防災機関)

航空災害、道路災害、鉄道災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災等が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関間でこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市、県等防災関連機関と、上記事故災害の関係機関である航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者は、相互に密接な連携の下に、「航空災害情報伝達系統」、「鉄道災害情報伝達系統」、「道路災害情報伝達系統」、「危険物等災害情報伝達系統」、「大規模な火事災害情報伝達系統」、「林野火災情報伝達系統」、「放射線物質取扱施設等に係る災害時の情報連絡系統」、「運搬中の事故に伴う放射性物質の漏洩等に係る情報連絡系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。ただし、原子力災害対策指針に示される重篤な原子力災害の発生については、朝倉市は、県（災害警戒本部、災害対策本部）から連絡を受ける。

各情報伝達系統については、第2節 通信手段の確保において示す系統とする。

第1 市の役割

市は、消防庁の即報基準に基づき覚知後30分以内を目途に第1報を伝達する。その後、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県などへ前述の県が規定するの各種事故災害情報伝達（連絡）系統及び福岡県災害調査報告実施要領（県地域防災計画資料編144）に基づき連絡する。

また、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性に関する情報等を連絡する。

第2 事故別の対策

各事業者は次の対策を行うとともに、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、適宜連絡する。

1 航空災害

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに空港事務所等関係防災機関に連絡する。

2 道路災害

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに九州運輸局（福岡運輸支局）、市、県、消防機関及び警察に連絡する。

3 鉄道災害

鉄軌道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに九州運輸局（福岡運輸支局）、市、県、消防機関及び警察に連絡する。

4 危険物等災害

危険物等による大規模な事故が発生した場合、危険物施設取扱い事業者は、速やかに市、県、消防機関及び警察に連絡する。

5 大規模な火事災害

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

6 林野火災

市は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに関係機関（隣接市町村、警察署等）に通報を行う。

市は、地区住民、入山者等に対して周知を図る。

市（消防機関）は、火災の規模等が、次の通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県に即報を行う。

- （1）焼損面積が10ha以上と推定されるもの
- （2）空中消火を要請したもの
- （3）住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
- （4）人的被害が発生したもの

7 放射線災害

施設設置者は、放射性物質の放出等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに国の担当省庁及び市、県、県警察本部等に対し通報連絡し、その後の状況についても逐次通報連絡する。

なお、併せて、①事故現場における被ばくのおそれの有無及び放射線量、②被ばく防止のため既に実施された応急措置内容について連絡する。

第2節 通信手段の確保

(防災交通課、関係防災機関)

第1 事故発生直後の通信確保

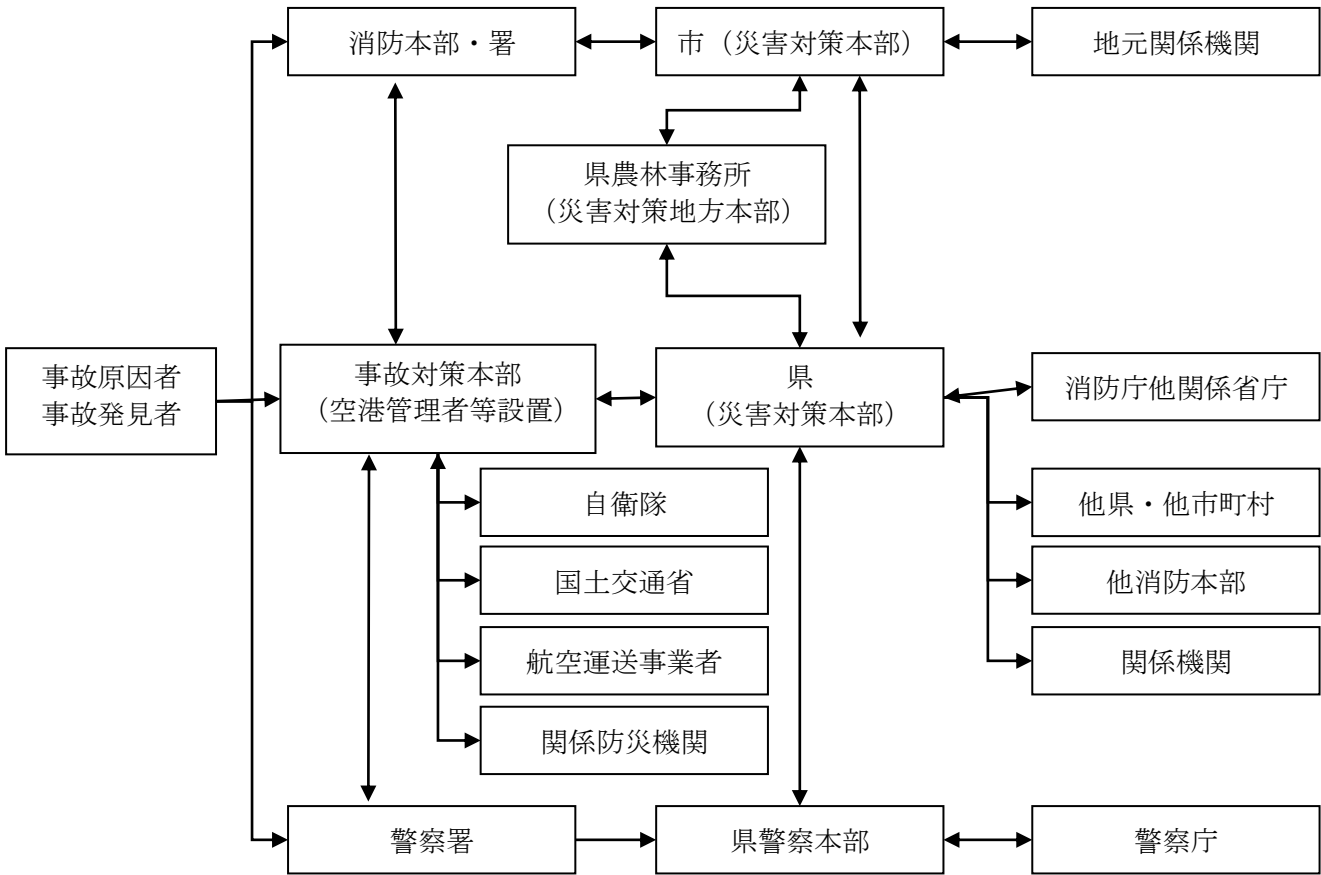
市、県及び航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、危険物施設取扱い事業者は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。

第2 重要通信の疎通確保

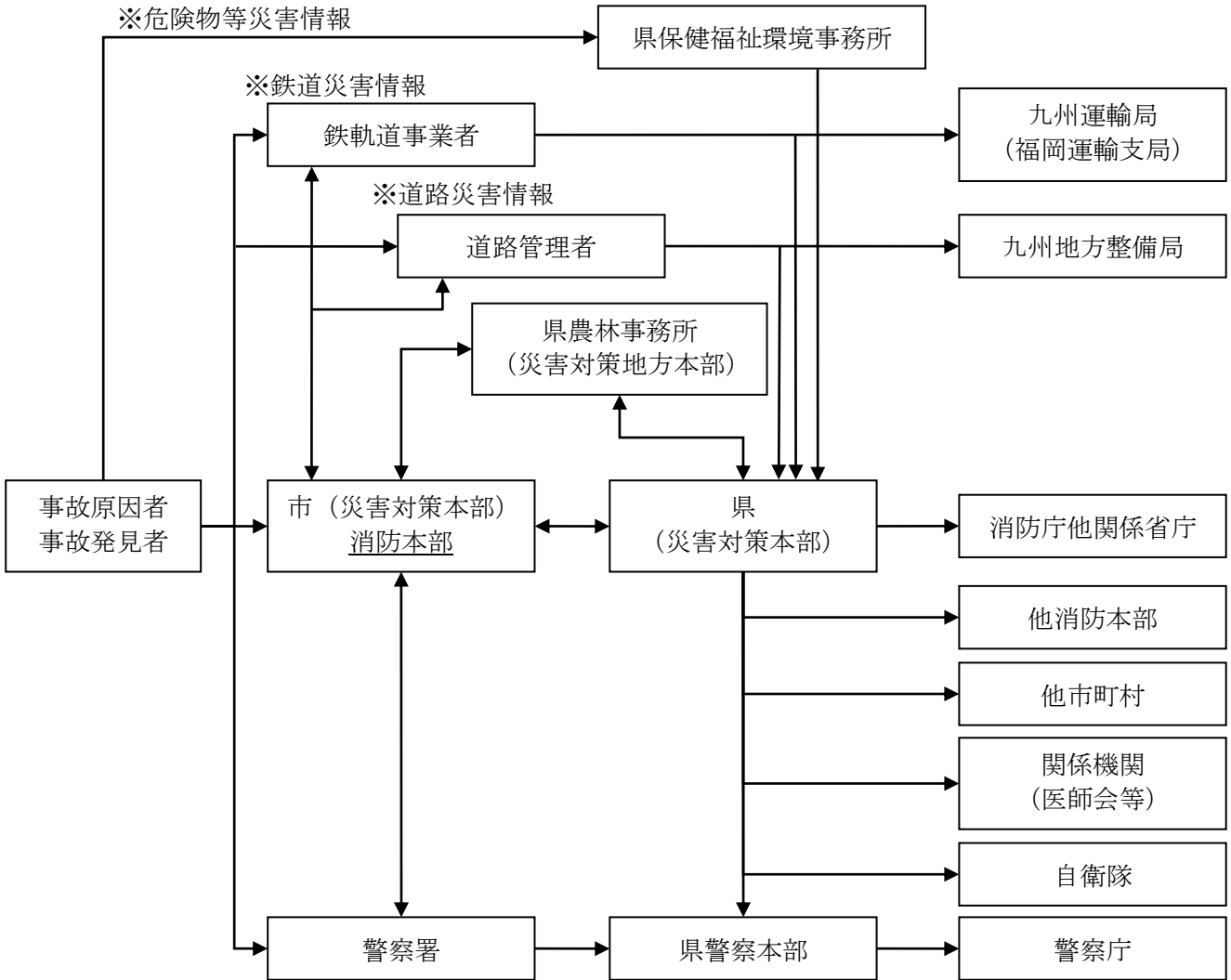
西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び同法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

以下に、通信確保のための関係機関伝達連絡系統図を示す。

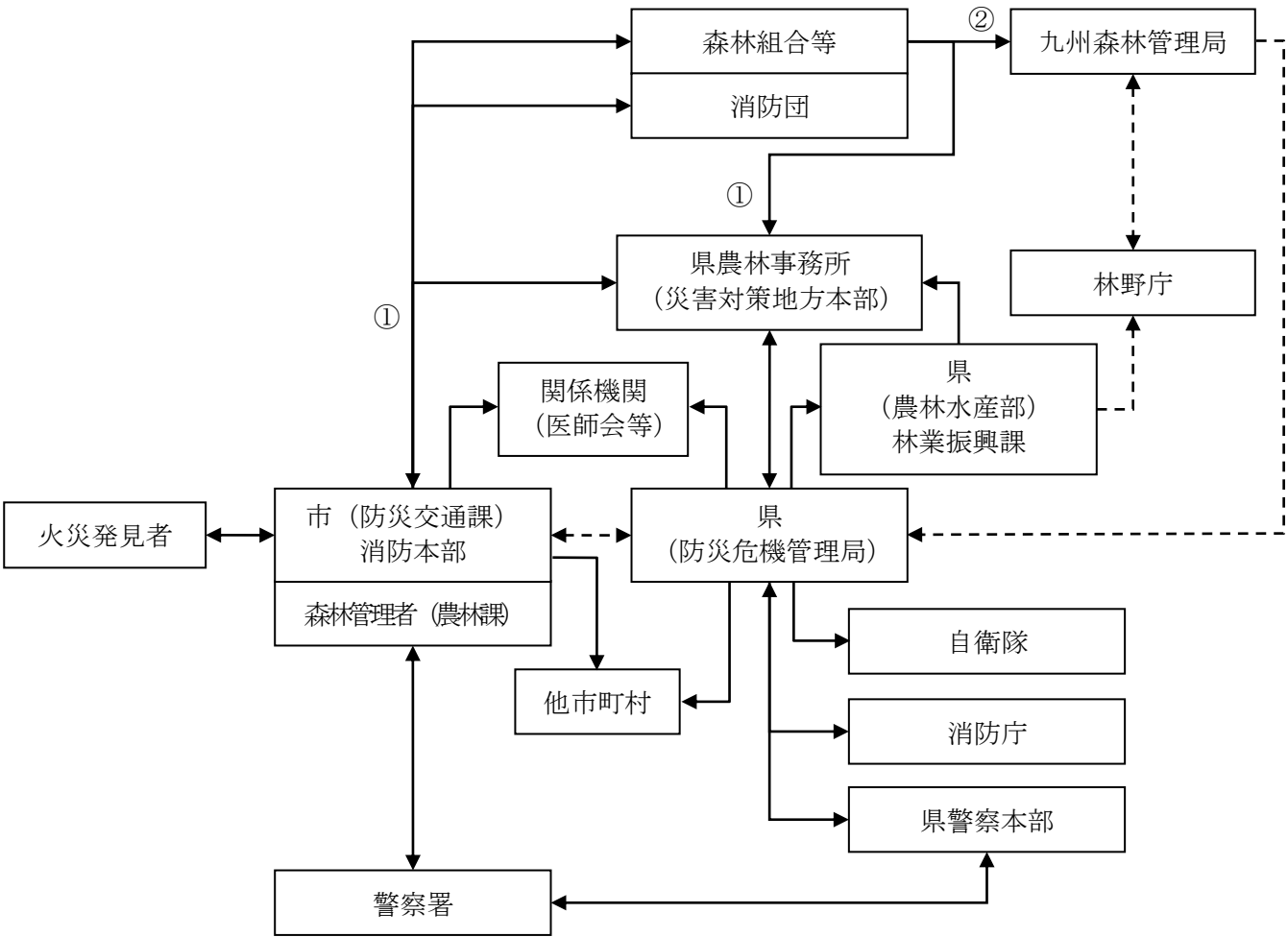
<災害情報伝達系統（航空災害）>



<災害情報伝達系統（道路、鉄道、危険物、大規模な火事災害）>



＜災害情報伝達系統（林野火災）＞



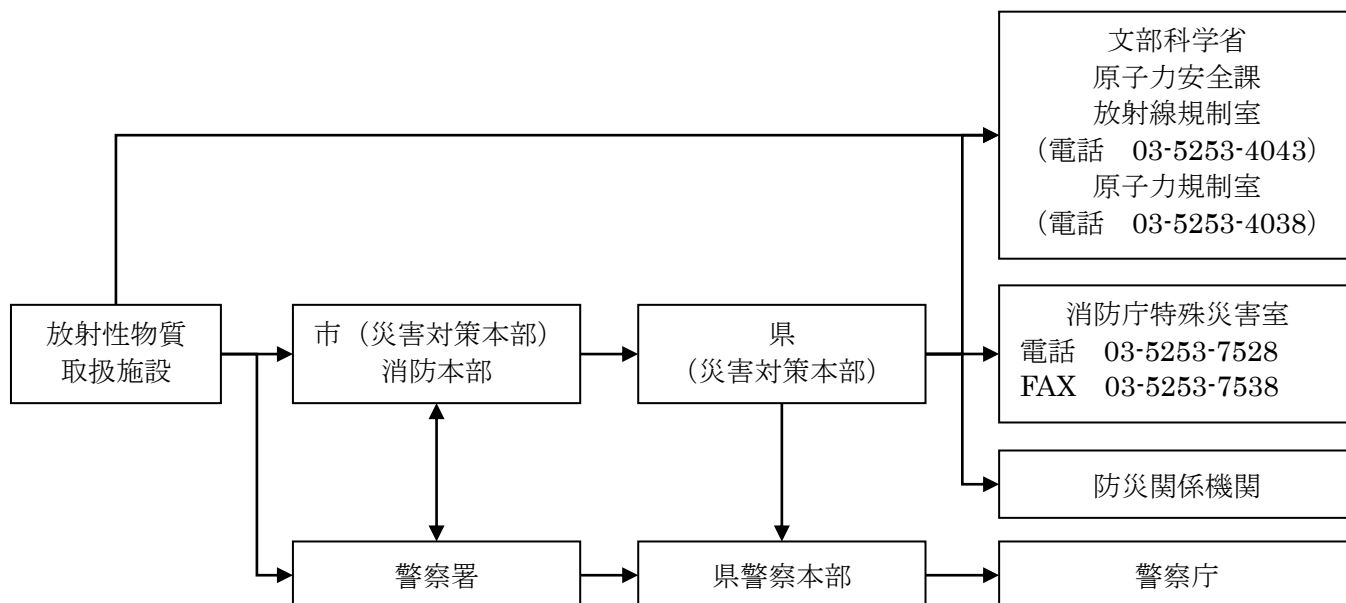
※①…民有林（県営林を含む）にかかるとする場合

※②…国有林にかかるとする場合

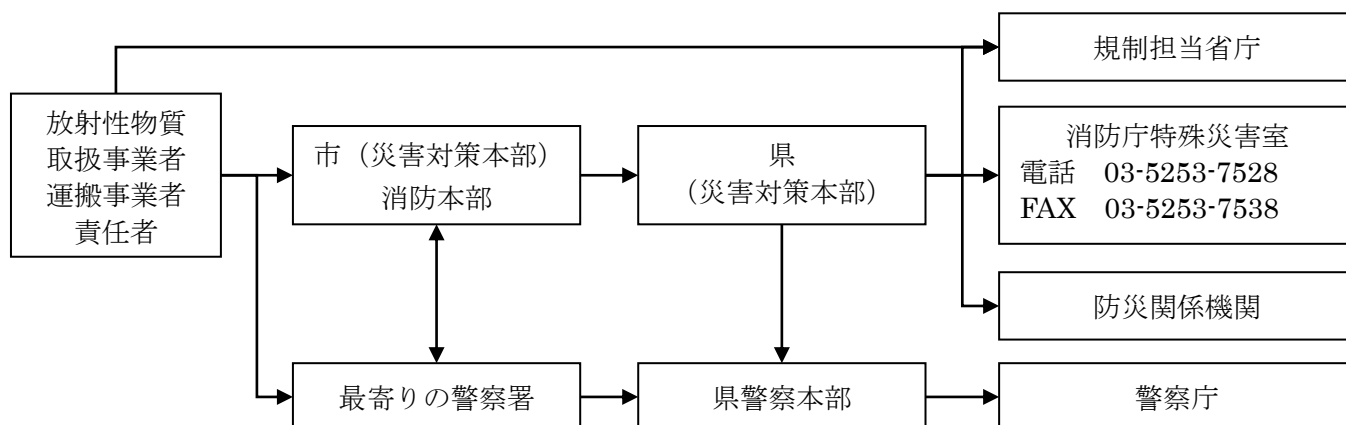
—— 通常の通信系統

----- 必要に応じての通信系統

<災害情報伝達系統（放射線物質取扱施設等）>



<災害情報伝達系統（運搬中の事故に伴う放射性物質の漏洩時）>



第2章 活動体制の確立

第1節 市の活動体制

(防災交通課)

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

その場合、本計画第3編及び第4編や他のマニュアル等に定められた災害対策本部の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的事項に準じて、的確な活動体制を構築する。

第2節 指定地方行政機関等の活動体制

(防災交通課)

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画に定めるところにより、大規模事故が発生した場合、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、速やかに必要な体制を確立する。

なお、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡する。

第3節 広域的な活動体制

(防災交通課、人事秘書課)

市及び県等は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

第4節 自衛隊の災害派遣

(防災交通課)

- 1 知事は、事故災害による被害が甚大であり、市、県及び各防災関係機関のみでは対処することが困難と予想される場合において、自衛隊法第83条の規定に基づく災害派遣を要請する。

(参考) 自衛隊法第83条の3の原子力災害派遣については、原子力災害対策本部長(首相)の要請により、防衛大臣が部隊等を派遣する。ただし、この件は、原子力災害に伴う知事の自衛隊(第4師団長)への災害派遣要請を妨げるものではない。自衛隊側により適切に処置・運用される。

- 2 空港事務所長は、自衛隊の派遣要請の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。

第5節 事故別の関係機関の活動体制

(防災交通課、関係機関)

第1 航空災害

1 空港事務所の活動体制

空港事務所は、空港事務所内に「事故応急対策本部」を設置し、速やかに、事故の概要を掌握するとともに、応急対策活動を実施する。

2 航空運航事業者の活動体制

航空運航事業者等は、発災後速やかに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

第2 道路災害

1 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

道路管理者は、被害状況や交通状況を把握するため、パトロール等による情報収集を行うとともに、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、迂回路の設定、道路利用者等への情報提供等を行う。

第3 鉄道災害

1 鉄軌道事業者の活動体制

鉄軌道事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

第4 危険物等災害

1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるとともに、拡大防止のため必要な措置を講ずる。

事業者は、消防機関、警察機関等との間において緊密な連携の確保に努める。

第5 林野火災対策

市（消防機関）は以下の活動体制をとる。

1 現場指揮本部の設置

火災を覚知した消防本部は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御

に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接消防機関等への応援出動要請の準備を行う。

2 空中消火体制の整備

消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県（防災危機管理局）への通報を行うとともに、次のとおり空中消火体制の準備を行う。

- （1）福岡市消防局又は北九州市消防局航空隊への出動要請準備
- （2）自衛隊出動要請のための準備
- （3）空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備

3 現地対策本部の設置

火災が拡大し、市では対処できないと判断するときは、県及び関係機関の協力を得て、市に、県の現地災害対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は、次のとおりである。

- （1）応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
- （2）自衛隊出動要請の検討
- （3）応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- （4）警戒区域の指定

4 空中消火体制

自衛隊等による円滑な空中消火を実施するため、市は、次の事項を行う。

- （1）陸空通信隊との連絡・調整（自衛隊通信機材を経由）
- （2）林野火災用防災地図の作成
- （3）空中消火補給基地の設定
- （4）ヘリポート等の設定
- （5）空中消火用資機材等の点検・搬入支援協力
- （6）警戒区域・立ち入り禁止区域等の警備又は誘導統制

第6 放射線災害

1 施設設置者の活動体制

施設設置者は、事故発生又は事故発生のおそれがある旨の通報を行った場合、速やかに、職員の非常参集及び情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

施設設置者は、市、県等防災関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

第3章 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

第1節 搜索活動

(防災交通課、関係機関)

- 1 消防機関、警察及び市等は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。
- 2 自衛隊は、要請に応じ搜索部隊を編成し、派遣する。

第2節 救助・救急活動

(防災交通課、関係機関)

第1 共通

1 救助活動

(1) 情報の収集・伝達

消防・警察は、119番・110番通報、空港関係機関等からの通報、ヘリコプターの情報提供等により被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を防災関係機関に連絡する。

(2) 救助活動

市及び県は、災害の実態、規模に応じて、防災関係機関が保有している資源で対応できないと予想される場合は、他県、他市町村及び自衛隊に応援要請を行い、また、災害救助大会等のボランティア団体にも必要に応じて協力を要請する。各防災関係機関は密接に連携し、迅速、的確、計画的な救助活動を行う。

(3) 救助資機材の調達

市及び県は、防災関係機関が保有している救助資機材では対応が困難な場合は、民間の建設業者の協力を得て、重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

2 救急活動

消防機関は、負傷者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。

(1) 救急要請への対応

ア 負傷者の搬送は、原則として、消防機関とする。ただし、消防署の救急車が対応できないときは、市、県、医療救護班で確保した車両により搬送を実施し、状況によっては他市町村、他県に応援を要請する。

イ 救急隊員は救命処置を要する重傷者の搬送を最優先するとともに、重傷者の状況に応じた応急処置を行う。

(2) 医療機関との連携

ア 市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に現地救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。

イ 消防機関は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の重傷者の受入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

(3) ヘリコプターの活用

市及び県は、遠隔地の高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、緊急医療用ヘリコプター、消防ヘリコプター又は警察ヘリコプターを活用する。

ただし、負傷者が多数のため、これらのヘリコプターだけでは対応できない場合、

県（航空運用班・支援受入れチーム）は、他縣市、自衛隊等に応援を要請する。

第2 放射線災害

1 救助・救急活動

- （1）施設設置者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- （2）救助・救急活動を実施する各機関は、個人線量計の携行、防護衣等の適切な装着等により、現場活動する職員の二次汚染（放射性物質の付着）等の防止に努める。
- （3）市及び県は、被害状況の早急な把握に努め、能力を超える場合、国又は他の地方公共団体に応援を要請する。
- （4）自衛隊は、要請に応じ救護班を編成し、派遣する。

2 資機材等の調達等

- （1）救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。
- （2）市及び県は、必要に応じ、他の地方公共団体又は施設設置者その他民間からの協力により救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第3節 医療活動

(防災交通課、朝倉診療所、健康課、関係機関)

第1 共通

- 1 市、県及び消防機関等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、朝倉医師会、県医師会、医療機関、日本赤十字社福岡県支部などの協力を得て、近隣医療機関への搬送又は必要に応じ、救護班の編成・現地への派遣などにより、適切な医療救護活動を実施する。
- 2 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣する。

第2 放射線災害

1 医療班の編成と救護活動

- (1) 市は、朝倉医師会の協力を得て医療班を編成する。
- (2) 県は、市の要請により、近接保健環境福祉事務所等を中心に医療班を編成する。
編成に当たっては、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院等と連携をとる。
- (3) 医療班は、国からの要請等により派遣される緊急被ばく医療派遣チーム（放射線医学総合研究所）の助言等を受け、救護所において放射線による被ばくを受けた者又はそのおそれがある者の検査及び救護にあたる。
救護所は、公民館等の公共的施設又は医療機関に開設する。

2 医療機関における検査、治療等

精密な検査等の医療措置を要すると認められる者がある場合、市及び県は、自衛隊等関係機関の協力を得て原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関等に移送し、必要な検査、除染及び治療を受けさせる。

第4節 消火活動

(防災交通課、関係機関)

第1 共通

- 1 消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- 2 市長は、災害規模が大きく、市の消防力だけでは対処できないと判断した場合は相互応援協定に基づいて応援要請する。

第2 道路災害

道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

第3 鉄道災害

鉄軌道事業者は、災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

第4 林野火災

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消防活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努める。

県及び警察は、消防機関に協力し、また、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するよう努める。

第5 放射線災害

施設設置者は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、消防活動方法の決定及び活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、施設設置者等と協力して迅速に消火活動を実施する。

第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動、応急対策、避難、応急復旧

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(防災交通課)

第1 共通

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要性を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

第2 鉄道災害

1 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、ほかの鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

第2節 応急対策

(防災交通課)

第1 危険物等災害の応急対策

1 危険物災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2 高圧ガス災害及び火薬類災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 毒劇物災害応急対策

市は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、汚染区域の拡大防止、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2 危険物の流出に対する応急対策

1 道路災害

(1) 道路管理者の措置

道路管理者は、事故車両等からの危険物の流出が認められた場合には、関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 消防機関の措置

消防機関は、危険物の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

2 危険物等災害

(1) 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

市及び県は、危険物災害時に危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

(2) 河川等への流出に対する応急対策

市及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、直ちに関係機関と協議の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関

係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

第3節 避難収容活動

(防災交通課、文化・生涯学習課、教育課、介護サービス課、福祉事務所、子ども未来課、あさくら“縁”結び課)

第1 警戒区域の設定

- 1 市等は、災害対策基本法等に定める基準に従い、特に必要と認めるときは警戒区域を設定する。
- 2 市等は、警戒区域及びその周辺における立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。
- 3 市等は、警戒区域及びその周辺において、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第2 避難誘導の実施

市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。また、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

第3 避難場所

1 避難場所の開設

市は、発災時に必要な避難場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

2 避難場所の管理運営

市は、各避難場所の適切な管理運営を行う。その際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供により避難場所の早期解消に努める。

(資料編：資料 2-3-8-1 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の一覧)

放射線災害時の安定ヨウ素剤の準備・服用については、責任機関からの指示に従う。

3 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第4 放射線災害時の避難

【以下、原子力安全委員会が廃止されたことに伴う記述変更は、県の指導を受ける】

1 屋内退避、避難誘導等

(1) 退避及び避難に関する基準

市は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が次表の「退避及び避難に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、当該地域住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

その他放射性物質又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとる。

〈退避及び避難に関する指標〉

予測線量（単位 mSv）		防護対策の内容
全身外部線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	
10～50mSv	100～500mSv	○市民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際窓等を閉め機密性に配慮すること。
50mSv 以上	500mSv 以上	○住居は、退避又はコンクリート建家の 屋内に退避すること。

(2) 退避の方法

市は、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、地区住民を退避又は避難させる。

また、避難時の服装等について、次のとおり、防災行政無線又は広報車等により市民への周知を図る。

〈避難時の服装等〉

- | |
|---|
| <p>I ゴーグル、マスク、ビニールカップ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防いで避難すること。</p> <p>II 避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。</p> |
|---|

(3) 放射線測定の実施

県は、環境への影響を把握するため、必要に応じ、国等の協力を得ながら事故現場の周辺地域等の放射線量の測定を行う。

(4) 飲料水、飲食物の摂取制限

市及び県は、放射性物質等による汚染状況の調査の結果等により、次表の「飲食

物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

〈飲食物摂取制限に関する指標〉

対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)	放射性セシウム
飲料水、牛乳・乳製品	$3 \times 10^2 \text{ Bq/kg}$ 以上	$3 \times 10^2 \text{ Bq/kg}$ 以上
野菜類	$2 \times 10^3 \text{ Bq/kg}$ 以上	$5 \times 10^2 \text{ Bq/kg}$ 以上
穀物、肉・卵・魚、その他	—	

(5) 農林産物の摂取及び出荷制限

市及び県は、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の摂取禁止、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

2 避難者への給水・食料供給等

第3編第2章及び第4編第2章の「飲料水の供給」「食料の供給」及び「生活必需品の供給」に準じて行う。

この際、放射線災害時に井戸水を飲料等に利用している住民・施設への給水に留意する。

第4節 応急復旧活動

(防災交通課)

第1 施設、設備の応急復旧活動

市及び県等は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第2 二次災害の防止活動

市及び県は、必要に応じ国と連携し、林野火災後の降雨等による土砂災害等、二次的な災害を防止するため、専門技術者を活用し、土砂災害等の危険箇所を点検するとともに、危険性の高い箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制を整備し、応急対策、治山事業等を実施する。

なお、県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生することがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

第5章 関係者等への的確な情報伝達活動

第1節 被災者の家族等への情報伝達活動

(防災交通課、人事秘書課)

市、県等の防災機関及び航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、放射線施設設置者は、被災者及びその家族等のニーズを十分把握し、航空災害、道路災害、鉄道災害、危険物災害、大規模な火事災害、林野火災等の状況と災害の進展予測、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容・要領等について、相互に連絡し、認識を共有する。

放射線災害の際には、井戸水、農畜水産物等の安全性の確認状況についても情報伝達を行う。

第2節 市民等への的確な情報伝達

(防災交通課、人事秘書課)

市、県等の防災機関及び航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、放射線施設設置者は、事故現場周辺の地域住人はもとより、市民等に対し、航空災害、道路災害、鉄道災害、危険物災害、大規模な火事災害、林野火災等の状況、安否情報、施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

この際、一般市民の危険な区域（警戒区域等）への立入を禁止する情報の伝達に留意する。

なお、情報の公表、広報の活動の際、その内容・要領等について、相互に連絡し、認識を共有する。

また、要配慮者に配慮した伝達を行う。

第3節 関係者等からの問い合わせに対する対応

(防災交通課、人事秘書課)

市、県等の防災機関及び航空運送事業者、道路管理者、鉄軌道事業者、放射線施設設置者は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるように、人員の配置等の態勢の整備に努める。

また、情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。

市は、災害対策本部に隣接したコールセンターを開設する。

第6章 原子力災害の応急対策

本章は、原子力発電所事故等に伴い大規模な放射性物質の放出などへの対応を踏まえ策定された「福岡県地域防災計画 原子力災害対策編」を前提としている。

なお、朝倉市は、原子力災害対策重点区域ではなく、その他の市町村として避難者の受け入れ等を行う。

第1節 活動体制の確立

(防災交通課、人事秘書課、関係機関)

第1 即応体制の確立

市は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立及び情報の収集・連絡体制の確立など必要な措置をとるとともに、国、県、糸島市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図るものとする。

また、原子力災害対策重点区域（糸島市等）において避難のための立ち退きの勧告又は指示が出された場合、市は、指定避難所などの設置及び避難者の誘導など、必要な支援を行う体制をとる。

第2節 応急対策活動の実施

(防災交通課、人事秘書課、上下水道課、教育課、関係機関)

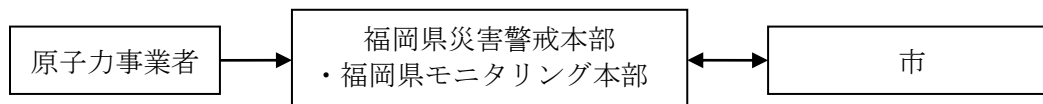
第1 情報収集・伝達

1 施設敷地緊急事態発生の情報連絡等

県は、原子力事業者、国（原子力規制委員会）又は原子力防災専門官から情報連絡を受けた事項について、糸島市ほか県内市町村及びその他防災関係機関に連絡するとともに、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。

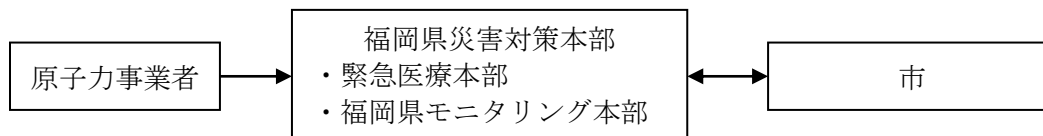
[情報収集事態及び警戒事態発生時、施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路]

※市への伝達経路のみ表記



[全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路]

※市への伝達経路のみ表記。緊急事態宣言前に県災害対策本部が設置された場合も同じ



第2 市民等への的確な情報提供活動

原子力災害が発生した場合に市民等の危険回避等に資するため、市は、テレビ・ラジオ、防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、必要に応じて専門家の助言を得ながら、災害に関する情報の迅速かつ的確な提供に努めるとともに、市民などの問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

1 市民等への情報提供活動

(1) 市民等への広報

市は、あらゆる手段を用いて、以下の事項について情報提供活動を実施する。

ア 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）

イ 災害応急対策の実施状況

ウ 避難住民等を受け入れる場合、避難住民等の受け入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力の呼びかけ

エ 無用の被ばくを避けるための対処方法

(2) 実施方法

市民等への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

ア 情報の発信元を明確にするとともに、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

イ 利用可能な様々な情報提供手段を活用し、継続的に広報するなど、定期的な情報提供に努める。

ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。

エ 各防災関係機関は、相互に連携し、情報の一元化を図る。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

市は、市民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果など）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関に関する情報、県などが講じている施策に関する情報及び交通規制など有益な情報を正確かつきめ細かに提供する。なお、その際、自主防災組織、自治会及び民生・児童委員などと協力・連携し、要配慮者に配慮する。

(4) 多様な情報提供手段の活用

市は、安否情報、交通情報及び各種問い合わせ先など市民などに有益な情報をホームページなどを活用して提供に努める。

2 誤情報の拡散への対処

市は、市民等へ提供した情報について、ホームページなどを注視し、誤情報の拡散抑制に努めるとともに、誤情報が確認された場合は、公式見解を迅速に発表する。

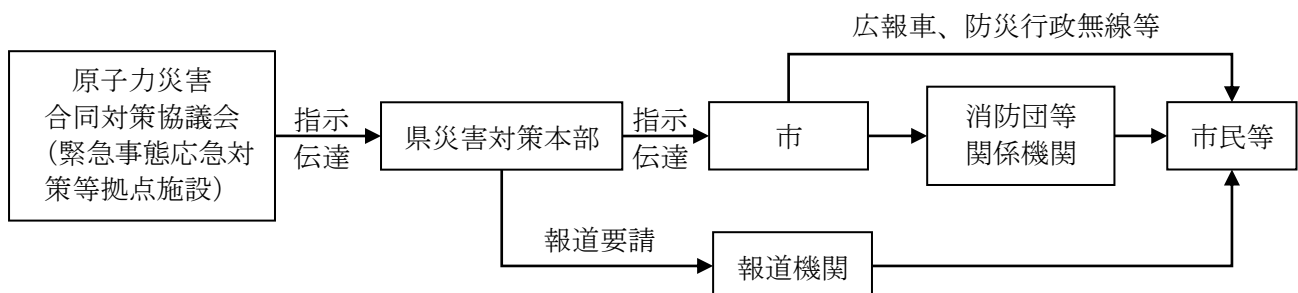
3 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、速やかに市民などからの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間対応可能な体制を構築する。

また、市は、市民などのニーズを見極め、情報の収集・整理を行うとともに、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口（災害対策本部に隣接したコールセンター）に備え置くよう努める。

[市民等に対する指示伝達・情報提供の系統図]

※市への伝達経路のみ表記



第3 緊急被ばく医療活動

市は、避難所等における住民等の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査（避難退域時検査など）等の緊急被ばく医療に協力する。

第4 飲料水、飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

市は、国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限など必要な措置を講じる。

また、水道水については、国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限など必要な措置を講じる。

市は、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限などの措置の内容について、市民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

2 飲料水、飲食物の汚染状況調査

市は、国及び県から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、指針に基づく飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

[飲食物摂取制限に関するOIL※1]

基準の種類	基準の概要	初期設定値※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

(別表)

核種※5	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間

放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

第5 文教対策の実施

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休校などの措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置をとる。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行った上で、地域の見守り隊などとの連携を図り、通学経路の変更、集団登下校などの措置を行う。

(3) 屋外活動制限などの措置

学校等は、原子力災害の発生したときは、必要に応じ、校庭・園庭などでの屋外活動制限などの措置をとる。

2 学校施設の被害状況の把握、応急復旧

市は、市立学校等やその通学路などの汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質による汚染の除去（除染）に努める。

私立の学校に対しても同様に、必要に応じて、除染に努める。

3 応急教育の実施

市及び学校等は、原子力災害により学校施設などが被災した場合又は指定避難所などとして被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。避難者を受け入れていても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1) 応急教育の実施場所

第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校

第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設

第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設

第4順位 応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

- ア 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- イ 教職員を動員し、できるだけ早く授業再開に努める。
- ウ 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- エ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- オ 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

(3) 教職員の確保

市及び私立の学校等の設置者などは、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、講師等の任用などにより教職員の確保に努める。

(4) 学用品の調達、給与

ア 教科書

(ア) 県は、被災のため教科書が不足する場合は、災害救助法に基づく給与であるかと否とを問わず、教科書名、被害冊数などを学校ごとに調査し、不足すると認められる教科書の冊数などを教科書特約供給所に指示するとともに、文部科学省に報告する。また、市は、県による教科書の給与事務に対して、その作業が円滑に行われるよう連携を密に行う。

(イ) 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害などにより教科書を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

イ 教科書以外の学用品など

県は、災害救助法が適用された地域で、住家の被害などにより学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して、必要な学用品を支給する。また、市は県による学用品等の給与事務に対して、その作業が円滑に行われるよう連携を密に行う。

〔支給の対象となる学用品〕

a 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブックなど）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

b 文房具文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

c 通学用品通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

(5) 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市、私立の学校等の設置者などと連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

(6) 保健衛生の確保

学校等は、県、市と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

(7) 指定避難所などとなる場合の対応

学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、指定避難所を開設し、学校の防災組織体制役割分担により、あらかじめ指定された職員が、避難住民などの受入れをはじめとした指定避難所などの運営を支援する。

受入れ場所の開設順序としては、[体育館⇒特別教室⇒普通教室]の順序で受入れを行う。

指定避難所などを開設した場合は、速やかに解説・受入れなどの状況を市とともに市教育委員会へ報告する。

第6編 災害復旧・復興計画

(復興推進室、関係各課)

一たび大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像されるところであり、こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては、被災者の生活再建及び経済の復興を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

- 1 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援を行う。
- 2 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づく、復興計画を作成する。
- 3 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、市及び県が主体的に取り組むとともに、国から支援を受けるという役割分担のもと、協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
- 4 災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1章 災害復旧事業の推進

(復興推進室、関係各課)

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、本計画に定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

市は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部（内閣府）が設置された災害（以下、「特定大規模災害」という。）等を受けた場合、災害復旧事業の実施を県に要請する。県は市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行う。

県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行政機関又は関係地方行政機関に、市は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請する。

第1節 復旧事業計画

(関係各課)

被災施設の復旧に当たっては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害復旧事業計画を策定し、早期に適切な復旧を図るものとする。

第1 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防設備、治山施設、道路、橋梁等について災害発生の原因を追究し、関係機関との総合的連携のもとに迅速かつ適切な復旧事業を施行し、さらに、復旧事業を施行することを必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより再度の災害発生を防止する。

特に、地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第2 農林業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設、治山施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業が施行されるよう努める。

また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。

第3 都市施設災害復旧事業計画

都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。

復旧に当たっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

第4 公営住宅災害復旧事業計画

市民生活の安定を図るため、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき、迅速かつ適切な公営住宅の建設を進める。

第5 公立文教施設災害復旧事業計画

- 1 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。
- 2 再度災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。
- 3 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

る。

第6 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- 1 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国及び県による補助、その他関係機関の融資を促進する。
- 2 再度の災害発生を防止するため設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

第7 医療施設災害復旧事業計画

市民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

第8 公営企業災害復旧事業計画

市民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

第9 公用財産災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

第10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に市民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第11 文化財災害復旧事業計画

文化財が市民の貴重な財産であることにかんがみ、迅速かつ適切な復旧を促進する。

第12 復旧・復興事業からの暴力団排除活動（総務財政課、関係各課）

市は、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第2節 激甚災害の指定

(防災交通課、関係各課)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

著しく激甚な災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要となる。

また、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく措置を受ける。

第1 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するか具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）によることとなっている。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行されることとなる。

第2 激甚災害に関する調査報告

1 市

市は、市の区域内に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

2 県

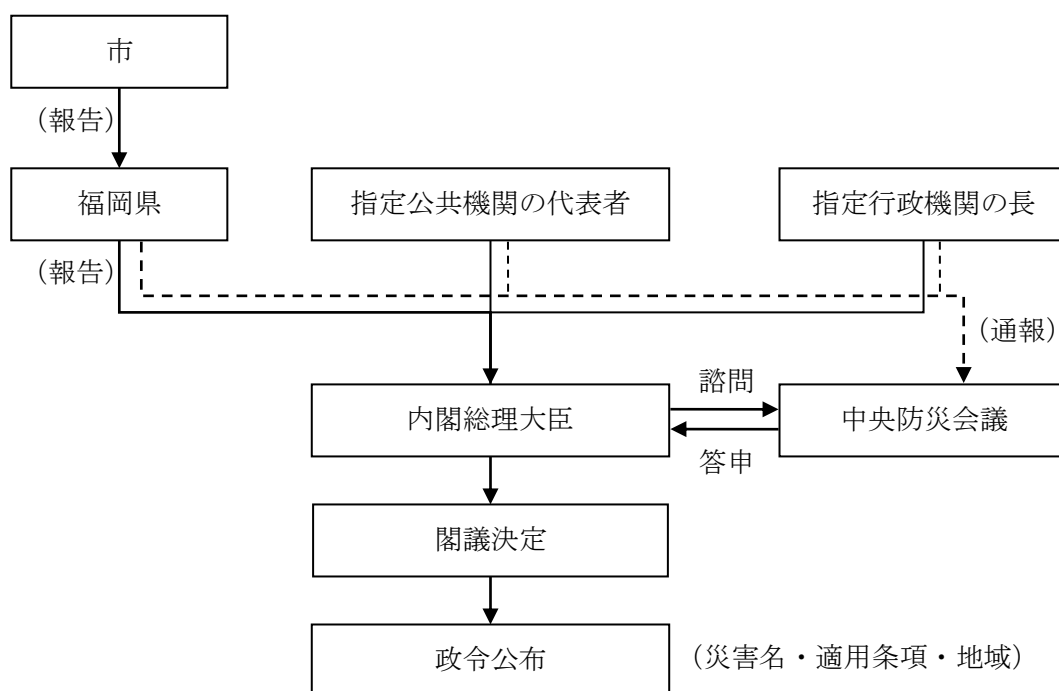
県は、市からの被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思わ

れる事業について、被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める事項について、速やかに調査する。

第3 激甚災害の指定促進

大規模な災害が発生した場合には、激甚法に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗状況に大きく影響を及ぼすことにかんがみ、県は市からの報告及び前記の調査結果に基づき、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、国の関係省庁との連絡を密にし、早期指定の促進を図る。

【激甚災害指定手続のフロー】



第2章 被災者等の生活再建等の支援

災害時には、多くの人が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずる。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握する。また、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被害者台帳の作成及び活用を図るものとする。住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に判定基準を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努める。

市は、平常時から、被災者支援を担当する部課を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、市及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

第1節 罹災証明書等の発行

(市民環境部、農林商工部)

市長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害、その他市長が定める種類（農業施設等）の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書等を交付する。

また、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害等の調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書等の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努める。

市は、県が住家等の被害認定の担当者のための研修を行う時は参加し、市による災害時の住家等の被害認定の迅速化を図る。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書等の交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、市に対し必要な支援を行う。

定期的に、市における課題の共有や対応の検討、市へのノウハウの提供等を行う。

第2節 被災者台帳の整備

(防災交通課)

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者支援システムにより、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成することができる。

第1 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- 1 氏名
- 2 出生の年月日
- 3 性別
- 4 住居又は居所
- 5 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 6 援護の実施の状況
- 7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 8 電話番号その他の連絡先
- 9 世帯の構成
- 10 罹災証明書の交付の状況
- 11 市長が台帳情報を市以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- 12 11の提供を行った場合は、その旨及び日時
- 13 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- 14 その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

第2 情報の収集

- 1 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用する。
- 2 市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。
県が、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、市は県に被災者に関する情報の提供を要請する。

第3 台帳情報の利用

市長は、市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用する。

第4 台帳情報の提供

- 1 市長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。
 - （1）本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - （2）他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき
- 2 1の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。
 - （1）申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - （2）申請対象の被災者を特定するために必要な情報
 - （3）提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - （4）提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
 - （5）その他、台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認める時又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、第1の13の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

第3節 生活相談

(人事秘書課)

災害時における市民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずる。

機 関 名	措 置 事 項
市	1 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回する。 2 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、相談窓口では、市の対策のみではなく、総合的に情報提供を行うなど、必要に応じた的確な窓口への誘導を図る。 また、市外に居住し、朝倉市に避難した被災者に対しても、市は、従前の居住地に係る地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。
県 (県民情報広報課・保健福祉環境事務所)	1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。 2 県民相談室、保健福祉環境事務所等に、必要に応じ災害関連の総合相談窓口を設置する。なお、相談窓口の設置をした場合、市町村をはじめ関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮するものとする。
警察	警察署その他必要な場所に、臨時相談窓口を設置して、警察関係の相談等に対応する。また、行方不明者に係る相談等必要な情報について、市と情報共有を図る。
指定地方行政機関 指定公共機関	事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。

第4節 女性のための相談

(総合政策課)

災害によって生じた女性特有の問題について相談に応じるため、次に掲げる措置を講ずる。

機 関 名	措 置 事 項
市	男女共同参画センター相談窓口において、避難所等における女性特有の問題に関する相談を受ける。
県 (男女共同参画推進課、各保健福祉環境事務所)	男女共同参画センターは、災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題などに対応するため、電話相談の実施や保健福祉環境事務所等と共同で避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。

第5節 雇用機会の確保

(商工観光課)

第1 計画目標

災害により被害を受けた住民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等を定めることにより被災者の生活の確保を図る。

また、市、県及び国は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

第2 対策

- 1 市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、福岡労働局及び県（労働政策課）に対する要請措置等必要な計画を策定する。
- 2 福岡労働局及び県（労働政策課）は協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。
- 3 福岡労働局は、以下の措置を講ずる。

(1) 離職者の早期再就職の促進

災害により離職を余儀なくされた者に対する早期再就職援助に当たっては、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

ア 公共職業安定所内に、被災者のための臨時相談窓口を設置する。

イ 被災地域内に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。

ウ 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋を行うとともに、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用を図る。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置（福岡労働局職業安定部職業安定課）

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後にその証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

第6節 義援金品の受付及び配分等

(福祉事務所、復興推進室)

災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想されるため、これらの受け入れ体制を確立する。

罹災者にあて寄託された義援金品の配分及び市民や企業等が義援品を提供する場合は、次により行う。

第1 義援金品の受付

義援金品は、保健福祉部において受け付ける。

義援金品の受付に当たっては、迅速かつ円滑な集積及び配分を図るために次に掲げる点に留意する。

- 1 義援金品の受付の広報については、新聞社、放送局（テレビ、ラジオ）等報道機関に協力を求めるとともに、市の広報媒体等を通じ呼びかける。
- 2 義援金の受付に当たっては、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会の協力を得たうえで振込先を決定し、県の受入窓口（県庁及び各保健福祉環境事務所）と併せて公表する。
- 3 義援品の受付に当たっては、被災住民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画との整合を図り、時機を逸することなく行うものとし、受入れを希望するもの・希望しないものを把握し、そのリスト及び送り先を公表するよう、また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努める。

適切な品目及び一定の数量を確保できる企業からの援助を積極的に受け入れる。

個人からの義援品は、応急対策時、受け付けないが、復旧・復興時には、企業からの義援品で不足する場合に募集するものとする。その際、梱包物資の内容やサイズ等が一見してわからない物品、古着及び保存性のない物資は受け入れられない旨を広報する。

第2 市民、企業等の義援品の提供

市民、企業等は、義援品を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災自治体職員の負担増加にならないように円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とする。

第3 義援金品の配分

寄託された義援金品は、日赤奉仕団など各種団体の協力を得て、原則として、罹災者に配分する。

- 1 義援金品の配分

市は、寄託された義援金品について、朝倉市義援金品配分委員会において配分を決定する。

(1) 配分対象及び配分基準（配分比）

ア 義援金

県配分委員会による配分対象及び配分基準（配分比）を参考に、市義援金配分委員会設置要綱に基づき開催する配分委員会において決定する。

イ 義援品

義援品は、被災住民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画との整合を図り、時機を逸することなく配分する。

第4 義援品保管場所

市は、義援品の保管場所についてあらかじめ計画を策定しておく。

第7節 生活資金の確保

(福祉事務所)

災害により住居、家財等に被害を受けた者が、生活の建て直し、自立助長のため必要となる資金の支給や貸付制度について、市、県及び関係機関は、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

第1 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく制度である。

市は、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

1 対象となる自然災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内で（1）または（2）に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- (5) （1）又は（2）に規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- (6) （1）又は（2）に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、
 - ア 5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
 - イ 2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

- (1) 住宅が全壊した世帯

- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

3 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 2 (1) 該当	解体 2 (2) 該当	長期避難 2 (3) 該当	大規模半壊 2 (4) 該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合

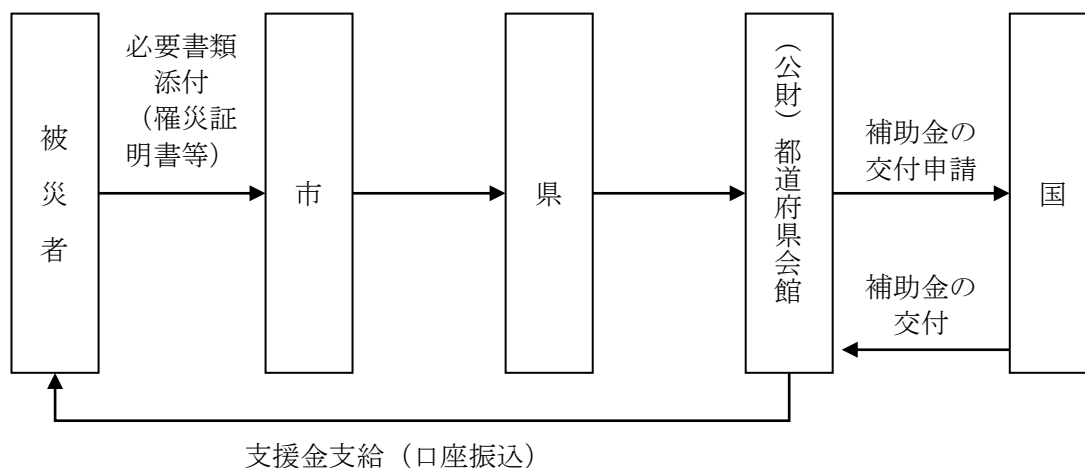
ア 全壊～大規模半壊世帯は、合計200（又は100）万円

イ 中規模半壊世帯は、合計100（又は50）万円

4 支給手続

支給申請は市に行く。提出を受けた市は申請書等の確認を行い、とりまとめの上、県に提出する。

県は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターに提出する。



※県では支援金支給に関する事務の全部を公益財団法人都道府県会館に委託している。

第2 福岡県被災者生活再建支援金

県内で被災者生活再建支援法が適用されている自然災害において、法の適用要件を満たさない被災者に対しては、福岡県被災者生活再建支援金により法と同様の支援を行う。

第3 生活福祉資金の貸付け

災害救助法が適用されない程度の災害、又は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得者世帯等が生活を立て直すため、臨時に必要な経費等について、県社会福祉協議会が貸し付ける資金である。

第4 災害援護資金の貸付け

災害救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷し、又は住居若しくは家財に相当程度の被害を受けた世帯に対し、市が条例の定めるところにより、生活の建て直しに必要な資金を貸し付けるものである。

第8節 郵便事業の特例措置

(福祉事務所)

災害救助法の適用があった場合において、日本郵便株式会社九州支社長は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、支店長は、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

第2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本郵便株式会社九州支社長は、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

第3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

支店長は、日本郵便株式会社九州支社長の指示に基づき被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社福岡県支部、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物資を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除を実施する。

第9節 租税の徴収猶予、減免等

(税務課、収納対策課、保険年金課、介護サービス課)

第1 市

市は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置に関する計画を策定する。

1 市民税・県民税

(1) 所得控除

震災、風水害、火災その他の災害により資産について損失を受けた場合、又はその災害に関連して一定のやむを得ない支出をした場合において、地方税法に定める一定金額を雑損控除として所得金額から控除する。

(2) 軽減又は免除

震災、風水害、火災その他の災害により被害を受けた納税義務者で、特に納付困難なものについて軽減又は免除する。

2 固定資産税の軽減又は免除

災害により滅失又は甚大な損害を受けた土地、家屋又は償却資産に対しては、その損害の程度に応じて災害の発生した日の属する年度分の固定資産税のうち、納期のまだ到来していない納付額を軽減又は免除する。

3 国民健康保険税の減免

(1) 国民健康保険税の減免

震災、風水害、火災などの災害により資産（動産・不動産）に損害を受け、生活が著しく困難となり、保険税を完納することができなくなった者については、災害の発生した日の属する月以降の納期に係る保険税額に、前年の所得金額及び損害の程度に応じ一定の割合を乗じた額の保険税を減免する。

なお、減免の期間は、災害の発生した日の属する月から1か年以内の範囲とする。

(2) 国民健康保険税の徴収猶予

被災世帯のうち、減免の対象とならない納税義務者で、納付すべき保険税の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、その徴収を猶予することができる。

ア 徴収猶予期間

災害を受けた日から6か月以内の期間に限って徴収猶予する。

イ 徴収猶予に係る延滞金

徴収猶予した期間に対応する延滞金については免除する。

4 その他、軽自動車税等についても天災等の場合の減免の制度がある。

5 災害等による期限の延長

災害により甚大な被害があった場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）又は朝倉市税条例（平成18年条例第62号）に定める申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入の期限を必要に応じて延長する。

6 徴収猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産につき震災、風水害、火災その他の災害を受けた場合において、市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき1年以内の期間に限り、その徴収を猶予する。

7 国民年金保険料の減免等

（1）免除申請

災害により、被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯員が所有する住宅又は家財に損害を受けたときは、申請に基づき、被保険者や世帯員の所得額、生活程度等を考慮し、納付すべき保険料を免除する。

（2）福祉年金等の特例取扱い

高齢福祉年金・障害基礎年金等を所得制限により支給停止されていた受給権者が、災害により自己又は所得税法に規定する扶養親族等の所有する住宅、家財などの財産に2分の1以上の損害を受けたときは、申請に基づき支給停止を解除する。

8 介護保険に関する保険料の軽減及び居宅介護（支援）サービス費等の額の特例

災害等で一時的に負担能力が著しく低下した場合に、「保険料の軽減」及び「居宅介護（支援）サービス費等の額の特例（利用者負担軽減）」を行う。

（1）第1号被保険者又は世帯の生計を維持する者。

震災、風水害、火災等により、住宅、家財等著しい損害を受けたこと。

第2 県

県（税務課）は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し地方税法又は福岡県税条例等により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講ずる。

1 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2か月以内に限り当該期限を延長する。

（1）災害が広域にわたる場合、知事が職権により適用の地域及び期日を指定する。

（2）その他の場合、規則で定める申請書を知事に提出する。

2 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付することができ

ないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。
 なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

3 減免等

被災した納税義務者等に対し、必要と認める場合は、該当する各税目について、次により減免、課税の免除及び納入義務の免除等を行う。

(1) 個人事業税

被災した納税義務者の申請により、被災の状況に応じて減免する。

(2) 不動産取得税

災害により家屋が滅失又は損壊し、当該家屋に代わると認められる家屋を取得した場合、被災の状況に応じて減免する。

(3) 自動車税

所有する自動車が災害により相当のき損を受けた場合、被災の状況に応じて減免する。

(4) 軽油引取税

徴収した軽油引取税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

(5) 産業廃棄物税

徴収した産業廃棄物税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

災害により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるものは、課税を免除する。

(6) 宿泊税

徴収した宿泊税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その宿泊税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。

第3 国

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

1 申告等の期限の延長

2 徴収猶予

(1) 納期限未到来の場合の徴収猶予

(2) 通常の場合の徴収猶予

(3) 災害減免法に基づく徴収猶予等

3 減免措置

第10節 災害弔慰金等の支給等

(福祉事務所)

市は、朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

【災害弔慰金等一覧】

災害弔慰金	対象災害	自然災害	● 1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 ● 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ● 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ● 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円	
	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る）	
災害障害見舞金	対象災害	自然災害	● 1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 ● 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ● 都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ● 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円	
	障害の程度	① 両目が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの		

第11節 災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するための啓発

(防災交通課、商工観光課、人権・同和対策課)

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずる。

広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

- 1 インターネットによる情報提供
- 2 風評被害対策用リーフレットの作成
- 3 車内吊り広告
- 4 テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
- 5 広報誌への掲載
- 6 講演会の開催 等

第3章 経済復興の支援

(福祉事務所、商工観光課)

第1節 金融措置

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

1 市、県、関係機関

(1) 災害援護資金

市は朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1それぞれを市に、無利子で貸し付けることになっている。

対象災害	自然災害---都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		
貸付 限度 額	1	世帯主の1か月以上の負傷	150万円
	2	家財等の損害	
	ア	家財の1/3以上の損害	150万円
	イ	住居の半壊	170万円
	ウ	住居の全壊	250万円
	エ	住居の全体が滅失又は流出	350万円
	3	1と2が重複した場合	
	ア	1と2のアの重複	250万円
	イ	1と2のイの重複	270万円
	ウ	1と2のウの重複	350万円
	4	次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
	ア	2のイの場合	250万円
	イ	2のウの場合	350万円
	ウ	3のイの場合	350万円
貸付 条件	所得制限	(世帯人員) (市町村民税における前年の総所得金額)	
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	(一人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。	

	利 率	年3%（据置期間は無利子）
	据置期間	3年（特別の事情のある場合は5年）
	償還期限	10年（据置期間を含む）
	償還方法	年賦又は半年賦
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）	

（2）中小企業融資制度【緊急経済対策資金】

ア 融資対象等

県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、県知事の指定する風水害、震災、又は感染症の発生等突発的な事態の生起により経営の安定に支障を生じている者で、事業所所在地の商工会議所・商工会（組合にあっては中央会）の確認を受けている者。

イ 申込場所

（ア）各商工会議所、商工会

（イ）県中小企業団体中央会

（ウ）指定金融機関

（3）農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

		被災農業者	被災林業者	被災漁業者	被災水産加工業者	被災組合	共同利用施設
天災資金〔経営資金〕	農協等	●	●	●			
天災資金〔事業資金〕	中金、信連					●	
農業基盤整備資金	公庫	●					
主務大臣指定災害復旧資金〔施設資金〕	公庫	●	●	●			
農業経営維持安定資金〔災害資金〕	公庫	●					
林業基盤整備資金	公庫		●				
漁業基盤整備資金	公庫					●	
漁船資金	公庫			●			
沿岸漁業経営安定資金	公庫			●			
共同利用施設災害復旧資金	公庫						●
農林漁業経営安定資金	農協、森	●	●	●	●		

		被災農業者	被災林業者	被災漁業者	被災水産加工業者	被災組合	共同利用施設
	組、漁業水産加工協						
農業災害対策資金〔特別資金〕	公庫	●					
農業災害対策資金〔経営安定資金〕	農協	●					

注. 中金・・・農林中央金庫、信連・・・信用漁業協同組合連合会、公庫・・・日本政策金融公庫

2 政府系金融機関

(1) 株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）

災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。

(2) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）

災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。

(3) 株式会社商工組合中央金庫

災害により被害を受けた中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸付ける。

3 被災者に対する広報等

市、県及び国は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

第4章 復興計画

(総合政策課、復興推進室)

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、市、県及び関係機関と緊密な連携を図りながら、再度の災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、市民の安全と環境保全、高齢者、障がい者、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

さらには、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

なお、必要に応じ、内閣府編集の「復旧・復興ハンドブック」に即した復興計画の作成を検討することとする。

第1節 復興計画作成の体制づくり

被災後の早い段階で市長を本部長とする復旧・復興本部を設置して、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

第2節 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を市民に対し行い、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民の合意を得るように努める。

第3節 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民ニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、市は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請する。

第5章 大規模事故等の災害復旧計画

第1節 被災施設の復旧対策

(関係各課)

道路管理者、鉄軌道事業者、市及び県は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧活動に努める。

また、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明確にするように努める。

危険物等の災害時には、環境に配慮して必要な措置を講ずる。

第2節 林野火災の復旧対策

(関係各課)

第1 林野火災対策資料の作成

関係機関は、措置した事項を整理記録し今後の対策樹立を図る。

市は、焼損面積20ha以上の火災の場合は、昭和55年3月11日付け消防地第81号に定める林野火災調査資料を作成し、速やかに県に報告を行う。

第3節 放射線災害の復旧対策

(関係各課)

第1 関係情報の収集・調査

市は、避難等の措置をとった市民が、災害発生時その地域に所在した旨の証明及び避難所等においてとった措置等を登録するとともにその結果を県に報告する。

市は、市民が受けた損害の調査を実施し、その結果を県に報告する。

市及び県は、被災地の汚染状況、応急対策措置及び復旧対策措置を記録しておく。

第2 健康に対する相談体制の整備

市及び県は、放射性物質取扱施設の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第3 風評被害等軽減のための広報活動の実施

市及び県は、放射線災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁

業、地場産業の商品等の適正な流通促進のための広報活動を行う。

第4節 原子力災害の復旧対策

(関係各課)

第1 災害復旧事業の推進

1 応援要請及び職員の派遣要請等

市は、県及び糸島市から職員の派遣に関する応援要請に対応する。

第2 被災者の生活再建等の支援

1 放射性物質による汚染の除去

市は、住民等の被ばく線量を低減するため、県及びその他防災関係機関と連携して、放射性物質による汚染の除去（除染）に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康保護の観点から必要である地域を選別し、優先的に実施する。また、これらの地域の中でも、特に、成人に比べて放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供などの生活環境については、優先的に除染する。

除染に必要な防災資機材は、原子力事業者から貸与を受ける。また、市は、必要に応じて、原子力事業者に対して、原子力防災要員の派遣を要請する。

市は、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する除染を行うに当たっては、国や原子力事業者とも連携の上、国が策定した「除染関係ガイドライン」（平成25年5月 環境省）を参考に実施する。

なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

2 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理

市は、国主導で行われる原子力災害及び除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理について、県及び国・原子力事業者などと連携して行う。また、収集、運搬、一時的な保管など必要な協力を行う。

放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の収集、運搬及び一時的な保管に当たっては、飛散流出防止措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の量並びに運搬先などの記録、周辺住民の健康保護及び生活環境保全への配慮などに関し、必要な措置をとる。

市は、住民、事業者等に対して、放射性物質の付着により摂取制限、出荷制限等の対象となった飲食物・農林水産物などの廃棄物や除染により発生した放射性物質の付着した土壌の取扱いについて周知徹底し、適切に取り扱うよう協力を求める。

市は、国に対し、早期に放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う施設を確保し、一時的な保管場所から搬送するよう要請する。

3 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家や国の判断等を踏まえ、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を市に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

市は、緊急時モニタリング等による調査、国の判断・指示、県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

4 モニタリングの実施及び結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して、継続的にモニタリングを行いその結果を速やかに公表し、その後、平常時におけるモニタリング体制に移行する。

市は、県が実施するモニタリングに協力する。

5 災害地域住民等に係る記録の作成及び相談窓口の設置など

原子力災害が発生した場合、住民などの原子力事業者に対する損害賠償請求に資するため、市は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

(1) 影響調査の実施

県及び国は、必要に応じ、農林水産業及び商工業などの受けた影響について調査する。

市は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

(2) 災害対策措置状況の記録

市及び県は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

6 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減

大規模な原子力災害が発生した場合、国内外において、農林水産業及び観光業などにおける情報伝達不足による混乱や、避難先でのいじめ問題などの人権侵害が生じるおそれがあることから、市は、原子力災害による「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）」の影響を軽減するため、農林水産物、加工品、工業製品などの適正な流通促進、観光地の安全性アピール及び避難先でのいじめなど人権侵害の防止などに関する情報提供・広報活動を実施する。

7 被災中小企業等に対する支援

県は、国、市と連携して、必要に応じ、復旧のための資金が金融機関から被

災農林水産業者又は被災農林水産業者が組織する団体へ円滑に融資されるよう支援する。

また、被災中小企業及び被災農林水産業者などに対する援助及び助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

8 心身の健康相談体制の整備

大規模な原子力災害が発生した場合に、住民等の放射線被ばくに関する不安への対応のため、市、朝倉医師会、市社会福祉協議会は、心身の健康に関する相談体制を整備する。